

改正後	改正前
<p>関係]</p> <p>70の2の2-1~70の2の2-7 (省略)</p> <p>70の2の2-8 領収書等に記載又は記録がされた金額が外国通貨により表示されている場合の邦貨換算</p> <p>70の2の2-9~70の2の2-12 (省略)</p> <p>[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係]</p> <p>70の3-1~70の3-11 (省略)</p> <p>70の3-11の2 通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊</p> <p>70の3-12 (省略)</p> <p>70の3-13 措置法第70条の3第12項に規定する書類の提出先等</p> <p>70の3-14~70の3-15 (省略)</p> <p>[措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除))関係]</p> <p>70の4-1~70の4-96 (省略)</p> <p>[措置法第70条の6の4((山林についての相続税の納税猶予及び免除))関係]</p> <p>70の6の4-1~70の6の4-2 (省略)</p> <p>70の6の4-2の2 推定相続人に委託をしているとき</p> <p>70の6の4-3~70の6の4-14 (省略)</p> <p>70の6の4-14の2 林業経営相続人が特例山林について経営が行うことが困難な状態となった場合</p> <p>70の6の4-14の3 措置法第70条の6の4第6項の規定の適用に係る推定相続人の意義等</p> <p>70の6の4-14の4 経営委託をした旨の届出書が届出期限までに提出されない場合等</p> <p>70の6の4-14の5 措置法第70条の6の4第6項の規定の適用を受けた後に特例山林について経営を行うことが困難な状態が解消した場合</p> <p>70の6の4-14の6 林業経営相続人の推定相続人に該当しないこととなった場合</p> <p>70の6の4-15~70の6の4-16 (省略)</p> <p>[措置法第70条の7((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除))関係]</p> <p>70の7-1~70の7-14の2 (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>70の7-16~70の7-37の3 (省略)</p> <p>70の7-37の4 相続税法第21条の14から第21条の16までの不適用</p> <p>70の7-38 (省略)</p>	<p>関係]</p> <p>70の2の2-1~70の2の2-7 (同左)</p> <p>70の2の2-8 領収書等に記載された金額が外国通貨により表示されている場合の邦貨換算</p> <p>70の2の2-9~70の2の2-12 (同左)</p> <p>[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係]</p> <p>70の3-1~70の3-11 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>70の3-12 (同左)</p> <p>70の3-13 措置法第70条の3第8項に規定する書類の提出先等</p> <p>70の3-14~70の3-15 (同左)</p> <p>[措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除))関係]</p> <p>70の4-1~70の4-96 (同左)</p> <p>[措置法第70条の6の4((山林についての相続税の納税猶予及び免除))関係]</p> <p>70の6の4-1~70の6の4-2 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>70の6の4-3~70の6の4-14 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>70の6の4-15~70の6の4-16 (同左)</p> <p>[措置法第70条の7((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除))関係]</p> <p>70の7-1~70の7-14の2 (同左)</p> <p>70の7-15 相続時精算課税適用者等に係る贈与税の納税猶予</p> <p>70の7-16~70の7-37の3 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>70の7-38 (同左)</p>

改正後	改正前
70の7-39 措置法第70条の7第16項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等	70の7-39 措置法第70条の7第17項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等
70の7-40～70の7-49 (省略)	70の7-40～70の7-49 (同左)
70の7-50 措置法第70条の7第29項各号の価額の意義	70の7-50 措置法第70条の7第30項各号の価額の意義
70の7-51 「贈与特定期間」の意義	(新設)
70の7-52 災害によって甚大な被害を受けた場合	(新設)
70の7-53 通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊	(新設)
70の7-54 事業所が災害によって被害を受けたことにより認定贈与承継会社における雇用の確保が困難となった場合	(新設)
70の7-55 被災事業所の常時使用従業員の雇用に確保されているものとして政令で定める数を下回る数となったこと	(新設)
70の7-56 措置法第70条の7第30項第3号に規定する「認定贈与承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」	(新設)
70の7-57 措置法第70条の7第30項第3号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用に確保されているとき」	(新設)
70の7-58 措置法第70条の7第30項第4号に規定する「認定贈与承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」	(新設)
70の7-59 措置法第70条の7第30項第4号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用に確保されているとき」	(新設)
70の7-60 中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号の事由の発生した日	(新設)
70の7-61 措置法令第40条の8第59項に規定する届出書の提出期間等	(新設)
70の7-62 措置法第70条の7第16項に関する通達の準用	(新設)
〔措置法第70条の7の2((非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除)関係)〕	〔措置法第70条の7の2((非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除)関係)〕
70の7の2-1～70の7の2-54 (省略)	70の7の2-1～70の7の2-54 (同左)
70の7の2-55 「特定期間」の意義	(新設)
70の7の2-56 災害によって甚大な被害を受けた場合	(新設)
70の7の2-57 通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊	(新設)
70の7の2-58 事業所が災害によって被害を受けたことにより認定承継会社における雇用の確保が困難となった場合	(新設)
70の7の2-59 被災事業所の常時使用従業員の雇用に確保されているものとして政令で定める数を下回る数となったこと	(新設)
70の7の2-60 措置法第70条の7の2第31項第3号に規定する「認定承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」	(新設)

改正後	改正前
70の7の2-61 措置法第70条の7の2第31項第3号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」	(新設)
70の7の2-62 措置法第70条の7の2第31項第4号に規定する「認定承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」	(新設)
70の7の2-63 措置法第70条の7の2第31項第4号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」	(新設)
70の7の2-64 非上場株式等の取得時期	(新設)
70の7の2-65 中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号の事由の発生した日	(新設)
70の7の2-66 措置法令第40条8の2第64項に規定する届出書の提出期間等	(新設)
70の7の2-67 措置法第70条の7の2第17項に関する通達の準用	(新設)
70の7の2-68 措置法第70条の7の2第35項各号に掲げる場合 〔措置法第70条の7の3((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係〕	(新設) 〔措置法第70条の7の3((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係〕
70の7の3-1~70の7の3-1の2 (省略)	70の7の3-1~70の7の3-1の2 (同左)
70の7の3-2 贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した特例非上場株式等	70の7の3-2 贈与者の死亡の日前3年以内に贈与を受けた非上場株式等
70の7の3-2の2 (省略) 〔措置法第70条の7の4((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除))関係〕	70の7の3-2の2 (同左) 〔措置法第70条の7の4((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除))関係〕
70の7の4-1~70の7の4-8 (省略)	70の7の4-1~70の7の4-8 (同左)
70の7の4-9 既に株式等についての贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等	70の7の4-9 既に非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等
70の7の4-10 (省略)	70の7の4-10 (同左)
70の7の4-10の2 措置法第70条の7の4第18項各号に掲げる場合	(新設)
70の7の4-11~70の7の4-12 (省略)	70の7の4-11~70の7の4-12 (同左)
〔措置法第70条の7の5((医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除))関係〕	〔措置法第70条の7の5((医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除))関係〕
70の7の5-1~70の7の5-21の2 (省略)	70の7の5-1~70の7の5-21の2 (同左)

改正後	改正前
<p data-bbox="152 225 1021 248">〔措置法第69条の5（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕</p> <p data-bbox="152 301 656 325">（特定森林経営計画対象山林である特定計画山林）</p> <p data-bbox="152 341 1106 445">69の5－1 措置法第69条の5第2項第4号イに掲げる特定計画山林とは、同項第1号に規定する特定森林経営計画対象山林（以下69の5－12までにおいて「特定森林経営計画対象山林」という。）のうち次に掲げる全ての要件を満たす区域内に存するものをいうことに留意する。</p> <p data-bbox="174 461 1106 684">(1) 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈により当該特定森林経営計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該被相続人に係る相続開始の前に同号に規定する市町村長等の認定（以下69の5－8までにおいて「市町村長等の認定」という。）を受けていた森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項（（森林経営計画））に規定する森林経営計画（以下69の5－8までにおいて「森林経営計画」という。）の定められている区域内に存するものであること。</p> <p data-bbox="174 700 1106 924">(2) 措置法第69条の5第1項に規定する申告期限（以下69の5－8までにおいて「相続税の申告期限」という。）において現に効力を有する次に掲げるいずれかの森林経営計画の定められた区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第2条第2項第2号（（定義））に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除き、一体として効率的に森林施業を行うこととされているものとして措置法規則第23条の2の2第2項で定めるものに限る。）であること。</p> <p data-bbox="203 940 1106 1003">① 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林経営計画対象山林に係る森林経営計画</p> <p data-bbox="203 1019 1106 1323">② 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林経営計画対象山林に係る森林経営計画について、当該被相続人から相続又は遺贈により当該特定森林経営計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に森林法第12条（（森林経営計画の変更））の規定（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第9条（（森林経営計画の変更の特例））の規定を含む。次の⑤並びに69の5－2(2)④及び(注)1において同じ。）による変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林経営計画</p> <p data-bbox="203 1339 1106 1402">③ 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林経営計画対象山林に係る森林経営計画について、当該被相続人から相続又は遺贈に</p>	<p data-bbox="1137 225 2007 248">〔措置法第69条の5（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕</p> <p data-bbox="1137 301 1641 325">（特定森林経営計画対象山林である特定計画山林）</p> <p data-bbox="1137 341 2092 445">69の5－1 措置法第69条の5第2項第4号イに掲げる特定計画山林とは、同項第1号に規定する特定森林経営計画対象山林（以下69の5－12までにおいて「特定森林経営計画対象山林」という。）のうち次に掲げる全ての要件を満たす区域内に存するものをいうことに留意する。</p> <p data-bbox="1160 461 2092 684">(1) 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈により当該特定森林経営計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該被相続人に係る相続開始の前に同号に規定する市町村長等の認定（以下69の5－8までにおいて「市町村長等の認定」という。）を受けていた森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項（（森林経営計画））に規定する森林経営計画（以下69の5－8までにおいて「森林経営計画」という。）の定められている区域内に存するものであること。</p> <p data-bbox="1160 700 2092 924">(2) 措置法第69条の5第1項に規定する申告期限（以下69の5－8までにおいて「相続税の申告期限」という。）において現に効力を有する次に掲げるいずれかの森林経営計画の定められた区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第2条第2項第2号（（定義））に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除き、一体として効率的に森林施業を行うこととされているものとして措置法規則第23条の2の2第2項で定めるものに限る。）であること。</p> <p data-bbox="1189 940 2092 1003">① 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林経営計画対象山林に係る森林経営計画</p> <p data-bbox="1189 1019 2092 1323">② 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林経営計画対象山林に係る森林経営計画について、当該被相続人から相続又は遺贈により当該特定森林経営計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に森林法第12条（（森林経営計画の変更））の規定（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第10条（（森林経営計画の変更の特例））の規定を含む。次の⑤並びに69の5－2(2)④及び(注)1において同じ。）による変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林経営計画</p> <p data-bbox="1189 1339 2092 1402">③ 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林経営計画対象山林に係る森林経営計画について、当該被相続人から相続又は遺贈に</p>

改正後	改正前
<p>より当該特定森林経営計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に措置法令第40条の2の2第4項第2号の市町村長等の新認定（以下69の5－2までにおいて「市町村長等の新認定」という。）を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林経営計画</p> <p>④ 被相続人から相続又は遺贈により特定森林経営計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林経営計画対象山林に係る森林経営計画</p> <p>⑤ 被相続人から相続又は遺贈により特定森林経営計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林経営計画対象山林に係る森林経営計画について、当該被相続人の親族が当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に森林法第12条の規定により変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林経営計画</p> <p>⑥ 被相続人から相続又は遺贈により特定森林経営計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林経営計画対象山林に係る森林経営計画について、当該被相続人の親族が当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林経営計画</p> <p>(3) 相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する上記(2)に掲げる森林経営計画において、特定森林経営計画対象山林について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする被相続人の親族が施業を行うこととされている区域内に存するものであること。 (注) 被相続人に係る相続開始の時から当該被相続人に係る相続税の申告期限を経過する時までの間のいずれかの時点で、特定森林経営計画対象山林について効力を有する森林経営計画において、同項の規定の適用を受けようとする当該被相続人の親族が施業を行うこととされていた区域以外の区域内に存する特定森林経営計画対象山林については、特定計画山林に該当しないことに留意する。</p> <p>(相続開始の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林経営計画が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第3号イに規定する特定計画山林相続人等の判定)</p> <p>69の5－6 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈（措置法令第40条の2の2第19項の適用がある特定の名義で行われるものを除く。）により特定森林経営計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該特定森林経営計画対象山林に係る市町村長等の認定を受け</p>	<p>より当該特定森林経営計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に措置法令第40条の2の2第4項第2号の市町村長等の新認定（以下69の5－2までにおいて「市町村長等の新認定」という。）を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林経営計画</p> <p>④ 被相続人から相続又は遺贈により特定森林経営計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林経営計画対象山林に係る森林経営計画</p> <p>⑤ 被相続人から相続又は遺贈により特定森林経営計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林経営計画対象山林に係る森林経営計画について、当該被相続人の親族が当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に森林法第12条の規定により変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林経営計画</p> <p>⑥ 被相続人から相続又は遺贈により特定森林経営計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林経営計画対象山林に係る森林経営計画について、当該被相続人の親族が当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林経営計画</p> <p>(3) 相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する上記(2)に掲げる森林経営計画において、特定森林経営計画対象山林について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする被相続人の親族が施業を行うこととされている区域内に存するものであること。 (注) 被相続人に係る相続開始の時から当該被相続人に係る相続税の申告期限を経過する時までの間のいずれかの時点で、特定森林経営計画対象山林について効力を有する森林経営計画において、同項の規定の適用を受けようとする当該被相続人の親族が施業を行うこととされていた区域以外の区域内に存する特定森林経営計画対象山林については、特定計画山林に該当しないことに留意する。</p> <p>(相続開始の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林経営計画が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第3号イに規定する特定計画山林相続人等の判定)</p> <p>69の5－6 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈（措置法令第40条の2の2第19項の適用がある特定の名義で行われるものを除く。）により特定森林経営計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該特定森林経営計画対象山林に係る市町村長等の認定を受け</p>

改正後

ていた森林経営計画（以下69の5－6において「消滅前計画」という。）の効力が当該相続開始の時から相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日（以下69の5－6において「効力消滅日」という。）の翌日に現に効力を有する当該特定森林経営計画対象山林に係る新たな森林経営計画が存しない場合であっても、当該被相続人又は当該被相続人の親族が当該効力消滅日までに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第34条第1項（森林経営計画の認定の請求等）に規定する認定請求書及び森林経営計画書（当該特定森林経営計画対象山林に係るものに限る。）を提出し、後に当該認定請求に係る森林経営計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林経営計画に基づき当該被相続人の親族が施業を行っていたときには、措置法第69条の5第2項第3号イ(2)の要件の判定上、当該被相続人の親族が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林経営計画の始期の前日（当該相続又は遺贈に係る申告期限が当該森林経営計画の始期の前日前に到来する場合には、その申告期限の日。）まで引き続き消滅前計画に基づき当該特定森林経営計画対象山林（当該認定を受けた森林経営計画において当該被相続人の親族が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。）について施業を行っていたものとして取り扱う。

(注) 上記の取扱いは、特定森林経営計画対象山林の判定に当たっては適用がないことに留意する。

（贈与の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林経営計画が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第3号ロに規定する特定計画山林相続人等の判定）

69の5－7 被相続人である特定贈与者又は当該特定贈与者から贈与により特定受贈森林経営計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林経営計画対象山林承継人を含む。以下69の5－7において同じ。）が当該特定受贈森林経営計画対象山林に係る市町村長等の認定を受けていた森林経営計画（以下69の5－7において「消滅前計画」という。）の効力が当該贈与の時から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日（以下69の5－7において「効力消滅日」という。）の翌日に現に効力を有する当該特定受贈森林経営計画対象山林に係る新たな森林経営計画が存しない場合であっても、当該特定贈与者又は当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日までに森林法施行規則第34条第1項に規定する認定請求書及び森林経営計画書（当該特定受贈森林経営計画対象山林に係るものに限る。）を提出し、後に当該認定請求に係る森林経営計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林経営計画に基づき当該特定贈与者の推定相続人が施業を行っていたときには、措置法第69条の5第2項第3号ロ(2)の要件の

改正前

ていた森林経営計画（以下69の5－6において「消滅前計画」という。）の効力が当該相続開始の時から相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日（以下69の5－6において「効力消滅日」という。）の翌日に現に効力を有する当該特定森林経営計画対象山林に係る新たな森林経営計画が存しない場合であっても、当該被相続人又は当該被相続人の親族が当該効力消滅日までに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第9条第1項（森林経営計画の認定の請求等）に規定する認定請求書及び森林経営計画書（当該特定森林経営計画対象山林に係るものに限る。）を提出し、後に当該認定請求に係る森林経営計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林経営計画に基づき当該被相続人の親族が施業を行っていたときには、措置法第69条の5第2項第3号イ(2)の要件の判定上、当該被相続人の親族が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林経営計画の始期の前日（当該相続又は遺贈に係る申告期限が当該森林経営計画の始期の前日前に到来する場合には、その申告期限の日。）まで引き続き消滅前計画に基づき当該特定森林経営計画対象山林（当該認定を受けた森林経営計画において当該被相続人の親族が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。）について施業を行っていたものとして取り扱う。

(注) 上記の取扱いは、特定森林経営計画対象山林の判定に当たっては適用がないことに留意する。

（贈与の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林経営計画が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第3号ロに規定する特定計画山林相続人等の判定）

69の5－7 被相続人である特定贈与者又は当該特定贈与者から贈与により特定受贈森林経営計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林経営計画対象山林承継人を含む。以下69の5－7において同じ。）が当該特定受贈森林経営計画対象山林に係る市町村長等の認定を受けていた森林経営計画（以下69の5－7において「消滅前計画」という。）の効力が当該贈与の時から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日（以下69の5－7において「効力消滅日」という。）の翌日に現に効力を有する当該特定受贈森林経営計画対象山林に係る新たな森林経営計画が存しない場合であっても、当該特定贈与者又は当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日までに森林法施行規則第9条第1項に規定する認定請求書及び森林経営計画書（当該特定受贈森林経営計画対象山林に係るものに限る。）を提出し、後に当該認定請求に係る森林経営計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林経営計画に基づき当該特定贈与者の推定相続人が施業を行っていたときには、措置法第69条の5第2項第3号ロ(2)の要件の

改正後	改正前
<p>判定上、当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林経営計画の始期の前日（当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限が当該森林経営計画の始期の前日前に到来する場合には、その申告期限の日。）まで引き続き消滅前計画に基づき当該特定受贈森林経営計画対象山林（当該認定を受けた森林経営計画において当該特定贈与者の推定相続人が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。）について施業を行っていたものとして取り扱う（措置法令第40条の2の2第20項の規定により施業を行っていたものとみなされる場合を除く。）。</p> <p>（注） 上記の取扱いは、特定受贈森林経営計画対象山林の判定に当たっては適用がないことに留意する。</p> <p>（申告書の提出期限から3年以内に特定計画山林の特例及び小規模宅地等の特例に係る遺産が分割できない場合の承認申請）</p> <p>69の5-11 相続税法第27条の規定による申告書の提出期限から3年以内に共同相続人等によって分割されていない特定計画山林及び特例対象宅地等がある場合において、当該分割されていない特定計画山林又は特例対象宅地等が分割された後に、措置法第69条の5第1項又は措置法第69条の4第1項のいずれかの規定の適用を受けるために、当該共同相続人等は、措置法令第40条の2の2第8項及び措置法令第40条の2第16項においてそれぞれ準用する相続税法施行令（昭和25年政令第71号）第4条の2第2項（配偶者に対する相続税額の軽減の場合の財産分割の特例）に規定する承認申請書をそれぞれ同時に提出することができるものとする。</p> <p>（注） 措置法令第40条の2の2第9項各号かつこ書及び措置法令第40条の2第17項かつこ書の所轄税務署長の承認を受けようとする場合の承認申請書の提出についても、上記に準じて取り扱う。</p> <p>〔措置法第69条の6（（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例））及び第69条の7（（特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例））共通関係〕</p> <p>（用語の定義）</p> <p>69の6・69の7共-1 この措置法第69条の6及び第69条の7共通関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>（1） 特定非常災害 措置法第69条の6第1項に規定する特定非常災害をいう。</p>	<p>判定上、当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林経営計画の始期の前日（当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限が当該森林経営計画の始期の前日前に到来する場合には、その申告期限の日。）まで引き続き消滅前計画に基づき当該特定受贈森林経営計画対象山林（当該認定を受けた森林経営計画において当該特定贈与者の推定相続人が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。）について施業を行っていたものとして取り扱う（措置法令第40条の2の2第20項の規定により施業を行っていたものとみなされる場合を除く。）。</p> <p>（注） 上記の取扱いは、特定受贈森林経営計画対象山林の判定に当たっては適用がないことに留意する。</p> <p>（申告書の提出期限から3年以内に特定計画山林の特例及び小規模宅地等の特例に係る遺産が分割できない場合の承認申請）</p> <p>69の5-11 相続税法第27条の規定による申告書の提出期限から3年以内に共同相続人等によって分割されていない特定計画山林及び特例対象宅地等がある場合において、当該分割されていない特定計画山林又は特例対象宅地等が分割された後に、措置法第69条の5第1項又は措置法第69条の4第1項のいずれかの規定の適用を受けるために、当該共同相続人等は、措置法令第40条の2の2第8項及び措置法令第40条の2第13項においてそれぞれ準用する相続税法施行令（昭和25年3月31日政令第71号）第4条の2第2項（配偶者に対する相続税額の軽減の場合の財産分割の特例）に規定する承認申請書をそれぞれ同時に提出することができるものとする。</p> <p>（注） 措置法令第40条の2の2第9項各号かつこ書及び措置法令第40条の2第14項かつこ書の所轄税務署長の承認を受けようとする場合の承認申請書の提出についても、上記に準じて取り扱う。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>特定非常災害発生日</u> 措置法第69条の6第1項に規定する特定非常災害発生日をいう。</p> <p>(3) <u>特定地域</u> 措置法第69条の6第1項に規定する特定地域をいう。</p> <p>(4) <u>特定土地等</u> 措置法第69条の6第1項に規定する特定土地等をいう。</p> <p>(5) <u>特定株式等</u> 措置法第69条の6第1項に規定する特定株式等をいう。</p> <p>(6) <u>評価対象法人</u> 評価しようとする株式の発行法人又は出資に係る出資のされている法人をいう。</p> <p>(7) <u>動産等</u> 措置法令第40条の2の3第1項に規定する動産等をいう。</p> <p>(8) <u>課税時期</u> 相続、遺贈若しくは贈与により財産を取得した日又は相続税法の規定により相続、遺贈若しくは贈与により取得したものとみなされた財産のその取得の日をいう。</p> <p>(9) <u>直前期末</u> 課税時期の直前に終了した事業年度の末日をいう。</p> <p><u>(特定土地等の特定非常災害の発生直後の価額)</u></p> <p><u>69の6・69の7共-2</u> 特定土地等の特定非常災害の発生直後の価額については、措置法令第40条の2の3第3項第1号の規定により、特定土地等の課税時期における現況が特定非常災害の発生直後も継続していたものとみなして当該特定土地等を評価した価額となることに留意する。</p> <p>したがって、特定土地等について、課税時期から特定非常災害の発生直後までの間に区画形質、権利関係の変更等があった場合でも、これらの事由は考慮しないことに留意する。</p> <p>なお、特定土地等の特定非常災害の発生直後の価額については、国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）が不動産鑑定士等の意見を基として特定地域内の一定の地域ごとに特定土地等の特定非常災害の発生直後の価額を算出するための率（以下69の6・69の7共-2において「調整率」という。）を別途定めている場合には、特定非常災害発生日の属する年分の評価基本通達（昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」をいう。以下70の7の4-6までにおいて同じ。）14（路線価）に定める路線価及び同21-2（倍率方式による評価）に定める倍率に調整率を乗じたものを当該年分の路線価及び倍率として評価することができるものとする。</p> <p><u>(特定株式等の判定)</u></p> <p><u>69の6・69の7共-3</u> 評価対象法人の株式又は出資が特定株式等に該当するかどうかは、措置法令第40条の2の3第1項の規定により、評価対象法人が課税時期に保有していた資産の価額の合計額のうち占める特定地域内にあった動産等の価額の合計額の割合が10分の3以上であるかどうかにより判定するのであるが、この場合に当該動産等の価額の合計額の割合が10分の3以上であるかどうかは、評価対象法人の保有していた各資産を課税時期において評価基本通達の定めるところにより評価した価額に基づき判定することに留意する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(特定株式等の特定非常災害の発生直後の価額)</u></p> <p>69の6・69の7共-4 措置法令第40条の2の3第3項第2号に規定する金額は、評価基本通達の定めによって評価した1株当たりの特定株式等の価額にその特定株式等の数を乗じて計算した額による。ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 評価基本通達180((類似業種比準価額))に定める類似業種比準価額によって評価する場合</p> <p>評価基本通達183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))に定める評価会社の「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの利益金額」及び「1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」を次に掲げるところにより計算した金額によって評価した1株当たりの特定株式等の価額</p> <p>イ 「1株当たりの配当金額」</p> <p>次のロにより計算した「1株当たりの利益金額」に次に掲げる割合を乗じて計算した金額</p> <p style="text-align: center;"> <u>評価基本通達183(1)に定めるところにより計算した</u> <u>直前期末以前2年間の評価対象法人の剰余金の配当</u> <u>金額の合計額</u> </p> <hr/> <p style="text-align: center;"> <u>評価基本通達183(2)に定めるところにより計算した</u> <u>直前期末以前2年間の評価対象法人の法人税の課税</u> <u>所得金額を基として計算した利益金額の合計額</u> </p> <p>ロ 「1株当たりの利益金額」</p> <p>評価基本通達183(2)に定めるところにより計算した「1株当たりの利益金額」と特定非常災害の発生直後の状況に基づいて合理的に見積もった特定非常災害発生日の属する事業年度の末日以前1年間における所得金額を基として計算した利益金額の見積額(以下69の6・69の7共-4において「見積利益金額」という。)を直前期末における発行済株式数(1株当たりの資本金等の額が50円以外の金額である場合には、直前期末における資本金等の額を50円で除して計算した数によるものとする。以下69の6・69の7共-4において同じ。)で除して計算した金額との合計額(その金額が負数のときは0とする。)の2分の1に相当する金額</p> <p>ハ 「1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」</p> <p>評価基本通達183(3)に定める「1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」。ただし、上記ロの見積利益金額が欠損となる場合には、次に掲げる金額の合計額を直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とする。</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(イ) 評価基本通達 183(3)に定める直前期末における資本金等の額</p> <p>(ロ) 評価基本通達 183(3)に定める法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 2 条((定義))第 18 号に規定する利益積立金額に相当する金額(法人税申告書別表五(一)「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」の差引翌期首現在利益積立金額の差引合計額)</p> <p>(ハ) 上記ロに定める見積利益金額</p> <p>(注) 上記(イ)から(ハ)の合計額が負数となる場合には、その金額を 0 とすることに留意する。</p> <p>(2) 評価基本通達 185((純資産価額))に定める「1 株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」によって評価する場合</p> <p>課税時期において特定地域内にあった動産等(評価対象法人が特定非常災害発生日において保有していたものに限る。)の状況が特定非常災害の発生直後の現況にあったものとみなして特定非常災害の発生直後におけるその動産等の価額を評価した場合の各資産の価額の合計額が、同項に定める「課税時期における各資産をこの通達の定めるところにより評価した価額の合計額」であるものとして評価した 1 株当たりの特定株式等の価額</p> <p>(注) 評価対象法人が課税時期前 3 年以内に取得又は新築した土地及び土地の上に存する権利並びに家屋及びその附属設備又は構築物の価額についても、特定非常災害の発生直後におけるこれらの資産の価額として評価することに留意する。</p> <p>(3) 評価基本通達 188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の定めによって評価する場合</p> <p>評価基本通達 188-2 に定める評価会社の「その株式に係る年配当金額」を上記(1)イにより計算した金額(ただし、その金額が 2 円 50 銭未満のものにあつては 2 円 50 銭とする。)によって評価した 1 株当たりの特定株式等の価額</p> <p><u>(特定株式等の特定の評価会社の株式等の判定)</u></p> <p>69の 6・69の 7 共-5 特定株式等が評価基本通達 189((特定の評価会社の株式))の(1)から(6)のいずれに該当するかは、課税時期における当該特定株式等に係る評価対象法人の現況により判定することに留意する。</p> <p>[措置法第 69 条の 6((特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例))関係]</p> <p><u>(措置法第 69 条の 6 第 1 項に規定する「贈与により取得した財産」)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>69の6-1 措置法第69条の6第1項の規定の適用がある贈与により取得した財産とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる期間に取得したもので、相続税法第19条又は第21条の9第3項の規定の適用を受けるものに限られることに留意する。</p> <p>(1) 次の(2)に掲げる場合以外の場合 特定非常災害発生日（措置法第69条の6第1項に規定する特定非常災害発生日をいう。以下69の7-1までにおいて同じ。）が属する年の1月1日から当該特定非常災害発生日の前日までの期間</p> <p>(2) 特定非常災害発生日が1月1日から相続税法第28条第1項の規定により提出すべき申告書の提出期限までの間にある場合 その前年の1月1日から当該特定非常災害発生日の前日までの期間</p> <p>〔措置法第69条の7（(特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例)関係）〕</p> <p>（措置法第69条の7第1項に規定する「贈与により取得した財産」）</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p>69の7-1 措置法第69条の7第1項の規定の適用がある贈与により取得した財産とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる期間において贈与により取得した財産をいうことに留意する。</p> <p>(1) 次の(2)に掲げる場合以外の場合 特定非常災害発生日が属する年の1月1日から当該特定非常災害発生日の前日までの期間</p> <p>(2) 特定非常災害発生日が1月1日から相続税法第28条第1項の規定により提出すべき申告書の提出期限までの間にある場合 その前年の1月1日から当該特定非常災害発生日の前日までの期間</p> <p>〔措置法第70条の2（(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)関係）〕</p> <p>（課税価格に算入されない住宅資金非課税限度額又は特別住宅資金非課税限度額の算定）</p> <p>70の2-1の2 贈与により措置法第70条の2第2項第5号に規定する住宅取得等資金（以下70の2-14までにおいて「住宅取得等資金」という。）を取得した年分に係る同条第1項に規定する住宅資金非課税限度額（以下70の2-1の2において単に「非課税限度額」という。）又は特別住宅資金非課税限度額（以下70の2-1の2において単に「特別非課税限度額」と</p>	<p>〔措置法第70条の2（(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)関係）〕</p> <p>（課税価格に算入されない住宅資金非課税限度額又は特別住宅資金非課税限度額の算定）</p> <p>70の2-1の2 贈与により措置法第70条の2第2項第5号に規定する住宅取得等資金（以下70の2-14までにおいて「住宅取得等資金」という。）を取得した年分に係る同条第1項に規定する住宅資金非課税限度額（以下70の2-1の2において単に「非課税限度額」という。）又は特別住宅資金非課税限度額（以下70の2-1の2において単に「特別非課税限度額」と</p>

改正後	改正前
<p>いう。)は、既に同項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額がある場合には、同条第2項第6号イ若しくはロに定める金額又は同項第7号イ若しくはロに定める金額から当該算入しなかった金額を控除して算定することに留意する。</p> <p>ただし、特別非課税限度額の算定にあたっては、平成31年3月31日までに同項第6号に規定する住宅用の家屋の同号に規定する新築等(以下「新築等」という。以下70の2-11までにおいて同じ。)に係る契約を締結して同条第1項の規定の適用を受けた非課税限度額は控除しないことに留意する。</p> <p>なお、贈与により取得した住宅取得等資金で同条第1項各号の新築等をした住宅用の家屋が、同条第2項第6号イ若しくはロ又は同項第7号イ若しくはロのいずれの場合に該当するかかの判定は、当該新築等をした直後の住宅用の家屋がいずれの場合に該当するかにより行い、同項第6号イ若しくはロ又は同項第7号イ若しくはロに規定する「最初の前項の規定の適用に係る当該住宅用の家屋の新築等に係る契約」の判定は、同項第6号イ若しくはロ又は同項第7号イ若しくはロの区分ごとに行うことに留意する。</p> <p>(注)1 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金で同条第1項各号の新築等をした住宅用の家屋で同条第2項第6号イの場合に該当するものと同号ロの場合に該当するものがある場合には、特定受贈者ごとに同号イ又はロに定めるいずれか多い金額により非課税限度額を計算することに留意する。</p> <p>また、同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金で同条第1項各号の新築等をした住宅用の家屋で同条第2項第7号イの場合に該当するものと同号ロの場合に該当するものがある場合も同様であることに留意する。</p> <p>2 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について、同条第1項の規定の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築等に係る2以上の契約(平成31年4月1日以後に締結をしたものに限る。)があり、同条第2項第6号に規定する住宅用の家屋に該当するものと同項第7号に規定する住宅用の家屋に該当するものがあるときには、特定受贈者ごとに非課税限度額又は特別非課税限度額のいずれか多い金額について贈与税の課税価格に算入しないこととなることに留意する。</p> <p>3 <u>既に同条第1項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額がある場合であっても同条第12項の規定の適用がある場合には、当該金額は非課税限度額又は特別非課税限度額の算定に当たって控除しないことに留意する。</u></p>	<p>いう。)は、既に同項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額がある場合には、同条第2項第6号イ若しくはロに定める金額又は同項第7号イ若しくはロに定める金額から当該算入しなかった金額を控除して算定することに留意する。</p> <p>ただし、特別非課税限度額の算定にあたっては、平成31年3月31日までに同項第6号に規定する住宅用の家屋の同号に規定する新築等(以下「新築等」という。以下70の2-11までにおいて同じ。)に係る契約を締結して同条第1項の規定の適用を受けた非課税限度額は控除しないことに留意する。</p> <p>なお、贈与により取得した住宅取得等資金で同条第1項各号の新築等をした住宅用の家屋が、同条第2項第6号イ若しくはロ又は同項第7号イ若しくはロのいずれの場合に該当するかかの判定は、当該新築等をした直後の住宅用の家屋がいずれの場合に該当するかにより行い、同項第6号イ若しくはロ又は同項第7号イ若しくはロに規定する「最初の前項の規定の適用に係る当該住宅用の家屋の新築等に係る契約」の判定は、同項第6号イ若しくはロ又は同項第7号イ若しくはロの区分ごとに行うことに留意する。</p> <p>(注)1 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金で同条第1項各号の新築等をした住宅用の家屋で同条第2項第6号イの場合に該当するものと同号ロの場合に該当するものがある場合には、特定受贈者ごとに同号イ又はロに定めるいずれか多い金額により非課税限度額を計算することに留意する。</p> <p>また、同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金で同条第1項各号の新築等をした住宅用の家屋で同条第2項第7号イの場合に該当するものと同号ロの場合に該当するものがある場合も同様であることに留意する。</p> <p>2 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について、同条第1項の規定の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築等に係る2以上の契約(平成31年4月1日以後に締結をしたものに限る。)があり、同条第2項第6号に規定する住宅用の家屋に該当するものと同項第7号に規定する住宅用の家屋に該当するものがあるときには、特定受贈者ごとに非課税限度額又は特別非課税限度額のいずれか多い金額について贈与税の課税価格に算入しないこととなることに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(居住の用に供したとき等)</p> <p>70の2-2 措置法第70条の2第1項第1号、第2号及び第3号に規定する「当該特定受贈者の居住の用に供したとき」又は「同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき」とは、住宅取得等資金の贈与を受け、その全額を充てて住宅用家屋等（住宅用家屋、既存住宅用家屋又は増改築対象家屋をいう。以下70の2-2において同じ。）の新築等をした者が、当該住宅用家屋等を現にその居住の用に供したとき、又は当該住宅用家屋等をその居住の用に供することが確実であると見込まれるときをいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族（以下70の2-2において「生計を一にする親族」という。）と日常の起居を共にしていない場合において、その者と生計を一にする親族が居住の用に供し、又は居住の用に供することが確実であると見込まれるときで、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共に当該住宅用家屋等に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとして取り扱う。</p> <p>なお、この取扱いの適用がある場合において、同条第14項の規定により贈与税の申告書に添付して提出しなければならないとされている書類については、次の(1)又は(2)に掲げるところによることとする。</p> <p>(1) 措置法規則第23条の5の2第10項第1号又は第2号の場合 同項第1号イ(4)又は第2号イ(2)に掲げる書類にあっては住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、同項第1号ロ(3)又は第2号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族の住民票の写しの提出を約するもので、<u>また、同項第1号ホ(4)又は第2号ホ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供する予定時期の記載があるもので差し支えない。</u></p> <p>(2) 同条第10項第3号の場合 同号イ(2)に掲げる書類にあっては、住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、同号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該増改築対象家屋をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族の戸籍の附票の写しその他の書類で当該生計を一にする親族が当該増改築等前に当該増改築対象家屋に居住していたこと及び当該増改築等後に当該増改築対象家屋に居住していることを明らかにするものの提出を約するもので、<u>同号ホ(4)に掲げる書類にあっては、当該増改築対象家屋をその者と生計を一にする親族の居住の用に供する予定時期の記載があるもので差し支えない。</u></p>	<p>(居住の用に供したとき等)</p> <p>70の2-2 措置法第70条の2第1項第1号、第2号及び第3号に規定する「当該特定受贈者の居住の用に供したとき」又は「同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき」とは、住宅取得等資金の贈与を受け、その全額を充てて住宅用家屋等（住宅用家屋、既存住宅用家屋又は増改築対象家屋をいう。以下70の2-2において同じ。）の新築等をした者が、当該住宅用家屋等を現にその居住の用に供したとき、又は当該住宅用家屋等をその居住の用に供することが確実であると見込まれるときをいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族（以下70の2-2において「生計を一にする親族」という。）と日常の起居を共にしていない場合において、その者と生計を一にする親族が居住の用に供し、又は居住の用に供することが確実であると見込まれるときで、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共に当該住宅用家屋等に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとして取り扱う。</p> <p>なお、この取扱いの適用がある場合において、同条第8項の規定により贈与税の申告書に添付して提出しなければならないとされている書類については、次の(1)又は(2)に掲げるところによることとする。</p> <p>(1) 措置法規則第23条の5の2第10項第1号又は第2号の場合 同項第1号イ(4)又は第2号イ(2)に掲げる書類にあっては住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、<u>また、</u>同項第1号ロ(3)又は第2号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族の住民票の写しの提出を約するもので差し支えない。</p> <p>(2) 同条第10項第3号の場合 同号イ(2)に掲げる書類にあっては、住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、<u>また、</u>同号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該増改築対象家屋をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族の戸籍の附票の写しその他の書類で当該生計を一にする親族が当該増改築等前に当該増改築対象家屋に居住していたこと及び当該増改築等後に当該増改築対象家屋に居住していることを明らかにするものの提出を約するもので差し支えない。</p>

改正後	改正前
<p>(注) 1 上記の住宅用家屋とは、措置法第70条の2第2項第2号に規定する住宅用家屋（以下70の2－8までにおいて「住宅用家屋」という。）を、既存住宅用家屋とは、同項第3号に規定する既存住宅用家屋（以下70の2－8までにおいて「既存住宅用家屋」という。）を、増改築対象家屋とは、特定受贈者が居住の用に供している住宅用の家屋をいうことに留意する。</p> <p>2 上記の取扱いは、その者と生計を一にする親族が当該住宅用家屋等を居住の用に供する前に、そのやむを得ない事情が解消している場合には、適用がないことに留意する。</p> <p>3 措置法第70条の2第1項第3号に規定する「当該特定受贈者が居住の用に供している住宅用の家屋」の判定については、上記に準じて取り扱う。</p> <p>(住宅取得等資金が法施行地外にある場合等)</p> <p>70の2－4 住宅取得等資金の所在が相続税法の施行地外である場合については、70の3－3（(住宅取得等資金が法施行地外にある場合等)）を準用する。</p> <p>(国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類等)</p> <p>70の2－11 措置法規則第23条の5の2第5項第1号イからチまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類とは、次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれに定める書類をいうことに留意する。</p> <p>(1) 措置法規則第23条の5の2第5項第1号イからへまでに掲げる工事</p> <p>措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の5の2第5項の証明の申請を受けた建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3（登録の実施））第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第3条（一級建築士でなければならない設計又は工事監理）第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第3条の2（一級建築士又は二級建築士でなければならない設計又は工事監理）第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。以下70の3－11までにおいて同じ。）、指定確認検査機関（建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21（指定の公示等））第1項に規定する指定確認検査機関をいう。以下70の3－11までにおいて同じ。）、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項（住宅性能評価））に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下70の3－11までにおいて同じ。）又は住宅瑕疵担保責任保険法人（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関</p>	<p>(注) 1 上記の住宅用家屋とは、措置法第70条の2第2項第2号に規定する住宅用家屋（以下70の2－8までにおいて「住宅用家屋」という。）を、既存住宅用家屋とは、同項第3号に規定する既存住宅用家屋（以下70の2－8までにおいて「既存住宅用家屋」という。）を、増改築対象家屋とは、特定受贈者が居住の用に供している住宅用の家屋をいうことに留意する。</p> <p>2 上記の取扱いは、その者と生計を一にする親族が当該住宅用家屋等を居住の用に供する前に、そのやむを得ない事情が解消している場合には、適用がないことに留意する。</p> <p>3 措置法第70条の2第1項第3号に規定する「当該特定受贈者が居住の用に供している住宅用の家屋」の判定については、上記に準じて取り扱う。</p> <p>(住宅取得等資金が法施行地外にある場合等)</p> <p>70の2－4 住宅取得等資金の所在が相続税法の施行地外である場合については、70の3－3（(住宅取得等資金が法施行地外にある場合等)）<u>（(注)を除く。）</u>を準用する。</p> <p>(国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類等)</p> <p>70の2－11 措置法規則第23条の5の2第5項第1号イからチまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類とは、次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれに定める書類をいうことに留意する。</p> <p>(1) 措置法規則第23条の5の2第5項第1号イからへまでに掲げる工事</p> <p>措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の5の2第5項の証明の申請を受けた建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3（登録の実施））第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第3条（一級建築士でなければならない設計又は工事監理）第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第3条の2（一級建築士又は二級建築士でなければならない設計又は工事監理）第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。以下70の3－11までにおいて同じ。）、指定確認検査機関（建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21（指定の公示等））第1項に規定する指定確認検査機関をいう。以下70の3－11までにおいて同じ。）、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項（住宅性能評価））に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下70の3－11までにおいて同じ。）又は住宅瑕疵担保責任保険法人（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関</p>

改正後	改正前
<p>する法律（平成19年法律第66号）第17条（（指定））第1項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。以下70の3—11までにおいて同じ。）が、平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の4の2第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第2号から同項第6号までに規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する書類</p> <p>(2) 措置法規則第23条の5の2第5項第1号トに掲げる工事 措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の5の2第5項の証明の申請を受けた建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が、平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の4の2第4項第7号に規定する修繕又は模様替に該当する旨を証する書類及び平成27年3月31日付国土交通省告示第482号に掲げる国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることを証する書類</p> <p>(3) 措置法規則第23条の5の2第5項第1号チに掲げる工事 措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の5の2第5項の証明の申請を受けた指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は<u>住宅瑕疵担保責任保険法人</u>が平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の4の2第4項第8号に規定する修繕又は模様替に該当する旨を証する書類</p> <p>（修正申告書の提出期限） 70の2—13 住宅取得等資金を贈与により取得をした日の属する年の翌年3月15日後遅滞なく特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けた者が、同条第4項各号に該当する場合において、同項の規定により当該取得をした日の属する年分の贈与税についての修正申告書を提出しなければならない期限は、当該取得をした日の属する年の翌年の12月31日から2月を経過する日とする。</p> <p>（注）<u>1 同条第10項の規定の適用を受けた場合には、上記通達中「翌年の12月31日」とあるのは、「翌々年の12月31日」とする。</u> <u>2 同条第11項の規定の適用を受けた場合には、上記通達中「翌年3月15日」とあるは、「翌々年3月15日」と、「翌年の12月31日」とあるのは、「翌々年の12月31日」とする。</u></p>	<p>する法律（平成19年法律第66号）第17条（（指定））第1項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。以下70の3—11までにおいて同じ。）が、平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の4の2第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第2号から同項第6号までに規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する書類</p> <p>(2) 措置法規則第23条の5の2第5項第1号トに掲げる工事 措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の5の2第5項の証明の申請を受けた建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が、平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の4の2第4項第7号に規定する修繕又は模様替に該当する旨を証する書類及び平成27年3月31日付国土交通省告示第482号に掲げる国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることを証する書類</p> <p>(3) 措置法規則第23条の5の2第5項第1号チに掲げる工事 措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の5の2第5項の証明の申請を受けた指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は<u>住宅瑕疵担保責任法人</u>が平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の4の2第4項第8号に規定する修繕又は模様替に該当する旨を証する書類</p> <p>（修正申告書の提出期限） 70の2—13 住宅取得等資金を贈与により取得をした日の属する年の翌年3月15日後遅滞なく特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けた者が、同条第4項各号に該当する場合において、同項の規定により当該取得をした日の属する年分の贈与税についての修正申告書を提出しなければならない期限は、当該取得をした日の属する年の翌年の12月31日から2月を経過する日とする。</p> <p>（注）上記の修正申告書に係る贈与税は、当該贈与により財産を取得した者が、当該贈与をした者に係る相続税法第21条の9第5項に規定する相続時精算課税適用者（以下70の2—13において「相続時精算課税適用者」という。）以外の者である場合には相続税法基本通達21の2—3（（相続又は遺贈により財産を取得しなかった者の贈与税の課税価格）に規定する暦年課税（以下70の4—36の2までにおいて「暦年課税」という。）により、</p>

改正後	改正前
<p>3 上記の修正申告書に係る贈与税は、当該贈与により財産を取得した者が、当該贈与をした者に係る相続税法第21条の9第5項に規定する相続時精算課税適用者（以下70の2-13において「相続時精算課税適用者」という。）以外の者である場合には相続税法基本通達21の2-3（（相続又は遺贈により財産を取得しなかった者の贈与税の課税価格）に規定する暦年課税（以下70の4-36の2までにおいて「暦年課税」という。）により、相続時精算課税適用者である場合には相続税法第21条の9第3項により、贈与税を計算することに留意する。なお、同項の規定により贈与税を計算する場合には、相続税法第21条の12第1項（（相続時精算課税に係る贈与税の特別控除）の規定の適用がないことに留意する。</p> <p><u>（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊）</u></p> <p><u>70の2-13の2 措置法第70条の2第8項に規定する「通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊」とは、同項第1号に規定する災害によって被害を受けた住宅用家屋（同条第7項に規定する要耐震改修住宅用家屋を含む。以下70の2-13の2において同じ。）につき、今後取壊し若しくは除去せざるを得ないと認められる場合又は相当の修繕を行わなければ今後居住の用に供することができないと認められる場合の当該住宅用家屋に係る損壊をいうことに留意する。</u></p> <p>（住宅取得等資金の贈与をした者が贈与をした年中に死亡した場合の贈与税及び相続税の課税）</p> <p>70の2-14 住宅取得等資金の贈与をした者が当該住宅取得等資金の贈与をした年中に死亡した場合において、特定受贈者が当該贈与により取得した住宅取得等資金について措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けるときには、<u>同条第14項</u>に規定する申告書に同条第1項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類を添付したものを提出しなければならないことに留意する。</p> <p>なお、当該住宅取得等資金について当該申告書の提出がない場合には、同条第1項の規定の適用がなく、当該住宅取得等資金の金額は、相続税法第19条第1項、同法第21条の15又は第21条の16の規定により当該贈与をした者の死亡に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されることに留意する。</p> <p>また、住宅取得等資金を贈与により取得をした日の属する年の翌年3月15日後遅滞なく特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けた者が、同条第4項各号に該当する場合には、同項の規定により当該取得をした日の属する年分の贈与税についての修正申告書を提出し、当該修正申告書の提</p>	<p>相続時精算課税適用者である場合には相続税法第21条の9第3項により、贈与税を計算することに留意する。なお、同項の規定により贈与税を計算する場合には、相続税法第21条の12第1項（（相続時精算課税に係る贈与税の特別控除）の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>（新設）</p> <p>（住宅取得等資金の贈与をした者が贈与をした年中に死亡した場合の贈与税及び相続税の課税）</p> <p>70の2-14 住宅取得等資金の贈与をした者が当該住宅取得等資金の贈与をした年中に死亡した場合において、特定受贈者が当該贈与により取得した住宅取得等資金について措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けるときには、<u>同条第8項</u>に規定する申告書に同条第1項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類を添付したものを提出しなければならないことに留意する。</p> <p>なお、当該住宅取得等資金について当該申告書の提出がない場合には、同条第1項の規定の適用がなく、当該住宅取得等資金の金額は、相続税法第19条第1項、同法第21条の15又は第21条の16の規定により当該贈与をした者の死亡に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されることに留意する。</p> <p>また、住宅取得等資金を贈与により取得をした日の属する年の翌年3月15日後遅滞なく特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けた者が、同条第4項各号に該当する場合には、同項の規定により当該取得をした日の属する年分の贈与税についての修正申告書を提出し、当該修正申告書の提</p>

改正後	改正前
<p>出により納付すべき税額を納付しなければならないのであるが、この場合において、住宅取得等資金のうち同条第1項の規定の適用がなかった金額は、相続税法第19条第1項、同法第21条の15又は第21条の16の規定により当該贈与をした者の死亡に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入され、当該修正申告書の提出により納付すべき贈与税の税額又は当該贈与税の税額に相当する金額は、同法第19条第1項、同法第21条の15第3項又は第21条の16第4項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(期限後申告による「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用)</p> <p>70の2-15 期限後申告(措置法第70条の2第9項又は第11項に規定する個人がこれらの規定により同条第1項の規定の適用を受けようとする場合における期限後申告を除く。)又は決定による贈与税については、同項の規定の適用がないことに留意する。なお、修正申告又は更正による贈与税については、同条第9項、<u>第11項又は第15項</u>に該当する場合にのみ同条第1項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>[措置法第70条の2の2((直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税))関係]</p> <p>(領収書等に記載又は記録がされた金額が外国通貨により表示されている場合の邦貨換算)</p> <p>70の2の2-8 取扱金融機関の営業所等は、措置法第70条の2の2第7項の規定により提出又は提供がされた同項に規定する領収書等に記載又は記録がされた金額が外国通貨により表示されている場合には、当該取扱金融機関の営業所等が確認した当該領収書等に記載又は記録がされた支払の年月日における最終の為替相場(取扱金融機関などの金融機関が公表する対顧客直物電信売相場をいう。また、同日に当該相場がない場合には、同日前の当該相場のうち、同日に最も近い日の当該相場とする。)により邦貨換算を行い同条第8項の記録を行うこととする。</p> <p>(注) 当該取扱金融機関の営業所等が当該最終の為替相場を確認できない場合には、領収書等に記載又は記録がされた支払の年月日における最終の為替相場(取扱金融機関などの金融機関が公表する対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値をいう。また、同日に当該相場がない場合には、同日前の当該相場のうち、同日に最も近い日の当該相場とする。)によっても差し支えない。</p>	<p>出により納付すべき税額を納付しなければならないのであるが、この場合において、住宅取得等資金のうち同条第1項の規定の適用がなかった金額は、相続税法第19条第1項、同法第21条の15又は第21条の16の規定により当該贈与をした者の死亡に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入され、当該修正申告書の提出により納付すべき贈与税の税額又は当該贈与税の税額に相当する金額は、同法第19条第1項、同法第21条の15第3項又は第21条の16第4項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(期限後申告による「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用)</p> <p>70の2-15 期限後申告又は決定による贈与税については、<u>措置法第70条の2第1項</u>の規定の適用がないことに留意する。なお、修正申告又は更正による贈与税については、同条第9項に該当する場合にのみ同条第1項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>[措置法第70条の2の2((直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税))関係]</p> <p>(領収書等に記載された金額が外国通貨により表示されている場合の邦貨換算)</p> <p>70の2の2-8 取扱金融機関の営業所等は、措置法第70条の2の2第7項の規定により提出された同項に規定する領収書等に記載された金額が外国通貨により表示されている場合には、当該取扱金融機関の営業所等が確認した当該領収書等に記載された支払の年月日における最終の為替相場(取扱金融機関などの金融機関が公表する対顧客直物電信売相場をいう。また、同日に当該相場がない場合には、同日前の当該相場のうち、同日に最も近い日の当該相場とする。)により邦貨換算を行い同条第8項の記録を行うこととする。</p> <p>(注) 当該取扱金融機関の営業所等が当該最終の為替相場を確認できない場合には、領収書等に記載された支払の年月日における最終の為替相場(取扱金融機関などの金融機関が公表する対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値をいう。また、同日に当該相場がない場合には、同日前の当該相場のうち、同日に最も近い日の当該相場とする。)によっても差し支えない。</p>

改正後	改正前
<p>(教育資金管理契約が終了した場合の贈与税の課税関係等)</p> <p>70の2の2-9 措置法第70条の2の2第10項の規定により教育資金管理契約が終了した場合において、非課税抛出资额から教育資金支出額(同条第15項の規定による訂正があった場合には、その訂正後のものをいい、同条第2項第1号ロに掲げる教育資金については、500万円までの金額に限る。)を控除した残額があるときの当該残額に係る贈与税の課税関係は、次の表のとおりとなることに留意する。</p> <p>(表省略)</p> <p>(注)1 終了の日前に贈与者が死亡している場合には、個人から贈与により取得したものとみなされ、相続税法第1条の4((贈与税の納税義務者))の規定の適用については、<u>当該個人は日本国籍を有するものと、当該個人の住所は贈与者の死亡の時における住所にあるものと、それぞれみなされ、また、措置法第70条の2の5(第2項及び第5項を除く。)</u>の規定の適用については、当該個人は受贈者の直系尊属とみなされることに留意する。</p> <p>2 贈与者が2以上ある場合には、当該残額に次の割合を乗じて算出した金額をそれぞれの贈与者から取得したものとみなされることに留意する。</p> <p>(算式省略)</p> <p>3 受贈者が贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合には、当該贈与者から取得したとみなされた価額について相続時精算課税が適用され、相続時精算課税適用者でない場合には、相続時精算課税の適用要件を満たしていれば当該価額について相続時精算課税を選択できることに留意する。</p> <p>4 措置法第70条の2の2第10項第2号に掲げる事由により教育資金管理契約が終了した場合には、同号に定める日において当該残額があるときであっても当該残額については贈与税の課税価格に算入されないことに留意する。</p> <p>[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係]</p> <p>(居住の用に供したとき等)</p> <p>70の3-1 措置法第70条の3第1項第1号、第2号及び第3号に規定する「当該特定受贈者の居住の用に供したとき」、又は「同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供すること</p>	<p>(教育資金管理契約が終了した場合の贈与税の課税関係等)</p> <p>70の2の2-9 措置法第70条の2の2第10項の規定により教育資金管理契約が終了した場合において、非課税抛出资额から教育資金支出額(同条第15項の規定による訂正があった場合には、その訂正後のものをいい、同条第2項第1号ロに掲げる教育資金については、500万円までの金額に限る。)を控除した残額があるときの当該残額に係る贈与税の課税関係は、次の表のとおりとなることに留意する。</p> <p>(同左)</p> <p>(注)1 終了の日前に贈与者が死亡している場合には、個人から贈与により取得したものとみなされ、相続税法第1条の4((贈与税の納税義務者))の規定の適用については、<u>当該個人の住所は、贈与者の死亡の時における住所にあるものとみなされ、また、措置法第70条の2の5(第2項及び第5項を除く。)</u>の規定の適用については、当該個人は受贈者の直系尊属とみなされることに留意する。</p> <p>2 贈与者が2以上ある場合には、当該残額に次の割合を乗じて算出した金額をそれぞれの贈与者から取得したものとみなされることに留意する。</p> <p>(同左)</p> <p>3 受贈者が贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合には、当該贈与者から取得したとみなされた価額について相続時精算課税が適用され、相続時精算課税適用者でない場合には、相続時精算課税の適用要件を満たしていれば当該価額について相続時精算課税を選択できることに留意する。</p> <p>4 措置法第70条の2の2第10項第2号に掲げる事由により教育資金管理契約が終了した場合には、同号に定める日において当該残額があるときであっても当該残額については贈与税の課税価格に算入されないことに留意する。</p> <p>[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係]</p> <p>(居住の用に供したとき等)</p> <p>70の3-1 措置法第70条の3第1項第1号、第2号及び第3号に規定する「当該特定受贈者の居住の用に供したとき」、又は「同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供すること</p>

改正後	改正前
<p>が確実であると見込まれるとき」とは、同条第3項第5号に規定する住宅取得等資金（以下70の3-14までにおいて「住宅取得等資金」という。）の贈与を受け、その全額を充てて住宅用家屋等（住宅用家屋、既存住宅用家屋又は増改築対象家屋をいう。以下70の3-3において同じ。）の新築等（新築、取得又は増改築等（同項第4号に規定する増改築等をいう。以下70の3-10において同じ。）をいう。以下70の3-3において同じ。）をした者が、当該住宅用家屋等を現にその居住の用に供したとき、又は当該住宅用家屋等をその居住の用に供することが確実であると見込まれるときをいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族（以下70の3-1において「生計を一にする親族」という。）と日常の起居を共にしていない場合において、その者と生計を一にする親族が居住の用に供し、又は居住の用に供することが確実であると見込まれるときで、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共に当該住宅用家屋等に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとして取り扱う。</p> <p>なお、この取扱いの適用がある場合において、同条第12項の規定により贈与税の申告書に添付して提出しなければならないとされている書類については、次の(1)又は(2)に掲げるところによることとする。</p> <p>(1) 措置法規則第23条の6第9項第1号又は第2号の場合 同項第1号イ(2)又は第2号イ(2)に掲げる書類にあっては住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、同項第1号ロ(3)又は第2号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族の住民票の写しの提出を約するもので、<u>また、同項第1号ホ(4)又は第2号ホ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供する予定時期の記載があるもので差し支えない。</u></p> <p>(2) 同条第9項第3号の場合 同号イ(2)に掲げる書類にあっては、住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、同号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該増改築対象家屋をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族の戸籍の附票の写しその他の書類で当該生計を一にする親族が当該増改築等前に当該増改築対象家屋に居住していたこと及び当該増改築等後に当該増改築対象家屋に居住していることを明らかにするものの提出を約するもので、<u>また、同号ホ(4)に掲げる書類にあっては、当該増改築対象家屋をその者と生計を一にする親族の居住の用に供する予定時期の記載があるもので差し支えない。</u></p>	<p>が確実であると見込まれるとき」とは、同条第3項第5号に規定する住宅取得等資金（以下70の3-14までにおいて「住宅取得等資金」という。）の贈与を受け、その全額を充てて住宅用家屋等（住宅用家屋、既存住宅用家屋又は増改築対象家屋をいう。以下70の3-3において同じ。）の新築等（新築、取得又は増改築等（同項第4号に規定する増改築等をいう。以下70の3-10<u>まで</u>において同じ。）をいう。以下70の3-3<u>まで</u>において同じ。）をした者が、当該住宅用家屋等を現にその居住の用に供したとき、又は当該住宅用家屋等をその居住の用に供することが確実であると見込まれるときをいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族（以下70の3-1において「生計を一にする親族」という。）と日常の起居を共にしていない場合において、その者と生計を一にする親族が居住の用に供し、又は居住の用に供することが確実であると見込まれるときで、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共に当該住宅用家屋等に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとして取り扱う。</p> <p>なお、この取扱いの適用がある場合において、同条第8項の規定により贈与税の申告書に添付して提出しなければならないとされている書類については、次の(1)又は(2)に掲げるところによることとする。</p> <p>(1) 措置法規則第23条の6第9項第1号又は第2号の場合 同項第1号イ(2)又は第2号イ(2)に掲げる書類にあっては住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、<u>また、</u>同項第1号ロ(3)又は第2号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族の住民票の写しの提出を約するもので差し支えない。</p> <p>(2) 同条第9項第3号の場合 同号イ(2)に掲げる書類にあっては、住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、<u>また、</u>同号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該増改築対象家屋をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族の戸籍の附票の写しその他の書類で当該生計を一にする親族が当該増改築等前に当該増改築対象家屋に居住していたこと及び当該増改築等後に当該増改築対象家屋に居住していることを明らかにするものの提出を約するもので差し支えない。</p>

改正後	改正前
<p>(注)1 上記の住宅用家屋とは、措置法第70条の3第3項第2号に規定する住宅用家屋（以下70の3-8までにおいて「住宅用家屋」という。）を、既存住宅用家屋とは、同項第3号に規定する既存住宅用家屋（以下70の3-8までにおいて「既存住宅用家屋」という。）を、増改築対象家屋とは、同項第1号に規定する特定受贈者（以下70の3-14までにおいて「特定受贈者」という。）が居住の用に供している住宅用の家屋をいうのであるから留意する。</p> <p>2 上記の取扱いは、その者と生計を一にする親族が当該住宅用家屋等を居住の用に供する前に、そのやむを得ない事情が解消している場合には、適用がないことに留意する。</p> <p>3 措置法第70条の3第1項第3号に規定する「当該特定受贈者が居住の用に供している住宅用の家屋」の判定については、上記に準じて取り扱う。</p> <p>（住宅用家屋の新築若しくは取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地等）</p> <p>70の3-2 措置法第70条の3第1項第1号に規定する住宅用家屋の新築若しくは取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地若しくは土地の上に存する権利（以下70の3-2において「土地等」という。）とは、次に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる土地等をいうことに留意する。</p> <p>(1) 住宅用家屋の新築の場合 家屋の新築請負契約と同時に締結された売買契約若しくは家屋の新築請負契約を締結することを条件とする売買契約によって取得した土地等又は家屋を新築する前に取得したその家屋の敷地の用に供されることとなる土地等</p> <p>(2) 住宅用家屋の取得の場合 家屋とその敷地を同時に取得する売買契約によって取得したいわゆる建売住宅、分譲マンションの土地等</p> <p>(注)1 贈与により取得した金銭が上記本文(1)に該当する土地等の取得の対価に充てられ、住宅用家屋の新築（措置法規則第23条の6第1項に規定する新築に準ずる状態を含む。以下70の3-2において同じ。）の対価に充てられた金銭がない場合であっても、当該土地等の取得の対価に充てられた金銭は住宅取得等資金に該当することに留意する。ただし、当該贈与があった日の属する年の翌年の3月15日まで（措置法第70条の3第11項の規定の適用を受けた場合には、当該贈与があった日の属する年の翌々年の3月15日まで）に、住宅用家屋の新築をしていない場合には、当該贈与により取得し</p>	<p>(注)1 上記の住宅用家屋とは、措置法第70条の3第3項第2号に規定する住宅用家屋（以下70の3-8までにおいて「住宅用家屋」という。）を、既存住宅用家屋とは、同項第3号に規定する既存住宅用家屋（以下70の3-8までにおいて「既存住宅用家屋」という。）を、増改築対象家屋とは、同項第1号に規定する特定受贈者（以下70の3-14までにおいて「特定受贈者」という。）が居住の用に供している住宅用の家屋をいうのであるから留意する。</p> <p>2 上記の取扱いは、その者と生計を一にする親族が当該住宅用家屋等を居住の用に供する前に、そのやむを得ない事情が解消している場合には、適用がないことに留意する。</p> <p>3 措置法第70条の3第1項第3号に規定する「当該特定受贈者が居住の用に供している住宅用の家屋」の判定については、上記に準じて取り扱う。</p> <p>（住宅用家屋の新築若しくは取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地等）</p> <p>70の3-2 措置法第70条の3第1項第1号に規定する住宅用家屋の新築若しくは取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地若しくは土地の上に存する権利（以下70の3-2において「土地等」という。）とは、次に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる土地等をいうことに留意する。</p> <p>(1) 住宅用家屋の新築の場合 家屋の新築請負契約と同時に締結された売買契約若しくは家屋の新築請負契約を締結することを条件とする売買契約によって取得した土地等又は家屋を新築する前に取得したその家屋の敷地の用に供されることとなる土地等</p> <p>(2) 住宅用家屋の取得の場合 家屋とその敷地を同時に取得する売買契約によって取得したいわゆる建売住宅、分譲マンションの土地等</p> <p>(注)1 贈与により取得した金銭が上記本文(1)に該当する土地等の取得の対価に充てられ、住宅用家屋の新築（措置法規則第23条の6第1項に規定する新築に準ずる状態を含む。以下70の3-2において同じ。）の対価に充てられた金銭がない場合であっても、当該土地等の取得の対価に充てられた金銭は住宅取得等資金に該当することに留意する。ただし、当該贈与があった日の属する年の翌年の3月15日までに、住宅用家屋の新築をしていない場合には、当該贈与により取得した金銭については措置法第70条の3第1項の規定の適用はないことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>た金銭については同条第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>2 措置法第70条の3第1項第2号に規定する既存住宅用家屋の取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地等とは、上記本文(2)の場合に準じた土地等をいうことに留意する。</p> <p>3 上記本文及び(注)2に該当する土地等以外の土地等の取得のための金銭（以下70の3-2において「土地等取得資金」という。）は、住宅取得等資金には該当しないことになるが、当該土地等取得資金を贈与により取得した同一年中に住宅取得等資金を当該贈与をした者より取得し、措置法第70条の3第1項の規定の適用を受ける場合には、当該土地等取得資金についても相続時精算課税の適用となることに留意する（70の3-4参照）。</p> <p>（定期借地権等の設定に際し保証金等の支払いがある場合）</p> <p>70の3-7 借地権（借地借家法第22条及び第24条に規定する借地権をいう。以下70の3-7において「定期借地権等」という。）の設定に際し、借地権者から借地権設定者に対し、保証金、敷金などその名称のいかんを問わず借地契約の終了の時に返還を要するものとされる金銭等（以下70の3-7において「保証金等」という。）の預託があった場合において、その保証金等につき定期借地権等を設定した日における基準年利率（<u>評価基本通達4-4</u>（基準年利率））に定める年利率をいう。以下70の3-7において同じ。）未満の利率（以下70の3-7において「約定利率」という。）による利息の支払いがあるとき又は支払うべき利息がないときには、次の算式により計算した金額が、措置法第70条の3第1項又は第3項第5号イからハまでに規定する土地の上に存する権利の取得の対価に該当するものとする。</p> <p>（算式省略）</p> <p>（国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類等）</p> <p>70の3-11 措置法規則第23条の6第5項第1号イからチまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類とは、次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれに定める書類をいうことに留意する。</p> <p>(1) 措置法規則第23条の6第5項第1号イからハまでに掲げる工事 措置法第70条の3第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の6</p>	<p>2 措置法第70条の3第1項第2号に規定する既存住宅用家屋の取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地等とは、上記本文(2)の場合に準じた土地等をいうことに留意する。</p> <p>3 上記本文及び(注)2に該当する土地等以外の土地等の取得のための金銭（以下70の3-2において「土地等取得資金」という。）は、住宅取得等資金には該当しないことになるが、当該土地等取得資金を贈与により取得した同一年中に住宅取得等資金を当該贈与をした者より取得し、措置法第70条の3第1項の規定の適用を受ける場合には、当該土地等取得資金についても相続時精算課税の適用となることに留意する（70の3-4参照）。</p> <p>（定期借地権等の設定に際し保証金等の支払いがある場合）</p> <p>70の3-7 借地権（借地借家法第22条及び第24条に規定する借地権をいう。以下70の3-7において「定期借地権等」という。）の設定に際し、借地権者から借地権設定者に対し、保証金、敷金などその名称のいかんを問わず借地契約の終了の時に返還を要するものとされる金銭等（以下70の3-7において「保証金等」という。）の預託があった場合において、その保証金等につき定期借地権等を設定した日における基準年利率（<u>昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」</u>（以下70の7の4-6までにおいて「評価基本通達」という。）4-4（基準年利率））に定める年利率をいう。以下70の3-7において同じ。）未満の利率（以下70の3-7において「約定利率」という。）による利息の支払いがあるとき又は支払うべき利息がないときには、次の算式により計算した金額が、措置法第70条の3第1項又は第3項第5号イからハまでに規定する土地の上に存する権利の取得の対価に該当するものとする。</p> <p>（同左）</p> <p>（国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類等）</p> <p>70の3-11 措置法規則第23条の6第5項第1号イからチまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類とは、次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれに定める書類をいうことに留意する。</p> <p>(1) 措置法規則第23条の6第5項第1号イからハまでに掲げる工事 措置法第70条の3第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の6</p>

改正後	改正前
<p>第5項の証明の申請を受けた建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が、平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の5第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第2号から同項第6号までに規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する書類</p> <p>(2) 措置法規則第23条の6第5項第1号トに掲げる工事</p> <p>措置法第70条の3第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の6第5項の証明の申請を受けた建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が、平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の5第4項第7号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する書類及び平成27年3月31日付国土交通省告示第482号に掲げる国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることを証する書類</p> <p>(3) 措置法規則第23条の6第5項第1号チに掲げる工事</p> <p>措置法第70条の3第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の6第5項の証明の申請を受けた指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の5第4項第8号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する書類</p> <p><u>(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊)</u></p> <p><u>70の3-11の2 措置法第70条の3第8項に規定する「通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊」とは、同項第1号に規定する災害によって被害を受けた住宅用家屋等につき、今後取壊し若しくは除去せざるを得ないと認められる場合又は相当の修繕を行わなければ今後居住の用に供することができないと認められる場合の当該住宅用家屋等に係る損壊をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 上記の住宅用家屋等とは、次に掲げる家屋をいう。</u></p> <p>(1) 同条第8項第1号に規定する住宅用家屋、同項第2号に規定する既存住宅用家屋及び同項第3号に規定する住宅用の家屋</p> <p>(2) 同条第9項に規定する住宅用の家屋</p>	<p>第5項の証明の申請を受けた建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が、平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の5第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第2号から同項第6号までに規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する書類</p> <p>(2) 措置法規則第23条の6第5項第1号トに掲げる工事</p> <p>措置法第70条の3第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の6第5項の証明の申請を受けた建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が、平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の5第4項第7号規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する書類及び平成27年国土交通省告示第482号に掲げる国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることを証する書類</p> <p>(3) 措置法規則第23条の6第5項第1号チに掲げる工事</p> <p>措置法第70条の3第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の6第5項の証明の申請を受けた指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任法人が平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の5第4項第8号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する書類</p> <p>(新設)</p>

改正後

(措置法第70条の3第12項に規定する書類の提出先等)

70の3-13 被相続人である相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者（以下70の7-3-13において「特定贈与者」という。）が住宅取得等資金の贈与をした年の中途において死亡した場合又は住宅取得等資金を贈与により取得した特定受贈者が措置法第70条の3第12項に規定する書類（以下70の3-13において「第12項に規定する書類」という。）の提出期限前に第12項に規定する書類を提出しないで死亡した場合において、当該贈与を受けた住宅取得等資金について同条第1項の適用を受けるために提出する第12項に規定する書類の提出先及び提出期限は、次に掲げる場合に依り、それぞれに掲げるところによることに留意する。

区分		提出先	提出期限
(1) 被相続人である特定贈与者が住宅取得等資金の贈与をした年の中途で死亡した場合 (注) 措置法第70条の3第12項に規定する書類に係る受贈財産については、贈与税の申告を要しないのであるから留意する。	① 特定受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限（相続税法第28条第1項又は第2項に規定する期限）以前に当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限（同法第27条第1項又は第2項に規定する期限）が到来するとき	当該特定贈与者に係る相続税の納税地を所轄する税務署長	当該特定贈与者に係る相続税の申告書の提出期限
	② 特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限（相続税法第27条第1項又は第2項に規定する期限）前に特定受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限（同法第28条第1項又は第2項に規定する期限）が到来するとき		当該特定受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限
(2) 住宅取得等資金を贈与により取得した特定受贈者が第12項に規定する書類の提出期限前に当該書類を提出しないで死亡した場合（上記(1)に該当する場合を除く。）		当該特定受贈者に係る贈与税の納税地を所轄する税務署長	当該特定受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限

(修正申告書の提出期限)

70の3-14 住宅取得等資金を贈与により取得をした日の属する年の翌年3月15日後遅滞なく特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより措置法第70条の3

改正前

(措置法第70条の3第8項に規定する書類の提出先等)

70の3-13 被相続人である相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者（以下70の7-15までにおいて「特定贈与者」という。）が住宅取得等資金の贈与をした年の中途において死亡した場合又は住宅取得等資金を贈与により取得した特定受贈者が措置法第70条の3第8項に規定する書類（以下70の3-13において「第8項に規定する書類」という。）の提出期限前に第8項に規定する書類を提出しないで死亡した場合において、当該贈与を受けた住宅取得等資金について同条第1項の適用を受けるために提出する第8項に規定する書類の提出先及び提出期限は、次に掲げる場合に依り、それぞれに掲げるところによることに留意する。

区分		提出先	提出期限
(1) 被相続人である特定贈与者が住宅取得等資金の贈与をした年の中途で死亡した場合 (注) 措置法第70条の3第8項に規定する書類に係る受贈財産については、贈与税の申告を要しないのであるから留意する。	① 特定受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限（相続税法第28条第1項又は第2項に規定する期限）以前に当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限（同法第27条第1項又は第2項に規定する期限）が到来するとき	当該特定贈与者に係る相続税の納税地を所轄する税務署長	当該特定贈与者に係る相続税の申告書の提出期限
	② 特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限（相続税法第27条第1項又は第2項に規定する期限）前に特定受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限（同法第28条第1項又は第2項に規定する期限）が到来するとき		当該特定受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限
(2) 住宅取得等資金を贈与により取得した特定受贈者が第8項に規定する書類の提出期限前に当該書類を提出しないで死亡した場合（上記(1)に該当する場合を除く。）		当該特定受贈者に係る贈与税の納税地を所轄する税務署長	当該特定受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限

(修正申告書の提出期限)

70の3-14 住宅取得等資金を贈与により取得をした日の属する年の翌年3月15日後遅滞なく特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより措置法第70条の3

改正後	改正前
<p>第1項の規定の適用を受けた者が、同条第4項各号に該当する場合において、同号の規定により当該取得をした日の属する年分の贈与税についての修正申告書を提出しなければならない期限は、当該取得をした日の属する年の翌年の12月31日から2か月を経過する日とする。</p> <p>(注) <u>1 同条第10項の規定の適用を受けた場合には、上記通達中「翌年の12月31日」とあるのは、「翌々年の12月31日」とする。</u></p> <p><u>2 同条第11項の規定の適用を受けた場合には、上記通達中「翌年3月15日」とあるは、「翌々年3月15日」と、「翌年の12月31日」とあるのは、「翌々年の12月31日」とする。</u></p> <p>3 上記の修正申告書に係る贈与税は、暦年課税により計算することとなることに留意する。</p> <p>4 当該贈与の属する年の翌年以降に贈与により財産を取得した場合において、当該財産について相続時精算課税の適用を受けようとするときは、相続税法第21条の9第2項の届出書の提出が再度必要となることに留意する。</p> <p>(期限後申告等に係る「特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例」の適用)</p> <p>70の3-15 措置法第70条の3第1項の規定は、<u>同条第9項又は第11項に規定する個人がこれらの規定により同条第1項の規定の適用を受けようとする場合を除き、</u>期限後申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定に係る贈与税については、適用がないことに留意する。</p> <p>[措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除))関係]</p> <p>(農地等の贈与の日)</p> <p>70の4-8 農地等に係る措置法第70条の4第1項に規定する「贈与の日」とは、相続税法基本通達1の3・1の4共-10((農地等の贈与による財産取得の時期))の定めによる農地等の贈与による取得の日をいう。</p> <p>この場合において、同一の贈与により取得した農地又は採草放牧地が、受贈者の住所のある市町村の区域内にあるものとその他の区域内にあるものとに分かれているため、その所有権等の移転について各市町村の農業委員会の許可を要する場合において、これらの許可があつた日が年を異にしているときは、当該農地又は採草放牧地のうち、面積の多い方の許可が</p>	<p>第1項の規定の適用を受けた者が、同条第4項各号に該当する場合において、同号の規定により当該取得をした日の属する年分の贈与税についての修正申告書を提出しなければならない期限は、当該取得をした日の属する年の翌年の12月31日から2か月を経過する日とする。</p> <p>(注) <u>1 上記の修正申告書に係る贈与税は、暦年課税により計算することとなることに留意する。</u></p> <p>2 当該贈与の属する年の翌年以降に贈与により財産を取得した場合において、当該財産について相続時精算課税の適用を受けようとするときは、相続税法第21条の9第2項の届出書の提出が再度必要となることに留意する。</p> <p>(期限後申告等に係る「特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例」の適用)</p> <p>70の3-15 措置法第70条の3第1項の規定は、期限後申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定に係る贈与税については、適用がないことに留意する。</p> <p>[措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除))関係]</p> <p>(農地等の贈与の日)</p> <p>70の4-8 農地等に係る措置法第70条の4第1項に規定する「贈与の日」とは、相続税法基本通達1の3・1の4共-10((農地等の贈与による財産取得の時期))の定めによる農地等の贈与による取得の日をいう。</p> <p>この場合において、同一の贈与により取得した農地又は採草放牧地が、受贈者の住所のある市町村の区域内にあるものとその他の区域内にあるものとに分かれているため、その所有権等の移転について都道府県知事と農業委員会の双方の許可を要する場合において、これらの許可があつた日が年を異にしているときは、当該農地又は採草放牧地のうち、面積の多い</p>

改正後	改正前
<p>あつた日をもって、当該農地又は採草放牧地の全部に係る贈与の日として取り扱うことができる。</p> <p>なお、農地又は採草放牧地とともに準農地の贈与が行われており、かつ、当該農地又は採草放牧地の贈与の日と当該準農地の贈与の日とが年を異にするときは、当該準農地についても、当該農地又は採草放牧地の贈与の日とその贈与があつたものとして取り扱うこととする。</p> <p>(使用貸借による権利の設定の日)</p> <p>70の4-38 措置法第70条の4第6項に規定する「当該設定の日」とは、贈与税の納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地に係る使用貸借による権利の設定につき農地法第3条第1項の規定による許可があつた日（当該許可があつた日後に当該権利の設定の効力が生じる場合には当該効力が生じた日をいう。以下70の4-38において同じ。）をいうのであるから留意する。ただし、この場合において、農地又は採草放牧地が、受贈者の推定相続人の住所のある市町村の区域内にあるものとその他の区域内にあるものとに分かれているため、その設定について各市町村の農業委員会の許可を要するときにおいて、これらの許可があつた日が異なるときは、これらの許可があつた日のうち最も遅い日をもって当該設定の日として取り扱うものとする。</p> <p>(譲渡等があつた日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合)</p> <p>70の4-67 措置法第70条の4第15項の規定による特例適用農地等の買換えに係る承認に当たり、特例適用農地等の譲渡等があつた日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合においては、その取得に関する契約が譲渡等に関する契約又は収用等についての事業認定があつた日以後に行われていると認められるときに限り、同項の規定の適用があるものとして取り扱う。同条第17項の規定による特定農地等の買換えについてもこの取扱いに準ずるものとする。</p> <p>これらの場合又は70の4-68((対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合))において、農地又は採草放牧地の取得について、<u>農業委員会の許可</u>又は農用地利用集積計画の定めを要するときにおける当該農地又は採草放牧地の取得の日は、次の(1)又は(2)に掲げる日に行われたこととするのであるから留意する。</p> <p>(1) 農地又は採草放牧地の取得について<u>農業委員会の許可</u>を要するもの 当該許可のあつた日と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあつた日とのうち、いずれか遅い日</p>	<p>方の許可があつた日をもって、当該農地又は採草放牧地の全部に係る贈与の日として取り扱うことができる。</p> <p>なお、農地又は採草放牧地とともに準農地の贈与が行われており、かつ、当該農地又は採草放牧地の贈与の日と当該準農地の贈与の日とが年を異にするときは、当該準農地についても、当該農地又は採草放牧地の贈与の日とその贈与があつたものとして取り扱うこととする。</p> <p>(使用貸借による権利の設定の日)</p> <p>70の4-38 措置法第70条の4第6項に規定する「当該設定の日」とは、贈与税の納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地に係る使用貸借による権利の設定につき農地法第3条第1項の規定による許可があつた日（当該許可があつた日後に当該権利の設定の効力が生じる場合には当該効力が生じた日をいう。以下70の4-38において同じ。）をいうのであるから留意する。ただし、この場合において、農地又は採草放牧地が、受贈者の推定相続人の住所のある市町村の区域内にあるものとその他の区域内にあるものとに分かれているため、その設定について<u>農業委員会と都道府県知事との双方の許可</u>を要するときにおいて、これらの許可があつた日が異なるときは、これらの許可があつた日のうち最も遅い日をもって当該設定の日として取り扱うものとする。</p> <p>(譲渡等があつた日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合)</p> <p>70の4-67 措置法第70条の4第15項の規定による特例適用農地等の買換えに係る承認に当たり、特例適用農地等の譲渡等があつた日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合においては、その取得に関する契約が譲渡等に関する契約又は収用等についての事業認定があつた日以後に行われていると認められるときに限り、同項の規定の適用があるものとして取り扱う。同条第17項の規定による特定農地等の買換えについてもこの取扱いに準ずるものとする。</p> <p>これらの場合又は70の4-68((対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合))において、農地又は採草放牧地の取得について、<u>都道府県知事若しくは農業委員会の許可</u>又は農用地利用集積計画の定めを要するときにおける当該農地又は採草放牧地の取得の日は、次の(1)又は(2)に掲げる日に行われたこととするのであるから留意する。</p> <p>(1) 農地又は採草放牧地の取得について<u>都道府県知事又は農業委員会の許可</u>を要するもの 当該許可のあつた日と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあつた日とのうち、いずれか遅</p>

改正後	改正前
<p>(2) 農地又は採草放牧地の取得について農用地利用集積計画の定めを要するもの 当該農用地利用集積計画に定められた日と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあった日とのうち、いずれか遅い日</p> <p>(対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合)</p> <p>70の4-68 農地又は採草放牧地の取得につき農地法第3条の農業委員会の許可を要するもの又は農用地利用集積計画の定めを要するものについては、その許可又は定めがない限り、当該農地又は採草放牧地の取得のための対価の授受が行われている場合であっても、措置法第70条の4第15項第2号に規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合」又は同条第17項第2号ハに規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていないとき」に該当することに留意する。ただし、譲渡等があった日から1年を経過する日までに農地又は採草放牧地の取得について農業委員会の許可がない場合であっても、同日までに農地又は採草放牧地の取得についての農業委員会に対する許可申請書が提出されており、かつ、農地又は採草放牧地の取得代金の過半が支払われているときは、同日までに農地又は採草放牧地の取得が行われたものとして取り扱うことができるものとする。</p> <p>[措置法第70条の6の4((山林についての相続税の納税猶予及び免除)関係)]</p> <p>(推定相続人に委託をしているとき)</p> <p>70の6の4-2の2 措置法令第40条の7の4第1項第3号及び措置法規則第23条の8の4第2項に規定する「その者がその有する山林の全部の経営をその者の推定相続人に委託をしているとき」とは、その者の相続の開始の直前において、その委託をした時の直前まで特定森林経営計画に従って経営をしていた山林の全部の経営をその者の推定相続人に委託をしているときをいうことに留意する。</p> <p>(注) 上記の「推定相続人」とは、上記の相続の開始の直前において最先順位の相続権(代襲相続権を含む。)を有する者をいうのであるから留意する。</p> <p>(相次相続控除の算式)</p>	<p>い日</p> <p>(2) 農地又は採草放牧地の取得について農用地利用集積計画の定めを要するもの 当該農用地利用集積計画に定められた日と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあった日とのうち、いずれか遅い日</p> <p>(対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合)</p> <p>70の4-68 農地又は採草放牧地の取得につき農地法第3条の都道府県知事若しくは農業委員会の許可を要するもの又は農用地利用集積計画の定めを要するものについては、その許可又は定めがない限り、当該農地又は採草放牧地の取得のための対価の授受が行われている場合であっても、措置法第70条の4第15項第2号に規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合」又は同条第17項第2号ハに規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていないとき」に該当することに留意する。ただし、譲渡等があった日から1年を経過する日までに農地又は採草放牧地の取得について都道府県知事又は農業委員会の許可がない場合であっても、同日までに農地又は採草放牧地の取得についての都道府県知事又は農業委員会に対する許可申請書が提出されており、かつ、農地又は採草放牧地の取得代金の過半が支払われているときは、同日までに農地又は採草放牧地の取得が行われたものとして取り扱うことができるものとする。</p> <p>[措置法第70条の6の4((山林についての相続税の納税猶予及び免除)関係)]</p> <p>(新設)</p> <p>(相次相続控除の算式)</p>

改正後	改正前
<p>70の6の4-10 第2次相続に係る被相続人が措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受けていた場合又は第2次相続により財産を取得した者のうちに同項の規定の適用を受ける者がある場合における相次相続控除額は、相続税法基本通達20-3((相次相続控除の算式))に準じて算出することに留意する。</p> <p>この場合において、相続税法基本通達20-3中のAは、当該被相続人が当該納税猶予の適用を受けていた場合には、同条第17項の規定により免除された相続税額以外の税額に限ることに留意する。</p> <p>(納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定する場合)</p> <p>70の6の4-11 措置法第70条の6の4第3項第1号又は第2号に掲げる場合に該当する場合における納税猶予の期限は、農林水産大臣等(同項第1号に規定する農林水産大臣等をいう。)から納税地の所轄税務署長に対する同項第1号又は第2号の通知があった日から2月を経過する日であることに留意する。したがって、措置法令第40条の7の4第12項各号のいずれかに該当する場合又は措置法第70条の6の4第3項第2号に掲げる場合に該当する場合であっても、当該通知が所轄税務署長に到達しなければ、納税猶予の期限が確定することはないことに留意する。</p> <p>ただし、措置法令第40条の7の4第12項各号に該当する場合又は措置法第70条の6の4第3項第2号に掲げる場合に該当する場合において、その該当することとなった日以後これらの号に定める日までの間に林業経営相続人が死亡した場合には、当該林業経営相続人の死亡の日の前日がこれらの号に定める日に代わることとなり、当該林業経営相続人の相続人(包括受遺者を含む。)が林業経営相続人の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日が納税猶予の期限となることに留意する。</p> <p>(注) 措置法第70条の6の4第4項の場合に該当する場合においても上記と同様であることに留意する。</p> <p>(<u>林業経営相続人が特例山林について経営を行うことが困難な状態となった場合</u>)</p> <p>70の6の4-14の2 <u>措置法第70条の6の4第6項に規定する林業経営相続人が特例山林について経営を行うことが困難な状態となった場合として、措置法令第40条の7の4第17項に定める状態とは、次に掲げる状態をいうことに留意する。</u></p> <p>(1) 措置法第70条の6の4第1項に規定する相続税の申告書の提出期限(以下70の6の4-</p>	<p>70の6の4-10 第2次相続に係る被相続人が措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受けていた場合又は第2次相続により財産を取得した者のうちに同項の規定の適用を受ける者がある場合における相次相続控除額は、相続税法基本通達20-3((相次相続控除の算式))に準じて算出することに留意する。</p> <p>この場合において、相続税法基本通達20-3中のAは、当該被相続人が当該納税猶予の適用を受けていた場合には、同条第15項の規定により免除された相続税額以外の税額に限ることに留意する。</p> <p>(納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定する場合)</p> <p>70の6の4-11 措置法第70条の6の4第3項第1号又は第2号に掲げる場合に該当する場合における納税猶予の期限は、農林水産大臣等(同項第1号に規定する農林水産大臣等をいう。)から納税地の所轄税務署長に対する同項第1号又は第2号の通知があった日から2月を経過する日であることに留意する。したがって、措置法令第40条の7の4第11項各号のいずれかに該当する場合又は措置法第70条の6の4第3項第2号に掲げる場合に該当する場合であっても、当該通知が所轄税務署長に到達しなければ、納税猶予の期限が確定することはないことに留意する。</p> <p>ただし、措置法令第40条の7の4第11項各号に該当する場合又は措置法第70条の6の4第3項第2号に掲げる場合に該当する場合において、その該当することとなった日以後これらの号に定める日までの間に林業経営相続人が死亡した場合には、当該林業経営相続人の死亡の日の前日がこれらの号に定める日に代わることとなり、当該林業経営相続人の相続人(包括受遺者を含む。)が林業経営相続人の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日が納税猶予の期限となることに留意する。</p> <p>(注) 措置法第70条の6の4第4項の場合に該当する場合においても上記と同様であることに留意する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>14の2において「相続税の申告書の提出期限」という。)後において、林業経営相続人に措置法令第40条の7の4第17項各号に規定する事由が生じたこと</p> <p>(2) 林業経営相続人が相続税の申告書の提出期限において既に身体上の障害の程度が2級である者として記載のある身体障害者手帳の交付を受けていた場合で、当該相続税の申告書の提出期限後に、当該身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が1級に変更されたこと</p> <p>(3) 林業経営相続人が相続税の申告書の提出期限において既に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載のある身体障害者手帳の交付を受けていた場合で、当該相続税の申告書の提出期限後に、その障害とは別に身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が当該身体障害者手帳に新たに記載されたこと</p> <p>(4) 林業経営相続人が相続税の申告書の提出期限において既に同項各号に掲げる事由が生じていた場合で、当該相続税の申告書の提出期限後に、新たに当該林業経営相続人に同項各号に掲げる事由が生じたこと</p> <p><u>(措置法第70条の6の4第6項の規定の適用に係る推定相続人の意義等)</u></p> <p><u>70の6の4-14の3</u> 措置法第70条の6の4第6項に規定する経営委託を受けた者が同項に規定する経営委託山林以外に山林(措置法規則第23条の8の4第8項第5号ロ及びハに掲げるものを除く。)を有する場合又は他の山林所有者から経営の委託を受けた山林がある場合には、これらの全てが、特定森林経営計画が定められている区域内に所在しなければならないことに留意する。</p> <p><u>(経営委託をした旨の届出書が届出期限までに提出されない場合等)</u></p> <p><u>70の6の4-14の4</u> 措置法第70条の6の4第6項の規定の適用を受けようとする林業経営相続人は、同項に規定する届出書を同項に規定する経営委託をした日から2月以内(以下70の6の4-14の4において「期限内」という。)に納税地の所轄税務署長に提出しなければ、同項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>当該届出書を期限内に提出しない場合には、同条第3項の規定の適用については、当該経営委託をした特例山林に係る山林の経営を廃止したこととなり、その廃止した日から2月を経過する日(当該日から当該2月を経過する日までの間に当該林業経営相続人が死亡した場合には、当該林業経営相続人の相続人(包括受遺者を含む。)が当該林業経営相続人の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日)に納税の猶予に係る</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>期限が到来することに留意する。</p> <p>(注) 1 期限内に同項に規定する届出書の提出がなかった場合のゆうじょ規定は設けられていない。</p> <p>2 上記の「その廃止した日」とは、経営委託をした日をいうことに留意する。</p> <p>(措置法第70条の6の4第6項の規定の適用を受けた後に特例山林について経営を行うことが困難な状態が解消した場合)</p> <p>70の6の4-14の5 措置法第70条の6の4第6項の規定の適用を受ける林業経営相続人について、同項に規定する経営委託の終了前に、当該林業経営相続人が特例山林について経営を行うことが困難な状態が解消した場合であっても、その相続税の納税猶予の期限は確定しないことに留意する。</p> <p>(林業経営相続人の推定相続人に該当しないこととなった場合)</p> <p>70の6の4-14の6 措置法第70条の6の4第6項の規定の適用を受ける林業経営相続人の同項の適用に係る推定相続人が同項に規定する経営委託の終了前に、当該林業経営相続人の推定相続人に該当しないこととなった場合であっても、その相続税の納税猶予の期限は確定しないことに留意する。</p> <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の6の4-15 措置法第70条の6の4第14項の規定により、増担保命令等に応じないため納税猶予の期限を繰り上げる場合には、担保不足に対応する納税猶予に係る税額だけでなく、猶予中相続税額の全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。</p> <p>(継続届出書の提出期間)</p> <p>70の6の4-16 措置法第70条の6の4第11項に規定する届出書は、措置法第70条の6の4第2項第7号に規定する経営報告基準日の翌日から5月を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該経営報告基準日の翌日から当該5月を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>[措置法第70条の7((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除))関係]</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の6の4-15 措置法第70条の6の4第12項の規定により、増担保命令等に応じないため納税猶予の期限を繰り上げる場合には、担保不足に対応する納税猶予に係る税額だけでなく、猶予中相続税額の全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。</p> <p>(継続届出書の提出期間)</p> <p>70の6の4-16 措置法第70条の6の4第9項に規定する届出書は、措置法第70条の6の4第2項第7号に規定する経営報告基準日の翌日から5月を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該経営報告基準日の翌日から当該5月を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>[措置法第70条の7((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除))関係]</p>

改正後	改正前
<p>(贈与税の納税猶予の対象となる非上場株式等の意義)</p> <p>70の7-1 措置法第70条の7第1項の適用対象となる同条第2項第2号に規定する非上場株式等(以下70の7の4-2の2までにおいて「非上場株式等」という。)は、議決権に制限のない株式等に限定されていることから、次に掲げる株式等は含まれないことに留意する。</p> <p>(1) 会社の株主総会又は社員総会(以下70の7-12までにおいて「株主総会等」という。)において議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限がある株式等</p> <p>(2) 会社の株主総会等において議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限がある株主又は社員(以下70の7の4-5までにおいて「株主等」という。)の有する株式等</p> <p>(特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7-3 特例対象贈与に係る贈与者が、当該特例対象贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に、かつ、受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合(70の7-3の2及び70の7-3の3に掲げる場合を除く。)における措置法第70条の7第1項の規定の適用については、次に掲げることに留意する。</p> <p>(1) 贈与者が特例対象贈与をした日の属する年に死亡した場合</p> <p>イ 受贈者がロ以外の者である場合</p> <p>(イ) 受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得したとき</p> <p>当該特例対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等については、相続税法第21条の2第4項の規定に該当する場合には贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されないので、措置法第70条の7第1項の規定の適用はない。</p> <p>(注) 上記の場合、贈与者の死亡に係る相続税については、当該非上場株式等は、措置法令第40条の8の2第2項の規定により受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、同項の規定により読み替えられた措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る要件を満たしている場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>(ロ) 受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得しなかったとき</p> <p>受贈者が、当該特例対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等について措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したとき(同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限る。)は、当該申告書は、同項の規定の適用のある申告書となることに留意する。</p> <p>この場合において、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件のうち担保の</p>	<p>(贈与税の納税猶予の対象となる非上場株式等の意義)</p> <p>70の7-1 措置法第70条の7第1項の適用対象となる同条第2項第2号に規定する非上場株式等(以下70の7の4-9までにおいて「非上場株式等」という。)は、議決権に制限のない株式等に限定されていることから、次に掲げる株式等は含まれないことに留意する。</p> <p>(1) 会社の株主総会又は社員総会(以下70の7-12までにおいて「株主総会等」という。)において議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限がある株式等</p> <p>(2) 会社の株主総会等において議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限がある株主又は社員(以下70の7の4-5までにおいて「株主等」という。)の有する株式等</p> <p>(特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7-3 特例対象贈与に係る贈与者が、当該特例対象贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に、かつ、受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合(70の7-3の2及び70の7-3の3に掲げる場合を除く。)における措置法第70条の7第1項の規定の適用については、次に掲げることに留意する。</p> <p>(1) 贈与者が特例対象贈与をした日の属する年に死亡した場合</p> <p>イ 受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得したとき</p> <p>当該特例対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等については、相続税法第21条の2第4項の規定に該当する場合には贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されないので、措置法第70条の7第1項の規定の適用はない。</p> <p>(注) 上記の場合、贈与者の死亡に係る相続税については、当該非上場株式等は、措置法令第40条の8の2第2項の規定により受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、同項の規定により読み替えられた措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る要件を満たしている場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>ロ 受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得しなかったとき</p> <p>受贈者が、当該特例対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等について措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したとき(同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限る。)は、当該申告書は、同項の規定の適用のある申告書となることに留意する。</p> <p>この場合において、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件のうち担保の提供</p>

改正後	改正前
<p>提供については、その提供を要しないものとし、同条第15項の規定による贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</p> <p><u>ロ 受贈者が贈与者に係る相続時精算課税適用者（相続時精算課税の適用を受けようとする者を含む。）である場合</u></p> <p><u>当該特例対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等については、贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されるが、相続税法第28条第4項の規定により贈与税の申告は不要のため措置法第70条の7第1項の規定の適用はない。</u></p> <p><u>(注) 上記の場合、贈与者の死亡に係る相続税については、当該非上場株式等は、措置法令第40条の8の2第2項の規定により受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、同項の規定により読み替えられた措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る要件を満たしている場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</u></p> <p>(2) 贈与者が特例対象贈与をした日の属する年の翌年に死亡した場合 上記(1)のイ(ロ)を準用する。</p> <p>(特例対象贈与に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7-3の2 措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者の前の贈与者（当該経営承継受贈者に係る贈与者又は当該経営承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与前に同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等につき同条第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者をいう。以下70の7-3の2において同じ。）が、当該特例対象贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に、かつ、経営承継受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合における同項の規定の適用については、当該経営承継受贈者が、当該特例対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等について同項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したとき（同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限る。）は、当該申告書は、同項の規定の適用のある申告書となることに留意する。</p> <p>この場合において、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件のうち担保の提供については、その提供を要しないものとし、同条第15項の規定による贈与税の免除の規定の適用</p>	<p>提供については、その提供を要しないものとし、同条第16項の規定による贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</p> <p><u>なお、当該受贈者が当該贈与者に係る相続時精算課税適用者（相続時精算課税の適用を受けようとする者を含む。）であり、同条第1項の規定の適用を受けないときは上記イを準用することに留意する。</u></p> <p>(2) 贈与者が特例対象贈与をした日の属する年の翌年に死亡した場合 上記(1)のロ（なお書を除く。）を準用する。</p> <p>(特例対象贈与に係る贈与者の前の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7-3の2 措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者の前の贈与者（当該経営承継受贈者に係る贈与者又は当該経営承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与前に同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等につき同条第16項第3号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者をいう。以下70の7-3の2において同じ。）が、当該特例対象贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に、かつ、経営承継受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合における同項の規定の適用については、当該経営承継受贈者が、当該特例対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等について同項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したとき（同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限る。）は、当該申告書は、同項の規定の適用のある申告書となることに留意する。</p> <p>この場合において、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件のうち担保の提供については、その提供を要しないものとし、同条第16項の規定による贈与税の免除の規定の適用</p>

改正後	改正前
<p>に当たっては、当該申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</p> <p>(措置法第70条の7第1項の規定を受けている贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7-3の3 特例受贈非上場株式等に係る贈与者(措置法第70条の7第1項の規定を受けている経営承継受贈者に限る。)が、当該特例受贈非上場株式等の贈与(当該贈与者の同条第15項第3号の規定の適用に係る贈与に限る。)の日の属する年に死亡した場合において、当該贈与に係る経営承継受贈者が同条第1項の規定の適用を受けるためには、同項に規定する贈与税の申告書の提出を要することに留意する。</p> <p>なお、当該贈与者の相続の開始に係る相続税については、同項の規定の適用を受けた当該特例受贈非上場株式等には、措置法令第40条の8第63項の規定により、相続税法第19条、第21条の15及び第21条の16の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(特例対象贈与に係る受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7-4 特例対象贈与に係る受贈者が、当該特例対象贈与を受けた日の属する年の中途において死亡した場合又は当該特例対象贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合において、当該受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該受贈者の当該特例対象贈与に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したとき(同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限る。)は、当該申告書は、同項の規定の適用のある申告書として取り扱って差し支えない。</p> <p>この場合において、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件のうち担保の提供については、その提供を要しないものとし、同条第15項の規定による贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</p> <p>(申告期限前に全部確定事由が生じた場合)</p> <p>70の7-5 特例対象贈与があった日の翌日から贈与税の申告書の提出期限までの間に、措置法第70条の7第3項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合には、当該特例対象贈与に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について同条第1項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p> <p>(持分会社の持分等が担保提供された場合)</p>	<p>に当たっては、当該申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</p> <p>(措置法第70条の7第1項の規定を受けている贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7-3の3 特例受贈非上場株式等に係る贈与者(措置法第70条の7第1項の規定を受けている経営承継受贈者に限る。)が、当該特例受贈非上場株式等の贈与(当該贈与者の同条第16項第3号の規定の適用に係る贈与に限る。)の日の属する年に死亡した場合において、当該贈与に係る経営承継受贈者が同条第1項の規定の適用を受けるためには、同項に規定する贈与税の申告書の提出を要することに留意する。</p> <p>なお、当該贈与者の相続の開始に係る相続税については、同項の規定の適用を受けた当該特例受贈非上場株式等には、措置法令第40条の8第50項の規定により、相続税法第19条、第21条の15及び第21条の16の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(特例対象贈与に係る受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7-4 特例対象贈与に係る受贈者が、当該特例対象贈与を受けた日の属する年の中途において死亡した場合又は当該特例対象贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合において、当該受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該受贈者の当該特例対象贈与に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したとき(同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限る。)は、当該申告書は、同項の規定の適用のある申告書として取り扱って差し支えない。</p> <p>この場合において、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件のうち担保の提供については、その提供を要しないものとし、同条第16項の規定による贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</p> <p>(申告期限前に全部確定事由が生じた場合)</p> <p>70の7-5 特例対象贈与があった日の翌日から贈与税の申告書の提出期限までの間に、措置法第70条の7第4項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合には、当該特例対象贈与に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について同条第1項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p> <p>(持分会社の持分等が担保提供された場合)</p>

改正後	改正前
<p>70の7-9 措置法第70条の7第6項本文により認定贈与承継会社（持分会社又は株券不発行会社（会社法第117条第6項（株式の価格の決定等）に規定する株券発行会社（以下「株券発行会社」という。）以外の株式会社をいう。以下同じ。）に限る。）の持分又は株式を担保として提供を受け質権を設定した場合には、納税猶予期間中においては、当該持分又は株式から生じる配当その他の利益処分については、税務署長はその支払又は引渡し等を受けないことに留意する。</p> <p>（特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義）</p> <p>70の7-11 措置法第70条の7第2項第1号ロの要件を判定する場合において、同項第8号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定は、特例対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該特例対象贈与に係る贈与税の申告期限までの間のいずれかの日において次の(1)に掲げる算式を満たすかどうかにより行い、同項第9号に規定する資産運用型会社に該当するかどうかの判定は、特例対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該特例対象贈与に係る贈与税の申告期限までの間に終了するいずれかの事業年度において次の(2)に掲げる算式を満たすかどうかにより行うのであるが、これらの会社のうち措置法令第40条の8第5項第1号及び第2号の要件の全てに該当するものに係る非上場株式等が、措置法第70条の7第1項の適用対象とならないことに留意する。</p> <p>(1) （算式省略）</p> <p>A = 当該いずれかの日における当該会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額</p> <p>B = 当該いずれかの日における当該会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって措置法規則第23条の9第14項に規定するものをいう。以下70の7-11において同じ。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額</p> <p>C = 当該いずれかの日以前5年以内において経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者（措置法令第40条の8第10項に規定する者をいう。）がその会社から受けた次のa及びbに掲げる額の合計額</p> <p>a 当該会社から受けた当該会社の株式等に係る剰余金の配当又は利益の配当（特例対象贈与の時に受けたものを除く。）の額</p> <p>b 当該会社から支給された給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、特例対象贈与の時に支給されたものを除く。）の額のうち、法人税法第34条（（役員給与の損金不算入））又は第36条（（過大な使用人給与の損金不算入））の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金</p>	<p>70の7-9 措置法第70条の7第7項本文により認定贈与承継会社（持分会社又は株券不発行会社（会社法第117条第6項（株式の価格の決定等）に規定する株券発行会社（以下「株券発行会社」という。）以外の株式会社をいう。以下同じ。）に限る。）の持分又は株式を担保として提供を受け質権を設定した場合には、納税猶予期間中においては、当該持分又は株式から生じる配当その他の利益処分については、税務署長はその支払又は引渡し等を受けないことに留意する。</p> <p>（特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義）</p> <p>70の7-11 措置法第70条の7第2項第1号ロの要件を判定する場合において、同項第8号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定は、特例対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該特例対象贈与に係る贈与税の申告期限までの間のいずれかの日において次の(1)に掲げる算式を満たすかどうかにより行い、同項第9号に規定する資産運用型会社に該当するかどうかの判定は、特例対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該特例対象贈与に係る贈与税の申告期限までの間に終了するいずれかの事業年度において次の(2)に掲げる算式を満たすかどうかにより行うのであるが、これらの会社のうち措置法令第40条の8第5項第1号及び第2号の要件の全てに該当するものに係る非上場株式等が、措置法第70条の7第1項の適用対象とならないことに留意する。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>A = 当該いずれかの日における当該会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額</p> <p>B = 当該いずれかの日における当該会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって措置法規則第23条の9第14項に規定するものをいう。以下70の7-11において同じ。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額</p> <p>C = 当該いずれかの日以前5年以内において経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者（措置法令第40条の8第10項に規定する者をいう。）がその会社から受けた次のa及びbに掲げる額の合計額</p> <p>a 当該会社から受けた当該会社の株式等に係る剰余金の配当又は利益の配当（特例対象贈与の時に受けたものを除く。）の額</p> <p>b 当該会社から支給された給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、特例対象贈与の時に支給されたものを除く。）の額のうち、法人税法（昭和40年法律第34号）第34条（（役員給与の損金不算入））又は第36条（（過大な使用人給与の損金不算入））の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算</p>

改正後	改正前
<p>額</p> <p>(注) 措置法第70条の7第2項第8号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定において、措置法令第40条の8第20項第2号に規定する法人税法第34条又は第36条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額がある場合で、当該損金の額に算入されないこととなる金額が、特例対象贈与の時前又は特例対象贈与の時以後のいずれに属するものか区分することができないときは、当該区分することができない金額を特例対象贈与の日の属する事業年度の開始の日から特例対象贈与の日の前日までの日数と特例対象贈与の日から当該事業年度の末日までの日数がそれぞれ当該事業年度の日数に占める割合によりあん分する。この場合において、あん分後の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて差し支えない。</p> <p>(2) (算式省略)</p> <p>A = 当該いずれかの事業年度における総収入金額</p> <p>B = 当該いずれかの事業年度における特定資産の運用収入の合計額</p> <p>(特例受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算)</p> <p>70の7-14の2 特例受贈非上場株式等を措置法第70条の7第1項の適用を受ける経営承継受贈者に贈与をした同項に規定する贈与者又は特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が2以上ある場合における納税猶予分の贈与税額の計算は、次の順により行うことに留意する。</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる額を当該経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、措置法第70条の7第2項第5号の規定により計算する(措置法令第40条の8第12項の規定による100円未満の端数処理は行わない。)</p> <p>イ <u>ロに掲げる場合以外の場合</u> <u>当該特例受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者がその年中において特例対象贈与により取得をした全ての認定贈与承継会社の特例受贈非上場株式等の価額の合計額</u></p> <p>ロ <u>当該特例受贈非上場株式等が相続税法第21条の9第3項(措置法第70条の2の6第1項又は第70条の3第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものである場合</u> <u>当該特例受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者がその年中において特例対象贈与により取得をした全ての認定贈与承継会社の特例受贈非上場株式等の価額を特定贈与者(相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者をいう。)ごとに合計した額のそれぞれの額</u></p>	<p>入されないこととなる金額</p> <p>(注) 措置法第70条の7第2項第8号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定において、措置法令第40条の8第20項第2号に規定する法人税法第34条又は第36条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額がある場合で、当該損金の額に算入されないこととなる金額が、特例対象贈与の時前又は特例対象贈与の時以後のいずれに属するものか区分することができないときは、当該区分することができない金額を特例対象贈与の日の属する事業年度の開始の日から特例対象贈与の日の前日までの日数と特例対象贈与の日から当該事業年度の末日までの日数がそれぞれ当該事業年度の日数に占める割合によりあん分する。この場合において、あん分後の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて差し支えない。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>A = 当該いずれかの事業年度における総収入金額</p> <p>B = 当該いずれかの事業年度における特定資産の運用収入の合計額</p> <p>(特例受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算)</p> <p>70の7-14の2 特例受贈非上場株式等を措置法第70条の7第1項の適用を受ける経営承継受贈者に贈与をした同項に規定する贈与者又は特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が2以上ある場合における納税猶予分の贈与税額の計算は、次の順により行うことに留意する。</p> <p>1 <u>当該特例受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者がその年中において特例対象贈与により取得をした全ての認定贈与承継会社の当該特例受贈非上場株式等の価額の合計額を当該経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、措置法第70条の7第2項第5号により計算する(措置法令第40条の8第12項の規定による100円未満の端数処理は行わない。)</u>。</p>

改正後	改正前
<p>(注) 贈与の時ににおいて、特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる当該特例受贈非上場株式等の価額については、70の7-14((認定贈与承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額))の取扱いによることに留意する。</p> <p>② 措置法令第40条の8第14項の規定により、<u>当該特例受贈非上場株式等の上記(1)イ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該特例受贈非上場株式等に係る贈与者及び認定贈与承継会社の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額を計算する(同項の規定による100円未満の端数処理を行う。)</u>。</p> <p>③ <u>上記(2)により算出されたそれぞれの納税猶予分の贈与税額の合計額が当該経営承継受贈者に係る納税猶予分の贈与税額となる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(代表権を有しないこととなった場合の意義)</p> <p>70の7-16 措置法第70条の7第3項第1号に掲げる「代表権を有しないこととなった場合」とは、次のいずれかをいうことに留意する。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合であっても措置法規則第23条の9第15項に掲げるいずれかの事由に該当するときは、措置法第70条の7第3項第1号に掲げる「代表権を有しないこととなった場合」には該当しないことに留意する。</p> <p>(1) 経営承継受贈者が有していた制限のない代表権を有しないこととなった場合 (2) 経営承継受贈者が有していた制限のない代表権に制限が加えられた場合</p>	<p>(注) 贈与の時ににおいて、特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる当該特例受贈非上場株式等の価額については、70の7-14((認定贈与承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額))の取扱いによることに留意する。</p> <p>2 措置法令第40条の8第14項の規定により、<u>当該特例受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額を計算する(同項の規定による100円未満の端数処理を行う。)</u>。</p> <p>3 <u>上記2により算出されたそれぞれの納税猶予分の贈与税額の合計額が当該経営承継受贈者に係る納税猶予分の贈与税額となる。</u></p> <p><u>(相続時精算課税適用者等に係る贈与税の納税猶予)</u></p> <p><u>70の7-15 措置法第70条の7第3項各号に掲げる者が特定贈与者から特例対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の特例受贈非上場株式等について同条第1項の規定の適用を受ける場合には、当該特例受贈非上場株式等に係る贈与税については、暦年課税により計算することに留意する。</u></p> <p><u>なお、同条第3項各号に掲げる者が当該特例対象贈与に係る特定贈与者から贈与により取得をした特例受贈非上場株式等以外の財産に係る贈与税については、相続時精算課税の適用となることに留意する(特例受贈非上場株式等の意義については、70の7-2参照。)</u>。</p> <p>(代表権を有しないこととなった場合の意義)</p> <p>70の7-16 措置法第70条の7第4項第1号に掲げる「代表権を有しないこととなった場合」とは、次のいずれかをいうことに留意する。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合であっても措置法規則第23条の9第15項に掲げるいずれかの事由に該当するときは、措置法第70条の7第4項第1号に掲げる「代表権を有しないこととなった場合」には該当しないことに留意する。</p> <p>(1) 経営承継受贈者が有していた制限のない代表権を有しないこととなった場合 (2) 経営承継受贈者が有していた制限のない代表権に制限が加えられた場合</p>

改正後	改正前
<p>(特例受贈非上場株式等の譲渡等の判定)</p> <p>70の7-17 措置法第70条の7第3項第5号若しくは第6号又は同条第5項の表の第1号若しくは第2号の特例受贈非上場株式等の全部又は一部の同条第3項第5号に規定する譲渡等(以下70の7-39までにおいて「譲渡等」という。)があったかどうかの判定は、措置法令第40条の8第61項及び第62項の規定により行うことに留意する。</p> <p>(譲渡等をした日の意義)</p> <p>70の7-18 措置法第70条の7第3項第5号、同項第6号及び同条第5項の表の第2号下欄の「当該譲渡等をした日」とは、当該譲渡等の効力が発生した日をいうのであるが、具体的には次に掲げる場合の区分に応じ次に定める日であることに留意する。</p> <p>(1) 株券発行会社の場合 株券の交付を行った日</p> <p>(2) 株券不発行会社の場合 譲渡契約効力発生の日</p> <p>(注) ただし、株券不発行会社の株式について書面によらない贈与を行った場合には、株主名簿の名義変更の日とする。</p> <p>(解散等をした場合等の意義)</p> <p>70の7-19 措置法第70条の7第3項第8号の「解散をした場合」とは、会社法第471条各号(同条第4号を除く。)又は第641条各号(同条第5号を除く。)((解散の事由))に掲げるいずれかの事由が生じた場合をいい、「解散をした日」とは、当該事由が生じた日をいうことに留意する。</p> <p>また、措置法第70条の7第3項第8号の「会社法の規定により解散をしたものとみなされた場合」とは、会社法第472条第1項((休眠会社のみなし解散))の規定に該当する場合をいい、「そのみなされた解散の日」とは、同項の「期間の満了の時」をいうことに留意する。</p> <p>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7-20 措置法第70条の7第3項第9号の要件を判定する場合には、70の7-11((特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義))の規定を準用する。</p> <p>この場合において、70の7-11中「特例対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日」とあるのは「贈与税の申告期限の翌日」と、「贈与税の申告期限」とあるのは「措置法第70条の7第2項第7号ロに規定する猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日」と、「第40条の8第5項」とあるのは「第40条の8第23項」となることに留意する。</p>	<p>(特例受贈非上場株式等の譲渡等の判定)</p> <p>70の7-17 措置法第70条の7第4項第5号若しくは第6号又は同条第6項の表の第1号若しくは第2号の特例受贈非上場株式等の全部又は一部の同条第4項第5号に規定する譲渡等(以下70の7-39までにおいて「譲渡等」という。)があったかどうかの判定は、措置法令第40条の8第48項及び第49項の規定により行うことに留意する。</p> <p>(譲渡等をした日の意義)</p> <p>70の7-18 措置法第70条の7第4項第5号、同項第6号及び同条第6項の表の第2号下欄の「当該譲渡等をした日」とは、当該譲渡等の効力が発生した日をいうのであるが、具体的には次に掲げる場合の区分に応じ次に定める日であることに留意する。</p> <p>(1) 株券発行会社の場合 株券の交付を行った日</p> <p>(2) 株券不発行会社の場合 譲渡契約効力発生の日</p> <p>(注) ただし、株券不発行会社の株式について書面によらない贈与を行った場合には、株主名簿の名義変更の日とする。</p> <p>(解散等をした場合等の意義)</p> <p>70の7-19 措置法第70条の7第4項第8号の「解散をした場合」とは、会社法第471条各号(同条第4号を除く。)又は第641条各号(同条第5号を除く。)((解散の事由))に掲げるいずれかの事由が生じた場合をいい、「解散をした日」とは、当該事由が生じた日をいうことに留意する。</p> <p>また、措置法第70条の7第4項第8号の「会社法の規定により解散をしたものとみなされた場合」とは、会社法第472条第1項((休眠会社のみなし解散))の規定に該当する場合をいい、「そのみなされた解散の日」とは、同項の「期間の満了の時」をいうことに留意する。</p> <p>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7-20 措置法第70条の7第4項第9号の要件を判定する場合には、70の7-11((特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義))の規定を準用する。</p> <p>この場合において、70の7-11中「特例対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日」とあるのは「贈与税の申告期限の翌日」と、「贈与税の申告期限」とあるのは「措置法第70条の7第2項第7号ロに規定する猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日」と、「第40条の8第5項」とあるのは「第40条の8第23項」となることに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義)</p> <p>70の7-21 措置法第70条の7第3項第11号の「資本金の額の減少又は当該準備金の額の減少がその効力を生じた日」とは、会社法第449条第6項又は第627条第6項((債権者の異議))に定める日(同法第449条第6項ただし書の規定の適用がある場合には、同条第7項の規定による変更した日)をいうことに留意する。</p>	<p>(資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義)</p> <p>70の7-21 措置法第70条の7第4項第11号の「資本金の額の減少又は当該準備金の額の減少がその効力を生じた日」とは、会社法第449条第6項又は第627条第6項((債権者の異議))に定める日(同法第449条第6項ただし書の規定の適用がある場合には、同条第7項の規定による変更した日)をいうことに留意する。</p>
<p>(経営承継受贈者が非上場株式等についての納税猶予の適用を取りやめる場合の期限)</p> <p>70の7-22 措置法第70条の7第3項第12号の規定に該当することによる納税の猶予に係る期限は、同条第1項の規定の適用を受けている経営承継受贈者から同項の規定の適用を受けることをやめる旨の届出書の提出があった日から2月を経過する日(当該届出書の提出があった日から当該2月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日)となることから、当該納税猶予に係る贈与税の額及び当該贈与税の額に係る利子税の額の納付の有無に関わらず、当該2月を経過する日に確定することに留意する。</p>	<p>(経営承継受贈者が非上場株式等についての納税猶予の適用を取りやめる場合の期限)</p> <p>70の7-22 措置法第70条の7第4項第12号の規定に該当することによる納税の猶予に係る期限は、同条第1項の規定の適用を受けている経営承継受贈者から同項の規定の適用を受けることをやめる旨の届出書の提出があった日から2月を経過する日(当該届出書の提出があった日から当該2月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日)となることから、当該納税猶予に係る贈与税の額及び当該贈与税の額に係る利子税の額の納付の有無に関わらず、当該2月を経過する日に確定することに留意する。</p>
<p>(合併がその効力を生じた日の意義)</p> <p>70の7-23 措置法第70条の7第3項第13号及び第5項の表の第3号下欄並びに同条第4項の表の第2号下欄の「合併がその効力を生じた日」とは、吸収合併の場合には吸収合併契約において定めたその効力を生ずる日をいい、新設合併の場合には新設合併設立会社の成立の日(設立登記の日)をいうことに留意する。</p>	<p>(合併がその効力を生じた日の意義)</p> <p>70の7-23 措置法第70条の7第4項第13号及び第6項の表の第3号下欄並びに同条第5項の表の第2号下欄の「合併がその効力を生じた日」とは、吸収合併の場合には吸収合併契約において定めたその効力を生ずる日をいい、新設合併の場合には新設合併設立会社の成立の日(設立登記の日)をいうことに留意する。</p>
<p>(株式交換等がその効力を生じた日の意義)</p> <p>70の7-24 措置法第70条の7第3項第14号及び第5項の表の第4号下欄並びに同条第4項の表の第2号下欄の「株式交換等がその効力を生じた日」とは、株式交換の場合には株式交換契約において定めたその効力を生ずる日をいい、株式移転の場合には株式移転設立完全親会社の成立の日(設立登記の日)をいうことに留意する。</p>	<p>(株式交換等がその効力を生じた日の意義)</p> <p>70の7-24 措置法第70条の7第4項第14号及び第6項の表の第4号下欄並びに同条第5項の表の第2号下欄の「株式交換等がその効力を生じた日」とは、株式交換の場合には株式交換契約において定めたその効力を生ずる日をいい、株式移転の場合には株式移転設立完全親会社の成立の日(設立登記の日)をいうことに留意する。</p>
<p>(非上場株式等に該当しないこととなった場合等の意義)</p> <p>70の7-25 措置法第70条の7第3項第15号の「当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の株式等が非上場株式等に該当しないこととなった場合」とは、次に掲げる場合をい</p>	<p>(非上場株式等に該当しないこととなった場合等の意義)</p> <p>70の7-25 措置法第70条の7第4項第15号の「当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の株式等が非上場株式等に該当しないこととなった場合」とは、次に掲げる場合をい</p>

改正後	改正前
<p>い、「その該当しないこととなった日」とは、当該場合の区分に応じ次に定める日をいうことに留意する。</p> <p>(1) 措置法規則第23条の9第7項第1号に規定する金融商品取引所（金融商品取引所に類するものであって外国に所在するものを含む。）への上場又は当該上場の申請がなされた場合 当該上場の申請がなされた日（申請が不要の場合には、当該上場がなされた日）</p> <p>(2) 措置法規則第23条の9第7項第3号に規定する店頭売買有価証券登録原簿（店頭売買有価証券登録原簿に類するものであって外国に備えられているものを含む。）への登録若しくは当該登録の申請がなされた場合 当該登録の申請がなされた日（申請が不要の場合には、当該登録がなされた日）</p> <p>(注) 持分会社の出資の場合にも、上記に準ずることに留意する。</p> <p>（風俗営業会社に該当することとなった日の意義等）</p> <p>70の7-26 措置法第70条の7第3項第16号に規定する「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（以下70の7-26において「風営法」という。）第2条第5項（用語の意義）に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいい、同号の「その該当することとなった日」とは、風営法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項又は第31条の17第1項（営業等の届出）の届出書を提出した日とする。</p> <p>（会社分割をした場合等の意義）</p> <p>70の7-27 措置法第70条の7第5項の表の第5号上欄に掲げる場合には、株式等以外のみを配当財産とする剰余金の配当があった場合は含まれないことに留意する。</p> <p>また、同号下欄の「会社分割がその効力を生じた日」とは、吸収分割の場合には吸収分割契約において定めたその効力を生ずる日をいい、新設分割の場合には新設分割設立会社の成立の日（設立登記の日）をいうことに留意する。</p> <p>（組織変更をした場合等の意義）</p> <p>70の7-28 措置法第70条の7第5項の表の第6号上欄に掲げる「組織変更」とは、会社法第2条第26号に規定する組織変更をいうのであるから、持分会社の中で会社の種類を変更した場合（例えば、合名会社から合資会社への変更など）は含まれないことに留意する。</p> <p>また、同号下欄の「組織変更がその効力を生じた日」とは、組織変更計画において定めたその効力を生ずる日をいうことに留意する。</p>	<p>い、「その該当しないこととなった日」とは、当該場合の区分に応じ次に定める日をいうことに留意する。</p> <p>(1) 措置法規則第23条の9第7項第1号に規定する金融商品取引所（金融商品取引所に類するものであって外国に所在するものを含む。）への上場又は当該上場の申請がなされた場合 当該上場の申請がなされた日（申請が不要の場合には、当該上場がなされた日）</p> <p>(2) 措置法規則第23条の9第7項第3号に規定する店頭売買有価証券登録原簿（店頭売買有価証券登録原簿に類するものであって外国に備えられているものを含む。）への登録若しくは当該登録の申請がなされた場合 当該登録の申請がなされた日（申請が不要の場合には、当該登録がなされた日）</p> <p>(注) 持分会社の出資の場合にも、上記に準ずることに留意する。</p> <p>（風俗営業会社に該当することとなった日の意義等）</p> <p>70の7-26 措置法第70条の7第4項第16号に規定する「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（以下70の7-26において「風営法」という。）第2条第5項（用語の意義）に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいい、同号の「その該当することとなった日」とは、風営法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項又は第31条の17第1項（営業等の届出）の届出書を提出した日とする。</p> <p>（会社分割をした場合等の意義）</p> <p>70の7-27 措置法第70条の7第6項の表の第5号上欄に掲げる場合には、株式等以外のみを配当財産とする剰余金の配当があった場合は含まれないことに留意する。</p> <p>また、同号下欄の「会社分割がその効力を生じた日」とは、吸収分割の場合には吸収分割契約において定めたその効力を生ずる日をいい、新設分割の場合には新設分割設立会社の成立の日（設立登記の日）をいうことに留意する。</p> <p>（組織変更をした場合等の意義）</p> <p>70の7-28 措置法第70条の7第6項の表の第6号上欄に掲げる「組織変更」とは、会社法第2条第26号に規定する組織変更をいうのであるから、持分会社の中で会社の種類を変更した場合（例えば、合名会社から合資会社への変更など）は含まれないことに留意する。</p> <p>また、同号下欄の「組織変更がその効力を生じた日」とは、組織変更計画において定めたその効力を生ずる日をいうことに留意する。</p>

改正後

(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算)

70の7-29 措置法第70条の7第4項又は第5項の規定により納税猶予税額の一部について、納税猶予の期限が確定する場合における贈与税の額の計算は、これらの項の規定に該当する直前の猶予中贈与税額(同条第2項第7号ロに規定する猶予中贈与税額をいう。以下70の7の4-7までにおいて同じ。)に、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める割合を乗ずることにより行うことに留意する。

なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残ることに留意する。

(1) 同条第4項の表の第1号の規定に該当する場合

(算式省略)

(注) 1 上記の「贈与」とは、措置法第70条の7第3項第3号に規定する贈与をいう。したがって、当該贈与は、経営承継受贈者が特例受贈非上場株式等につき行う同条第1項の規定の適用に係る贈与だけでなく、当該贈与と併せて行う当該特例受贈非上場株式等の贈与が含まれることに留意する。

2 猶予中贈与税額に上記の割合を乗じて計算した金額のうち、経営承継受贈者が措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をした特例受贈非上場株式等に対応する部分の金額については、同条第15項第3号の規定により免除される。この場合、当該経営承継受贈者は、同号の特例受贈非上場株式等の贈与を受けた者が当該特例受贈非上場株式等について同条第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6月を経過する日までに同条第15項に規定する届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 猶予中贈与税額に上記の割合を乗じて計算した金額のうち、上記2の免除される部分以外の金額については、当該贈与の日から2月を経過する日をもって納税の猶予に係る期限が確定することから、当該経営承継受贈者は、贈与を受けた者の贈与税の申告書の提出を待たずに贈与税を納付しなければならないことに留意する。

(2) 同条第4項の表の第2号の規定に該当する場合

(算式省略)

(注) 1 上記の分子の金銭等に、合併又は株式交換等(株式交換又は株式移転をいう。

改正前

(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算)

70の7-29 措置法第70条の7第5項又は第6項の規定により納税猶予税額の一部について、納税猶予の期限が確定する場合における贈与税の額の計算は、これらの項の規定に該当する直前の猶予中贈与税額(同条第2項第7号ロに規定する猶予中贈与税額をいう。以下70の7の4-7までにおいて同じ。)に、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める割合を乗ずることにより行うことに留意する。

なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残ることに留意する。

(1) 同条第5項の表の第1号の規定に該当する場合

(同左)

(注) 1 上記の「贈与」とは、措置法第70条の7第4項第3号に規定する贈与をいう。したがって、当該贈与は、経営承継受贈者が特例受贈非上場株式等につき行う同条第1項の規定の適用に係る贈与だけでなく、当該贈与と併せて行う当該特例受贈非上場株式等の贈与が含まれることに留意する。

2 猶予中贈与税額に上記の割合を乗じて計算した金額のうち、経営承継受贈者が措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をした特例受贈非上場株式等に対応する部分の金額については、同条第16項第3号の規定により免除される。この場合、当該経営承継受贈者は、同号の特例受贈非上場株式等の贈与を受けた者が当該特例受贈非上場株式等について同条第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6月を経過する日までに同条第16項に規定する届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 猶予中贈与税額に上記の割合を乗じて計算した金額のうち、上記2の免除される部分以外の金額については、当該贈与の日から2月を経過する日をもって納税の猶予に係る期限が確定することから、当該経営承継受贈者は、贈与を受けた者の贈与税の申告書の提出を待たずに贈与税を納付しなければならないことに留意する。

(2) 同条第5項の表の第2号の規定に該当する場合

(同左)

(注) 1 上記の分子の金銭等に、合併又は株式交換等(株式交換又は株式移転をいう。

改正後	改正前
<p>以下70の7の2-31までにおいて同じ。)に際して交付すべき吸収合併存続会社等又は措置法第70条の7第4項の表の第2号の他の会社の株式に1株未満の端数が生じたため交付されたものがある場合の措置法規則第23条の9第18項第5号又は同条第19項第5号の要件の判定に当たっては、当該交付された金銭等は同条第18項第5号又は同条第19項第5号の交付しなければならない株式に含まれるものとして判定することに留意する。</p> <p>2 「吸収合併存続会社等」とは、措置法第70条の7第4項の表の第2号に規定する吸収合併存続会社等をいう。以下70の7-29において同じ。</p> <p>3 「株式交換完全子会社等」とは、措置法第70条の7第3項第6号に規定する株式交換完全子会社等をいう。以下70の7-30までにおいて同じ。</p> <p>4 「合併前純資産額」とは、合併がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定贈与承継会社の純資産額（資産の額から負債の額を控除した残額をいう。「承継純資産額」という場合を除き、この70の7-29において同じ。）をいう。以下70の7-29において同じ。</p> <p>5 「交換等前純資産額」とは、株式交換等がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定贈与承継会社の純資産額をいう。以下70の7-29において同じ。</p> <p>6 上記4及び5の「純資産額」を算定する場合における各資産及び各負債の価額は、評価基本通達の定めにより算定した価額となることに留意する。</p> <p>(3) 同条第5項の表の第2号の規定に該当する場合 (算式省略)</p> <p>(注)1 猶予中贈与税額に上記の割合を乗じて計算した金額のうち、経営承継受贈者が同条第1項の規定の適用に係る贈与をした特例受贈非上場株式等に対応する部分の金額については、同条第15項第3号の規定により免除される。この場合、当該経営承継受贈者は、同号の特例受贈非上場株式等の贈与を受けた者が当該特例受贈非上場株式等について同条第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6月を経過する日までに同条第15項に規定する届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。</p> <p>2 猶予中贈与税額に上記の割合を乗じて計算した金額のうち、上記1の免除される部分以外の金額については、当該贈与の日から2月を経過する日をもって納税の猶予に係る期限が確定することから、当該経営承継受贈者は、贈与を受けた者の贈与</p>	<p>以下70の7の2-31までにおいて同じ。)に際して交付すべき吸収合併存続会社等又は措置法第70条の7第5項の表の第2号の他の会社の株式に1株未満の端数が生じたため交付されたものがある場合の措置法規則第23条の9第18項第5号又は同条第19項第5号の要件の判定に当たっては、当該交付された金銭等は同条第18項第5号又は同条第19項第5号の交付しなければならない株式に含まれるものとして判定することに留意する。</p> <p>2 「吸収合併存続会社等」とは、措置法第70条の7第5項の表の第2号に規定する吸収合併存続会社等をいう。以下70の7-29において同じ。</p> <p>3 「株式交換完全子会社等」とは、措置法第70条の7第4項第6号に規定する株式交換完全子会社等をいう。以下70の7-30までにおいて同じ。</p> <p>4 「合併前純資産額」とは、合併がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定贈与承継会社の純資産額（資産の額から負債の額を控除した残額をいう。「承継純資産額」という場合を除き、この70の7-29において同じ。）をいう。以下70の7-29において同じ。</p> <p>5 「交換等前純資産額」とは、株式交換等がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定贈与承継会社の純資産額をいう。以下70の7-29において同じ。</p> <p>6 上記4及び5の「純資産額」を算定する場合における各資産及び各負債の価額は、評価基本通達の定めにより算定した価額となることに留意する。</p> <p>(3) 同条第6項の表の第2号の規定に該当する場合 (同左)</p> <p>(注)1 猶予中贈与税額に上記の割合を乗じて計算した金額のうち、経営承継受贈者が同条第1項の規定の適用に係る贈与をした特例受贈非上場株式等に対応する部分の金額については、同条第16項第3号の規定により免除される。この場合、当該経営承継受贈者は、同号の特例受贈非上場株式等の贈与を受けた者が当該特例受贈非上場株式等について同条第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6月を経過する日までに同条第16項に規定する届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。</p> <p>2 猶予中贈与税額に上記の割合を乗じて計算した金額のうち、上記1の免除される部分以外の金額については、当該贈与の日から2月を経過する日をもって納税の猶予に係る期限が確定することから、当該経営承継受贈者は、贈与を受けた者の贈与</p>

改正後	改正前
<p>税の申告書の提出を待たずに贈与税を納付しなければならないことに留意する。</p> <p>(4) 同条第5項の表の第3号の規定に該当する場合 (算式省略)</p> <p>(5) 同条第5項の表の第4号の規定に該当する場合 (算式省略)</p> <p>(6) 同条第5項の表の第5号の規定に該当する場合 (算式省略)</p> <p>(注) 1 「承継純資産額」とは、吸収分割承継会社等が認定贈与承継会社から承継した資産の当該会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年12月31日における価額から当該吸収分割承継会社等が当該認定贈与承継会社から承継した負債の同日における価額を控除した残額をいう。</p> <p>2 「吸収分割承継会社等」とは、措置法第70条の7第5項の表の第5号の上欄に規定する吸収分割承継会社等をいう。以下70の7-29において同じ。</p> <p>3 「分割前純資産額」とは、会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定贈与承継会社の純資産額をいう。</p> <p>4 上記1の「承継した資産の当該会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年12月31日における価額」及び「承継した負債の同日における価額」並びに上記3の「純資産額」を算定する場合における各資産及び各負債の価額は、評価基本通達の定めにより算定した価額となることに留意する。</p> <p>(7) 同条第5項の表の第6号の規定に該当する場合 (算式省略)</p> <p>(注) 1 「組織変更前純資産額」とは、組織変更がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定贈与承継会社の純資産額をいう。</p> <p>2 上記1の「純資産額」を算定する場合における各資産及び各負債の価額は、評価基本通達の定めにより算定した価額となることに留意する。</p> <p>(担保財産の変更等が行われた場合のみならず充足)</p> <p>70の7-31 措置法第70条の7第6項本文の規定は、同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に特例受贈非上場株式等の全てを担保として提供したときに適用されるものであることから、同条第1項の規定の適用を受けるに当たり特例受贈非上場株式等以外の財産を担保として提供したこと等により同条第6項本文の規定が適用されなかった場合又は同条第6項</p>	<p>税の申告書の提出を待たずに贈与税を納付しなければならないことに留意する。</p> <p>(4) 同条第6項の表の第3号の規定に該当する場合 (同左)</p> <p>(5) 同条第6項の表の第4号の規定に該当する場合 (同左)</p> <p>(6) 同条第6項の表の第5号の規定に該当する場合 (同左)</p> <p>(注) 1 「承継純資産額」とは、吸収分割承継会社等が認定贈与承継会社から承継した資産の当該会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年12月31日における価額から当該吸収分割承継会社等が当該認定贈与承継会社から承継した負債の同日における価額を控除した残額をいう。</p> <p>2 「吸収分割承継会社等」とは、措置法第70条の7第6項の表の第5号の上欄に規定する吸収分割承継会社等をいう。以下70の7-29において同じ。</p> <p>3 「分割前純資産額」とは、会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定贈与承継会社の純資産額をいう。</p> <p>4 上記1の「承継した資産の当該会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年12月31日における価額」及び「承継した負債の同日における価額」並びに上記3の「純資産額」を算定する場合における各資産及び各負債の価額は、評価基本通達の定めにより算定した価額となることに留意する。</p> <p>(7) 同条第6項の表の第6号の規定に該当する場合 (同左)</p> <p>(注) 1 「組織変更前純資産額」とは、組織変更がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定贈与承継会社の純資産額をいう。</p> <p>2 上記1の「純資産額」を算定する場合における各資産及び各負債の価額は、評価基本通達の定めにより算定した価額となることに留意する。</p> <p>(担保財産の変更等が行われた場合のみならず充足)</p> <p>70の7-31 措置法第70条の7第7項本文の規定は、同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に特例受贈非上場株式等の全てを担保として提供したときに適用されるものであることから、同条第1項の規定の適用を受けるに当たり特例受贈非上場株式等以外の財産を担保として提供したこと等により同条第7項本文の規定が適用されなかった場合又は同条第7項</p>

改正後	改正前
<p>本文の規定が適用されたものの担保の全部若しくは一部につき変更があったため同条第6項ただし書に該当した場合には、その後に担保財産の変更を行った結果、特例受贈非上場株式等の全てを担保提供している状況が生じても、その時点から同条第6項本文の規定が適用されるものではないことに留意する。</p> <p>ただし、同条第6項本文の規定が適用されたものの担保の全部又は一部につき変更があったため同条第6項ただし書に該当した場合であっても、担保として提供している特例受贈非上場株式等について措置法令第40条の8第33項に規定する特定事由が生じた又は生じることが確実と認められるため、同項の規定に基づき、当該特例受贈非上場株式等に対応するものとして新たに取得した特例受贈非上場株式等の全部が担保として提供されたときには、同項第1号の規定により当該担保の解除はなかつたものとみなすことから、措置法第70条の7第6項本文の規定が継続して適用されることに留意する。</p> <p>(譲渡制限株式の担保の取扱い)</p> <p>70の7-32 特例受贈非上場株式等の全てが担保として提供される場合には、当該特例受贈非上場株式等が会社法第107条第1項第1号((株式の内容についての特別の定め))又は同法第108条第1項第4号((異なる種類の株式))の規定により譲渡に制限が付されているものであっても、措置法第70条の7第6項の規定により、納税猶予分の贈与税額に相当する担保が提供されたものとみなすことに留意する。</p> <p>(既に非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等)</p> <p>70の7-34 認定贈与承継会社の非上場株式等について、措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとする者以外の者が当該認定贈与承継会社の非上場株式等について次に掲げるいずれかの規定の適用を現に受けているときは、同項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の7第1項</p> <p>(2) 措置法第70条の7の2第1項</p> <p>(3) 措置法第70条の7の4第1項</p> <p>(注)1 措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けようとする者が、当該認定贈与承継会社の非上場株式等について上記(1)から(3)までのいずれかの規定の適用を受けている場合、同条第15項第3号又は同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与により当該認定贈与承継会社の非上場株式等の取得をした者である場合には、同法第</p>	<p>本文の規定が適用されたものの担保の全部若しくは一部につき変更があったため同条第7項ただし書に該当した場合には、その後に担保財産の変更を行った結果、特例受贈非上場株式等の全てを担保提供している状況が生じても、その時点から同条第7項本文の規定が適用されるものではないことに留意する。</p> <p>ただし、同条第7項本文の規定が適用されたものの担保の全部又は一部につき変更があったため同条第7項ただし書に該当した場合であっても、担保として提供している特例受贈非上場株式等について措置法令第40条の8第33項に規定する特定事由が生じた又は生じることが確実と認められるため、同項の規定に基づき、当該特例受贈非上場株式等に対応するものとして新たに取得した特例受贈非上場株式等の全部が担保として提供されたときには、同項第1号の規定により当該担保の解除はなかつたものとみなすことから、措置法第70条の7第7項本文の規定が継続して適用されることに留意する。</p> <p>(譲渡制限株式の担保の取扱い)</p> <p>70の7-32 特例受贈非上場株式等の全てが担保として提供される場合には、当該特例受贈非上場株式等が会社法第107条第1項第1号((株式の内容についての特別の定め))又は同法第108条第1項第4号((異なる種類の株式))の規定により譲渡に制限が付されているものであっても、措置法第70条の7第7項の規定により、納税猶予分の贈与税額に相当する担保が提供されたものとみなすことに留意する。</p> <p>(既に非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等)</p> <p>70の7-34 認定贈与承継会社の非上場株式等について、措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとする者以外の者が当該認定贈与承継会社の非上場株式等について次に掲げるいずれかの規定の適用を現に受けているときは、同項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の7第1項</p> <p>(2) 措置法第70条の7の2第1項</p> <p>(3) 措置法第70条の7の4第1項</p> <p>(注)1 措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けようとする者が、当該認定贈与承継会社の非上場株式等について上記(1)から(3)までのいずれかの規定の適用を受けている場合、同条第16項第3号又は同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与により当該認定贈与承継会社の非上場株式等の取得をした者である場合には、同法第</p>

改正後	改正前
<p>70条の7第1項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>2 上記の措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けることができるかどうかの判定は、認定贈与承継会社ごとに行うことに留意する。</p> <p>(継続届出書の提出期間)</p> <p>70の7-35 措置法第70条の7第9項に規定する届出書は、特例対象贈与に係る同条第2項第7号イに規定する第1種贈与基準日の翌日から5月を経過するごとの日及び同号ロに規定する第2種贈与基準日の翌日から3月を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、それぞれ、当該第1種贈与基準日の翌日から当該5月を経過するごとの日までの期間及び当該第2種贈与基準日の翌日から当該3月を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の7-36 措置法第70条の7第12項の規定により、増担保命令等に応じないため(措置法令第40条の8第33項第2号の規定により増担保命令等に応じなかったものとみなす場合を含む。)納税猶予の期限を繰り上げる場合には、担保不足に対応する納税猶予に係る税額だけでなく、猶予中贈与税額の全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。</p> <p>(持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合)</p> <p>70の7-37 措置法第70条の7第13項第2号の規定は、同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に特例受贈非上場株式等の全てを担保として提供するとき又は措置法令第40条の8第33項の規定により特例受贈非上場株式等を再び担保として提供する場合に適用されることに留意する。</p> <p>(贈与者が死亡した場合の免除税額等)</p> <p>70の7-37の2 措置法第70条の7第15項第2号の規定により免除となる贈与税は、同号の贈与者の死亡の直前における猶予中贈与税額に次の割合を乗じて計算した金額となることに留意する。</p> <p>(算式省略)</p> <p>なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>(注)1 上記の「当該贈与者が贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額」からは、当</p>	<p>70条の7第1項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>2 上記の措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けることができるかどうかの判定は、認定贈与承継会社ごとに行うことに留意する。</p> <p>(継続届出書の提出期間)</p> <p>70の7-35 措置法第70条の7第10項に規定する届出書は、特例対象贈与に係る同条第2項第7号イに規定する第1種贈与基準日の翌日から5月を経過するごとの日及び同号ロに規定する第2種贈与基準日の翌日から3月を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、それぞれ、当該第1種贈与基準日の翌日から当該5月を経過するごとの日までの期間及び当該第2種贈与基準日の翌日から当該3月を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の7-36 措置法第70条の7第13項の規定により、増担保命令等に応じないため(措置法令第40条の8第33項第2号の規定により増担保命令等に応じなかったものとみなす場合を含む。)納税猶予の期限を繰り上げる場合には、担保不足に対応する納税猶予に係る税額だけでなく、猶予中贈与税額の全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。</p> <p>(持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合)</p> <p>70の7-37 措置法第70条の7第14項第2号の規定は、同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に特例受贈非上場株式等の全てを担保として提供するとき又は措置法令第40条の8第33項の規定により特例受贈非上場株式等を再び担保として提供する場合に適用されることに留意する。</p> <p>(贈与者が死亡した場合の免除税額等)</p> <p>70の7-37の2 措置法第70条の7第16項第2号の規定により免除となる贈与税は、同号の贈与者の死亡の直前における猶予中贈与税額に次の割合を乗じて計算した金額となることに留意する。</p> <p>(同左)</p> <p>なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>(注)1 上記の「当該贈与者が贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額」からは、当</p>

改正後	改正前
<p>該贈与者が措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした当該特例非上場株式等の数又は金額が除かれることに留意する。</p> <p>2 上記の「当該贈与者が贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額」からは、同条第1項の規定の適用を受ける経営承継受贈者が、その有する特例株式等の譲渡等をしている場合には、その譲渡等をした特例株式等の数又は金額は除かれることに留意する。</p> <p>なお、この場合において、「当該贈与者が贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額」の算定に当たっては、措置法令第40条の8第62項の規定の適用に留意する。</p> <p>(措置法第70条の7第1項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等)</p> <p>70の7-37の3 措置法第70条の7第15項第3号の規定により免除となる贈与税は、同号に規定する贈与の直前における猶予中贈与税額に次の割合を乗じて計算した金額となることに留意する。</p> <p>(算式省略)</p> <p>なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>この場合において、当該猶予中贈与税額(下記(注)2により期限が到来した部分を除く。)のうち、上記により免除された金額以外の金額は、納税猶予税額として残ることに留意する。</p> <p>(注)1 措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用を受ける経営承継受贈者から特例受贈非上場株式等を贈与により取得をした受贈者が、当該特例受贈非上場株式等及び当該特例受贈非上場株式等以外の当該特例受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等を贈与により取得をした場合には、当該特例受贈非上場株式等から先に同条第1項の規定の適用を受けるものとすることに留意する。</p> <p>2 経営承継受贈者からの贈与により取得をした当該特例受贈非上場株式等について、当該贈与に係る受贈者が措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けない部分がある場合には、当該部分に係る猶予中贈与税額については免除されず同条第4項又は第5項の規定により納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>(相続税法第21条の14から第21条の16までの不適用)</p> <p>70の7-37の4 次に掲げる特例受贈非上場株式等については、相続税法第21条の14から第21条の16までの規定は、適用されないことに留意する。</p>	<p>該贈与者が措置法第70条の7第16項第3号の規定の適用に係る贈与をした当該特例非上場株式等の数又は金額が除かれることに留意する。</p> <p>2 上記の「当該贈与者が贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額」からは、同条第1項の規定の適用を受ける経営承継受贈者が、その有する特例株式等の譲渡等をしている場合には、その譲渡等をした特例株式等の数又は金額は除かれることに留意する。</p> <p>なお、この場合において、「当該贈与者が贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額」の算定に当たっては、措置法令第40条の8第49項の規定の適用に留意する。</p> <p>(措置法第70条の7第1項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等)</p> <p>70の7-37の3 措置法第70条の7第16項第3号の規定により免除となる贈与税は、同号に規定する贈与の直前における猶予中贈与税額に次の割合を乗じて計算した金額となることに留意する。</p> <p>(同左)</p> <p>なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>この場合において、当該猶予中贈与税額(下記(注)2により期限が到来した部分を除く。)のうち、上記により免除された金額以外の金額は、納税猶予税額として残ることに留意する。</p> <p>(注)1 措置法第70条の7第16項第3号の規定の適用を受ける経営承継受贈者から特例受贈非上場株式等を贈与により取得をした受贈者が、当該特例受贈非上場株式等及び当該特例受贈非上場株式等以外の当該特例受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等を贈与により取得をした場合には、当該特例受贈非上場株式等から先に同条第1項の規定の適用を受けるものとすることに留意する。</p> <p>2 経営承継受贈者からの贈与により取得をした当該特例受贈非上場株式等について、当該贈与に係る受贈者が措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けない部分がある場合には、当該部分に係る猶予中贈与税額については免除されず同条第5項又は第6項の規定により納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける経営承継受贈者がその有する特例受贈非上場株式等（相続税法第21条の9第3項（措置法第70条の2の6第1項又は第70条の3第1項において準用する場合を含む。次の(2)において同じ。）の規定の適用を受けるものに限り。）の全部又は一部について同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした場合において、当該経営承継受贈者に係る贈与者の相続が開始したときにおける当該贈与をした当該特例受贈非上場株式等</u></p> <p>(2) <u>同条第1項の規定の適用を受ける経営承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が同条第15項第3号の規定の適用に係る贈与（相続税法第21条の9第3項の規定の適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る贈与に限る。以下この(2)において「第二贈与」という。）であり、かつ、当該特例受贈非上場株式等が第二贈与者（第二贈与をした者をいう。以下この(2)において同じ。）が第一贈与者（第二贈与前に第二贈与者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者をいう。）からの贈与により取得をしたものである場合の当該第二贈与者が死亡したときにおける当該経営承継受贈者が当該第二贈与により取得をした当該特例受贈非上場株式等</u></p> <p>（破産免除等の申請書が申請期限までに提出されない場合等）</p> <p>70の7-38 経営承継受贈者が措置法第70条の7第16項の規定に基づき贈与税の免除を受けようとする場合には、同項に規定する申請期限（以下70の7-38において「免除申請期限」という。）までに同項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければ、同項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>当該申請書を免除申請期限までに提出しない場合には、同項各号に掲げる場合の区分に応じ同条第5項の表の各号の中欄に掲げる金額に相当する贈与税については当該各号の下欄に掲げる日から2月を経過する日（当該各号の下欄に掲げる日から当該2月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日）に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>（注） 免除申請期限までに措置法第70条の7第16項に規定する申請書の提出がなかった場合のようじょ規定は設けられていない。</p> <p>（措置法第70条の7第16項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等）</p> <p>70の7-39 措置法第70条の7第16項第1号の規定の適用を受けようとする場合には、同条第</p>	<p>（破産免除等の申請書が申請期限までに提出されない場合等）</p> <p>70の7-38 経営承継受贈者が措置法第70条の7第17項の規定に基づき贈与税の免除を受けようとする場合には、同項に規定する申請期限（以下70の7-38において「免除申請期限」という。）までに同項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければ、同項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>当該申請書を免除申請期限までに提出しない場合には、同項各号に掲げる場合の区分に応じ同条第6項の表の各号の中欄に掲げる金額に相当する贈与税については当該各号の下欄に掲げる日から2月を経過する日（当該各号の下欄に掲げる日から当該2月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日）に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>（注） 免除申請期限までに措置法第70条の7第17項に規定する申請書の提出がなかった場合のようじょ規定は設けられていない。</p> <p>（措置法第70条の7第17項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等）</p> <p>70の7-39 措置法第70条の7第17項第1号の規定の適用を受けようとする場合には、同条第</p>

改正後	改正前
<p>1項の規定の適用を受けている特例受贈非上場株式等のみならず、経営承継受贈者が有する当該特例受贈非上場株式等に係る会社の株式等の全てを譲渡等する必要があることに留意する。</p> <p>(特例受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義)</p> <p>70の7-40 措置法第70条の7第16項第1号イ、第3号イ及び第4号イの「特例受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額」は、措置法規則第23条の9第33項に規定する金額をいうのであるが、同項の「1単位当たりの価額」は、同項の規定に基づき評価基本通達の定めにより算定することに留意する。</p> <p>この場合において、同項の規定により評価基本通達185((純資産価額))のただし書及び評価基本通達188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))に定める評価方法(これらの定めと同様に評価することとされている評価基本通達に定める評価方法を含む。)が適用されることはないことに留意する。</p> <p>(免除申請があった場合の延滞税の計算)</p> <p>70の7-41 措置法令第40条の8第42項の規定は、措置法第70条の7第16項の規定による免除申請書が提出された場合で、納期限又は当該免除申請書の提出があった日のいずれか遅い日の翌日から同条第17項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中贈与税額から同条第16項に規定する免除申請贈与税額(以下70の7-43までにおいて「免除申請贈与税額」という。)を控除した残額に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき延滞税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中贈与税額から同条第17項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する贈与税を基礎金額として、納付すべき延滞税の額を計算することに留意する。</p> <p>(注) 免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8第42項の規定により計算した延滞税の額と免除後の贈与税額を基礎金額として計算した納付すべき延滞税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した延滞税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。</p> <p>(免除申請があった場合の利子税の計算)</p> <p>70の7-42 措置法令第40条の8第43項の規定は、措置法第70条の7第16項の規定による免除申請書が提出された場合で、当該免除申請書の提出があった日から同条第17項の規定による</p>	<p>1項の規定の適用を受けている特例受贈非上場株式等のみならず、経営承継受贈者が有する当該特例受贈非上場株式等に係る会社の株式等の全てを譲渡等する必要があることに留意する。</p> <p>(特例受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義)</p> <p>70の7-40 措置法第70条の7第17項第1号イ、第3号イ及び第4号イの「特例受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額」は、措置法規則第23条の9第33項に規定する金額をいうのであるが、同項の「1単位当たりの価額」は、同項の規定に基づき評価基本通達の定めにより算定することに留意する。</p> <p>この場合において、同項の規定により評価基本通達185((純資産価額))のただし書及び評価基本通達188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))に定める評価方法(これらの定めと同様に評価することとされている評価基本通達に定める評価方法を含む。)が適用されることはないことに留意する。</p> <p>(免除申請があった場合の延滞税の計算)</p> <p>70の7-41 措置法令第40条の8第42項の規定は、措置法第70条の7第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、納期限又は当該免除申請書の提出があった日のいずれか遅い日の翌日から同条第18項の規定による免除通知書を発した日までの間に猶予中贈与税額から同条第17項に規定する免除申請贈与税額(以下70の7-43までにおいて「免除申請贈与税額」という。)を控除した残額に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき延滞税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中贈与税額から同条第18項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する贈与税を基礎金額として、納付すべき延滞税の額を計算することに留意する。</p> <p>(注) 免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8第42項の規定により計算した延滞税の額と免除後の贈与税額を基礎金額として計算した納付すべき延滞税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した延滞税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。</p> <p>(免除申請があった場合の利子税の計算)</p> <p>70の7-42 措置法令第40条の8第43項の規定は、措置法第70条の7第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、当該免除申請書の提出があった日から同条第18項の規定による</p>

改正後	改正前
<p>免除通知書を発した日までの間に猶予中贈与税額から免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき利子税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中贈与税額から同条第17項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する贈与税を基礎金額として、納付すべき利子税の額を計算することに留意する。</p> <p>(注) 免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8第43項の規定により計算した利子税の額と免除後の贈与税額を基礎金額として計算した納付すべき利子税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した利子税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。</p> <p>(免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき贈与税額)</p> <p>70の7-43 措置法令第40条の8第44項に規定する「同項各号の猶予中贈与税額から同項に規定する免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税額」とは、措置法第70条の7第16項各号の猶予中贈与税額から免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税の額と、措置法令第40条の8第43項の規定により計算した当該贈与税の額に係る納税猶予期間中の利子税の額の合計額をいうことに留意する。</p> <p>(2以上の認定贈与承継会社がある場合等の担保の取扱い)</p> <p>70の7-44 特例受贈非上場株式会社等に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合、措置法第70条の7第1項に係る担保の提供手続き、同条第6項に係るみなす充足の取扱い、同条第12項に係る納税猶予の期限の繰り上げの取扱いに当たっては、贈与者又は認定贈与承継会社の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額にそれぞれの規定を適用することに留意する。</p> <p>(猶予中贈与税額の再計算に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等)</p> <p>70の7-45 経営承継受贈者が措置法第70条の7第21項の規定の適用を受けようとする場合には、同条第23項に規定する申請期限（以下70の7-45において「申請期限」という。）までに同項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければ、同条第21項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(注) 申請期限までに措置法第70条の7第23項に規定する申請書の提出がなかった場合のようじょ規定は設けられていない。</p>	<p>免除通知書を発した日までの間に猶予中贈与税額から免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき利子税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、当該免除通知書を発した日後においては、猶予中贈与税額から同条第18項の規定により免除をする税額を控除した残額に相当する贈与税を基礎金額として、納付すべき利子税の額を計算することに留意する。</p> <p>(注) 免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8第43項の規定により計算した利子税の額と免除後の贈与税額を基礎金額として計算した納付すべき利子税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した利子税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。</p> <p>(免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき贈与税額)</p> <p>70の7-43 措置法令第40条の8第44項に規定する「同項各号の猶予中贈与税額から同項に規定する免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税額」とは、措置法第70条の7第17項各号の猶予中贈与税額から免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税の額と、措置法令第40条の8第43項の規定により計算した当該贈与税の額に係る納税猶予期間中の利子税の額の合計額をいうことに留意する。</p> <p>(2以上の認定贈与承継会社がある場合等の担保の取扱い)</p> <p>70の7-44 特例受贈非上場株式会社等に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合、措置法第70条の7第1項に係る担保の提供手続き、同条第7項に係るみなす充足の取扱い、同条第13項に係る納税猶予の期限の繰り上げの取扱いに当たっては、贈与者又は認定贈与承継会社の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額にそれぞれの規定を適用することに留意する。</p> <p>(猶予中贈与税額の再計算に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等)</p> <p>70の7-45 経営承継受贈者が措置法第70条の7第22項の規定の適用を受けようとする場合には、同条第24項に規定する申請期限（以下70の7-45において「申請期限」という。）までに同項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければ、同条第22項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(注) 申請期限までに措置法第70条の7第24項に規定する申請書の提出がなかった場合のようじょ規定は設けられていない。</p>

改正後	改正前
<p>(債務処理計画が成立した日の意義)</p> <p>70の7-46 措置法第70条の7第21項に規定する「債務処理計画が成立した日」とは、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第128条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が、措置法第70条の7第16項第1号に規定する債務処理計画の策定の支援を含む認定贈与承継会社の事業の再生を支援する場合において、対象となる債権者全員が再生計画に同意する旨の書面を提出した日をいうことに留意する。</p> <p>(認可決定日後に確定事由が生じた場合)</p> <p>70の7-47 措置法第70条の7第21項に規定する認可決定日以後同条第24項の規定による通知が発せられた日(以下70の7-47において「通知日」という。)前に、同条第5項の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合及び同条第11項の規定の適用があった場合並びに当該通知日前に同条第12項又は第14項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあった場合には、同条第21項の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(特例受贈非上場株式等の認可決定日における価額の意義)</p> <p>70の7-48 措置法第70条の7第22項の「特例受贈非上場株式等の許可決定日における価額として財務省令で定める金額」の意義については、70の7-40((特例受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義))を準用する。</p> <p>(納税猶予期限の繰り上げに該当することとなった日)</p> <p>70の7-49 措置法第70条の7第27項の表の第5号の上欄に掲げる場合に該当する場合における同条第28項に規定する「経営贈与承継期間の末日の翌日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなった場合」とは、税務署長が納税猶予期限の繰上通知書を発した日が当該経営贈与承継期間の末日の翌日以後である場合をいうことに留意する。</p> <p>(措置法第70条の7第29項各号の価額の意義)</p> <p>70の7-50 措置法第70条の7第29項第1号の「認定贈与承継会社の資産の価額」及び同項第2号の「現物出資等資産の価額」は、特例対象贈与があった時における評価基本通達の定めにより算定した価額をいうことに留意する。</p> <p>(注) 特例対象贈与があった時に措置法第70条の7第29項に規定する現物出資等資産(以下70の7-50において「現物出資等資産」という。)を認定贈与承継会社が有していない場合でも、当該現物出資等資産を有しているものとして上記により措置法第70条の7第</p>	<p>(債務処理計画が成立した日の意義)</p> <p>70の7-46 措置法第70条の7第22項に規定する「債務処理計画が成立した日」とは、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第128条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が、措置法第70条の7第17項第1号に規定する債務処理計画の策定の支援を含む認定贈与承継会社の事業の再生を支援する場合において、対象となる債権者全員が再生計画に同意する旨の書面を提出した日をいうことに留意する。</p> <p>(認可決定日後に確定事由が生じた場合)</p> <p>70の7-47 措置法第70条の7第22項に規定する認可決定日以後同条第25項の規定による通知が発せられた日(以下70の7-47において「通知日」という。)前に、同条第6項の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合及び同条第12項の規定の適用があった場合並びに当該通知日前に同条第13項又は第15項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあった場合には、同条第22項の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(特例受贈非上場株式等の認可決定日における価額の意義)</p> <p>70の7-48 措置法第70条の7第23項の「特例受贈非上場株式等の許可決定日における価額として財務省令で定める金額」の意義については、70の7-40((特例受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義))を準用する。</p> <p>(納税猶予期限の繰り上げに該当することとなった日)</p> <p>70の7-49 措置法第70条の7第28項の表の第5号の上欄に掲げる場合に該当する場合における同条第29項に規定する「経営贈与承継期間の末日の翌日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなった場合」とは、税務署長が納税猶予期限の繰上通知書を発した日が当該経営贈与承継期間の末日の翌日以後である場合をいうことに留意する。</p> <p>(措置法第70条の7第30項各号の価額の意義)</p> <p>70の7-50 措置法第70条の7第30項第1号の「認定贈与承継会社の資産の価額」及び同項第2号の「現物出資等資産の価額」は、特例対象贈与があった時における評価基本通達の定めにより算定した価額をいうことに留意する。</p> <p>(注) 特例対象贈与があった時に措置法第70条の7第30項に規定する現物出資等資産(以下70の7-50において「現物出資等資産」という。)を認定贈与承継会社が有していない場合でも、当該現物出資等資産を有しているものとして上記により措置法第70条の7第</p>

改正後	改正前						
<p>29項第2号の価額を算定することに留意する。</p> <p>(「贈与特定期間」の意義)</p> <p><u>70の7-51</u> 措置法第70条の7第30項の規定の適用に当たり、同項に規定する「贈与特定期間」(以下70の7-61までにおいて「贈与特定期間」という。)とは、次の(1)及び(2)の区分に応じて、それぞれに掲げる期間をいうことに留意する。</p> <p>(1) 災害が同項第1号に規定する経営贈与承継期間(以下70の7-61までにおいて「経営贈与承継期間」という。)の末日までに発生した場合</p> <p>経営贈与承継期間の末日の翌日から、当該災害が発生した日の直前の経営贈与報告基準日(同号に規定する経営贈与報告基準日をいう。以下70の7-51において同じ。)の翌日以後10年を経過する日までの期間(最初の経営贈与報告基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合には、当該経営贈与報告基準日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間)</p> <p>(2) 災害が経営贈与承継期間の末日の翌日以後に発生した場合</p> <p>当該災害が発生した日の直前の特定基準日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間(最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合には、経営贈与承継期間の末日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間)であって、当該災害が発生した日以後の期間</p> <p>(注)1 上記の「災害」とは、措置法第70条の7第30項第1号に規定する災害をいうことに留意する(以下70の7の4-10の2までにおいて同じ。)</p> <p>2 上記の「特定基準日」とは、経営贈与承継期間の末日から1年を経過するごとの日をいうことに留意する。</p> <p>(災害によって甚大な被害を受けた場合)</p> <p><u>70の7-52</u> 措置法第70条の7第30項第1号に規定する「災害によって甚大な被害を受けた場合」とは、次の算式を満たす場合をいうことに留意する。</p> <p>(算式)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; border-bottom: 1px solid black;"> 認定贈与承継会社の災害により減失をした資産 (特定資産を除く。)の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;"> \geq </td> <td style="width: 15%; border-bottom: 1px solid black; text-align: center;"> $\frac{30}{100}$ </td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;"> 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時ににおける認定贈与承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額 </td> <td></td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: center;"> $\frac{30}{100}$ </td> </tr> </table>	認定贈与承継会社の災害により減失をした資産 (特定資産を除く。)の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額	\geq	$\frac{30}{100}$	災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時ににおける認定贈与承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額		$\frac{30}{100}$	<p>30項第2号の価額を算定することに留意する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
認定贈与承継会社の災害により減失をした資産 (特定資産を除く。)の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額	\geq	$\frac{30}{100}$					
災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時ににおける認定贈与承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額		$\frac{30}{100}$					

改正後	改正前
<p>(注) <u>上記算式における「滅失」には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊が含まれることに留意する（以下70の7の4-10の2までにおいて同じ。）。</u></p> <p><u>(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊)</u></p> <p><u>70の7-53 措置法令第40条の8第49項に規定する「通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊」とは、同項に規定する災害によって被害を受けた同項に規定する資産につき、今後取壊し若しくは除去せざるを得ないと認められる場合又は相当の修繕を行わなければ使用することができないと認められる場合の当該資産に係る損壊をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(事業所が災害によって被害を受けたことにより認定贈与承継会社における雇用の確保が困難となった場合)</u></p> <p><u>70の7-54 措置法第70条の7第30項第2号に規定する「事業所が災害によって被害を受けたことにより当該認定贈与承継会社における雇用の確保が困難となった場合」とは、次の算式を満たす場合をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(算式)</u></p> $\frac{\text{認定贈与承継会社の被災常時使用従業員の数}}{\text{認定贈与承継会社の災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数}} \geq \frac{20}{100}$ <p>(注) <u>上記算式における「被災常時使用従業員」とは、当該認定贈与承継会社の事業所（常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもので、当該災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限る。）のうち当該災害が発生した日から同日以後6月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が当該認定贈与承継会社の本来の業務に従事することができないと認められるものにおいて、当該災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となったこと)</u></p> <p><u>70の7-55 措置法第70条の7第30項第2号イに規定する「当該被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となったこと」とは、各第一種贈与基準日における被災事業所（同号イに規定する「被災事業所」をいう。以下70の7-55において同じ。）の常時使用従業員の数の合計を経営贈与承継期間の末日において経営贈与承継期間内にある第一</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後

改正前

種贈与基準日の数で除して計算した数が、当該被災事業所に係る特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数を下回る数となったことをいうことに留意する。

なお、当該認定贈与承継会社の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあつては、各第一種贈与基準日における当該事業所の常時使用従業員の数の合計を経営贈与承継期間の末日において経営贈与承継期間内にある第一種贈与基準日の数で除して計算した数が、当該事業所に係る特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数以上である場合に限られることに留意する。

(注) 1 上記の「経営贈与承継期間」は、災害が発生した日以後の期間に限られることに留意する。

2 特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときにおける上記の「特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数」は、同条第39項に定める数となることに留意すること。

3 上記の「常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数」は、その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数となり、当該特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数が1人のときは1人となることに留意する。

(措置法第70条の7第30項第3号に規定する「認定贈与承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」)
70の7-56 措置法第70条の7第30項第3号に規定する「当該認定贈与承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」とは、次の算式を満たす場合をいうことに留意する。

なお、次の算式を満たす場合であっても当該認定贈与承継会社が中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第1号又は第2号（定義）に該当することにつき措置法規則第23条の9第40項に定めるところにより証明がされた場合に限られることに留意する。

(算式)

$$\frac{\text{特定日から特定日以後6月を経過する日までの間における売上金額}}{\text{特定日の1年前の日から同日以後6月を経過する日までの間における売上金額}} \leq \frac{70}{100}$$

(注) 1 上記算式における「特定日」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日又は同項第2号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日をいうことに留意する。

(新設)

改正後

改正前

2 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日又は同項第2号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日については、70の7-60参照。

(措置法第70条の7第30項第3号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」)

70の7-57 措置法第70条の7第30項第3号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」とは、売上割合の平均値の次表の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、雇用割合の平均値がそれぞれ(1)から(3)までに掲げる割合以上であるときをいうことに留意する。

	売上割合の平均値	雇用割合の平均値
(1)	100分の100以上の場合	100分の80
(2)	100分の70以上100分の100未満の場合	100分の40
(3)	100分の70未満の場合	零(0)

(注) 1 上記表の「売上割合の平均値」とは、次の算式により計算した割合をいう。

なお、最初の売上判定事業年度終了の日が経営贈与承継期間の末日の翌日以後である場合には、措置法令第40条の8第53項に規定する割合をいうことに留意する。

(算式)

各売上判定事業年度における売上割合の合計

経営贈与承継期間（中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号の事由が生じた日以後の期間に限る。）内に終了する当該売上判定事業年度の数

イ 上記算式における「売上判定事業年度」とは、基準日（売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営贈与報告基準日をいう。以下70の7-57において同じ。）の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に終了する事業年度（当該基準日が最初の経営贈与報告基準日である場合には、措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間内に終了する事業年度とし、中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除く。）をいうことに留意する。

(新設)

改正後	改正前
<p>ロ <u>上記算式における「売上割合」とは、次の算式で計算した割合をいう。</u></p> <p><u>(算式)</u></p> $\frac{\text{当該売上判定事業年度における売上金額}}{\text{贈与特定事業年度における売上金額}}$ <p><u>(注) 上記算式における「贈与特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。</u></p> <p><u>(算式)</u></p> $\frac{\text{贈与特定事業年度における売上金額} \times \text{当該売上判定事業年度の月数}}{\text{贈与特定事業年度の月数}}$ <p><u>(注) 1 上記算式における「贈与特定事業年度」とは、認定贈与承継会社の中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいうことに留意する。</u></p> <p><u>2 特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第42項で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定贈与承継会社に係る当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。</u></p> <p>2 「<u>雇用割合の平均値</u>」とは、次の算式により計算した割合をいう。</p> <p>なお、最初の売上判定事業年度終了の日が経営贈与承継期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定贈与承継会社の特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数に対する経営贈与承継期間の末日における常時使用従業員の数の割合をいうことに留意する。</p> <p><u>(算式)</u></p> $\frac{\text{各雇用判定基準日における雇用割合の合計}}{\text{当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準日の数}}$ <p><u>(注) 1 上記算式における「雇用判定基準日」とは、売上判定事業年度に係る基準日が経営贈与承継期間（中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号の事由が発生した日以後の期間に限る。）内にある場合における当該基準日をいうことに留意する。</u></p>	

改正後	改正前
<p>2 <u>上記算式における「雇用割合」とは、次の算式で計算した割合をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(算式)</u></p> $\frac{\text{雇用判定基準日における常時使用従業員の数}}{\text{認定贈与承継会社の特例対象贈与の時にける常時使用従業員の数}}$ <p><u>(注) 上記算式における「特例対象贈与の時にける常時使用従業員の数」については、特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときには、特例対象贈与の時にける常時使用従業員の数に相当するものとして同条第39項で定める数となることに留意する。</u></p> <p><u>(措置法第70条の7第30項第4号に規定する「認定贈与承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」)</u></p> <p><u>70の7-58 措置法第70条の7第30項第4号に規定する「当該認定贈与承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」とは、次の算式を満たす場合をいうことに留意する。</u></p> <p><u>なお、次の算式を満たす場合であっても当該認定贈与承継会社が中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号に該当することにつき措置法規則第23条の9第41項に定めるところにより証明がされた場合に限られることに留意する。</u></p> <p><u>(算式)</u></p> $\frac{\text{特定日から特定日以後6月を経過する日までの間における売上金額}}{\text{特定日の1年前の日から同日以後6月を経過する日までの間における売上金額}} \leq \frac{70}{100}$ <p><u>(注) 1 上記算式における「特定日」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいうことに留意する。</u></p> <p><u>2 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日については、70の7-60参照。</u></p> <p><u>(措置法第70条の7第30項第4号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後

改正前

70の7-59 措置法第70条の7第30項第4号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」とは、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、(1)及び(2)に掲げることをいうことに留意する。

(1) 経営贈与承継期間内に措置法第70条の7第3項第2号に掲げる場合に該当することとなった場合

売上割合の平均値の次表の①から③までに掲げる区分に応じ、雇用割合の平均値がそれぞれ①から③までに掲げる割合以上であるとき。

	売上割合の平均値	雇用割合の平均値
①	100分の100以上の場合	100分の80
②	100分の70以上100分の100未満の場合	100分の40
③	100分の70未満の場合	零(0)

(注) 1 上記表の「売上割合の平均値」とは、次の算式により計算した割合をいう。

なお、最初の売上判定事業年度終了の日が経営贈与承継期間の末日の翌日以後である場合には、措置法令第40条の8第55項に規定する割合をいうことに留意する。

(算式)

各売上判定事業年度における売上割合の合計

経営贈与承継期間（中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が生じた日以後の期間に限る。）内に終了する当該売上判定事業年度の数

イ 上記算式における「売上判定事業年度」とは、基準日（売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営贈与報告基準日をいう。以下70の7-59において同じ。）の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に終了する事業年度（当該基準日が最初の経営贈与報告基準日である場合には、措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間内に終了する事業年度とし、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除く。）をいうことに留意する。

ロ 上記算式における「売上割合」とは、次の算式で計算した割合をいう。

改正後

改正前

(算式)

当該売上判定事業年度における売上金額

贈与特定事業年度における売上金額

(注) 上記算式における「贈与特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。

(算式)

贈与特定事業年度における売上金額×当該売上判定事業年度の月数

贈与特定事業年度の月数

(注) 1 上記算式における「贈与特定事業年度」とは、認定贈与承継会社の中
小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日
の属する事業年度の直前の事業年度をいうことに留意する。

2 特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第42項で定める事由
が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定贈与承継会社に係る
当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。

2 「雇用割合の平均値」とは、次の算式により計算した割合をいう。

なお、最初の売上判定事業年度終了の日が経営贈与承継期間の末日の翌日以後である場合
には、当該認定贈与承継会社の特例対象贈与の時に係る常時使用従業員の数に対する経営
贈与承継期間の末日における常時使用従業員の数の割合をいうことに留意する。

(算式)

各雇用判定基準日における雇用割合の合計

当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準日の数

(注) 1 上記算式における「雇用判定基準日」とは、売上判定事業年度に係る基準日が経
営贈与承継期間（中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発
生した日以後の期間に限る。）内にある場合における当該基準日をいうことに留意
する。

2 上記算式における「雇用割合」とは、次の算式で計算した割合をいうことに留意
する。

改正後

改正前

(算式)

雇用判定基準日における常時使用従業員の数

認定贈与承継会社の特例対象贈与の時に
おける常時使用従業員の数

(注) 上記算式における「特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数」については、特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときには、特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数に相当するものとして同条第39項で定める数となることに留意する。

(2) 経営贈与承継期間内に措置法第70条の7第3項第9号に掲げる場合又は贈与特定期間内に同条第5項の表の第1号の上欄(同条第3項第9号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなった場合

売上判定事業年度(同条第30項第4号ロに掲げる場合には、同号ロに定める期間内に終了する事業年度)における売上割合の次表の①から③までに掲げる区分に応じ、当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準日(当該売上判定事業年度に係る基準日が贈与特定期間内にある場合には、特定基準日)における雇用割合がそれぞれ①から③までに掲げる割合以上であるとき。

	売上割合	雇用割合
①	100分の100以上の場合	100分の80
②	100分の70以上100分の100未満の場合	100分の40
③	100分の70未満の場合	零(0)

(注) 1 上記の「雇用判定基準日」とは、当該売上判定事業年度に係る基準日が経営贈与承継期間(中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日以後の期間に限る。)内にある場合における当該基準日をいうことに留意する。

2 上記の「特定基準日」とは、経営贈与承継期間の末日から1年を経過するごとの日をいうことに留意する。

3 上記表の「売上割合」とは、次の算式により計算した割合をいう。

(算式)

当該売上判定事業年度における売上金額

贈与特定事業年度における売上金額

改正後

改正前

(注) 上記算式における「贈与特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。

(算式)

贈与特定事業年度における売上金額×当該売上判定事業年度の月数

贈与特定事業年度の月数

(注) 1 上記算式における「贈与特定事業年度」とは、認定贈与承継会社の中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいうことに留意する。

2 特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第42項で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定贈与承継会社に係る当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。

4 上記表の「雇用割合」とは、次の算式で計算した割合をいう。

(算式)

雇用判定基準日における常時使用従業員の数

認定贈与承継会社の特例対象贈与の時に
ける常時使用従業員の数

(注) 上記算式における「特例対象贈与の時にける常時使用従業員の数」については、特例対象贈与の時に措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときには、特例対象贈与の時にける常時使用従業員の数に相当するものとして同条第39項で定める数となることに留意する。

(中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号の事由の発生した日)

70の7-60 措置法第70条の7第31項に規定する「当該災害等が発生した日」のうち中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までの事由の発生した日とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる日となることに留意する。

(1) 同項第1号の事由

同号の規定に基づき経済産業大臣が指定した事業者に係る市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間の初日

(2) 同項第2号の事由

同号の規定に基づき経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の初日

(新設)

改正後	改正前
<p>(3) <u>同項第3号又は第4号の事由</u> <u>同項第3号又は第4号の規定に基づき経済産業大臣が指定した災害その他の突発的に生じた事由に係る指定の期間の初日</u></p> <p>(注) <u>措置法令第40条の8第53項第1号に規定する「中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日又は同項第2号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日」及び同条第55項第1号に規定する「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日」についても同様であることに留意する。</u></p> <p><u>(措置法令第40条の8第59項に規定する届出書の提出期間等)</u></p> <p><u>70の7-61 措置法令第40条の8第59項に規定する届出書は、基準日が経営贈与承継期間内にある場合には当該基準日の翌日から5月を経過するごとの日、基準日が経営贈与承継期間の末日の翌日以後にある場合には当該基準日の翌日から3月を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、それぞれ、当該基準日の翌日から5月を経過する日ごとの日までの期間及び当該基準日の翌日から3月を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</u> <u>なお、当該届出書は、贈与特定期間終了後に初めて到来する同項に規定する届出期限が当該届出書の最終の提出期限となり、その後は当該届出書の提出は要しないことに留意する。</u></p> <p><u>(措置法第70条の7第16項に関する通達の準用)</u></p> <p><u>70の7-62 70の7-38から70の7-43までについては、措置法第70条の7第32項の規定により、同条第16項第1号又は第2号に掲げる場合に該当するものとみなし、この条の規定を適用する場合について準用する。</u></p> <p>[措置法第70条の7の2((非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除)関係)]</p> <p>(相続税の納税猶予の対象とならない非上場株式等)</p> <p><u>70の7の2-3 措置法第70条の7の2第1項の適用対象となる非上場株式等には、次に掲げる株式等は含まれないことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>相続税法第19条の規定の適用を受ける株式等（措置法令第40条の8の2第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされるものを除く。）</u></p> <p>(2) <u>相続時精算課税の適用を受ける株式等（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第64条第2項又は第7項の規定の適用を受けるもの及び措置法令第40条の</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>[措置法第70条の7の2((非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除)関係)]</p> <p>(相続税の納税猶予の対象とならない非上場株式等)</p> <p>70の7の2-3 措置法第70条の7の2第1項の適用対象となる非上場株式等には、次に掲げる株式等は含まれないことに留意する。</p> <p>(1) 相続税法第19条の規定の適用を受ける株式等（措置法令第40条の8の2第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされるものを除く。）</p> <p>(2) 相続時精算課税の適用を受ける株式等（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第64条第2項又は第7項の規定の適用を受けるもの及び措置法令第40条の</p>

改正後	改正前
<p>8の2第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされるものを除く。)</p> <p>(3) 措置法令第40条の8第63項の規定の適用を受ける株式等</p> <p>(4) 措置法第70条の7の3第1項((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))の規定により措置法第70条の7の2第1項の被相続人から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社と同一の会社の株式等</p> <p>(注) 上記(4)のうち措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等については、措置法第70条の7の4第1項((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除))の適用に係る要件を満たせば、同項の規定の適用の対象となることに留意する。</p> <p>(特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7の2-5 特例対象贈与により取得をした認定承継会社の非上場株式等の受贈者が、70の7-3((特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合))の(1)イ(イ)又はロに該当し措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けることができない場合であっても、当該特例対象贈与により取得をした認定承継会社の非上場株式等は措置法令第40条の8の2第2項の規定により当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、同項の規定により読み替えられた措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る要件を満たすときには、当該受贈者は当該贈与者の死亡に係る相続税について同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>(注) 措置法令第40条の8第63項の規定の適用を受ける非上場株式等については、措置法令第40条の8の2第2項の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(特例非上場株式等の譲渡等の判定)</p> <p>70の7の2-18 措置法第70条の7の2第3項第5号若しくは第6号、同条第4項第1号又は同条第5項の表の第1号若しくは第2号の特例非上場株式等の全部又は一部の同条第3項第5号に規定する譲渡等(以下70の7の2-43までにおいて「譲渡等」という。)があったかどうかの判定は、措置法令第40条の8の2第70項及び第71項の規定により行うことに留意する。</p> <p>(注) なお、特例非上場株式等を措置法第70条の7の2第16項第2号の規定による贈与をしたかどうかの判定についても上記により行うことに留意する。</p>	<p>8の2第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされるものを除く。)</p> <p>(3) 措置法令第40条の8第50項の規定の適用を受ける株式等</p> <p>(4) 措置法第70条の7の3第1項((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))の規定により措置法第70条の7の2第1項の被相続人から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社と同一の会社の株式等</p> <p>(注) 上記(4)のうち措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等については、措置法第70条の7の4第1項((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除))の適用に係る要件を満たせば、同項の規定の適用の対象となることに留意する。</p> <p>(特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7の2-5 特例対象贈与により取得をした認定承継会社の非上場株式等の受贈者が、70の7-3((特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合))の(1)イ又はロのお書に該当し措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けることができない場合であっても、当該特例対象贈与により取得をした認定承継会社の非上場株式等は措置法令第40条の8の2第2項の規定により当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、同項の規定により読み替えられた措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る要件を満たすときには、当該受贈者は当該贈与者の死亡に係る相続税について同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>(注) 措置法令第40条の8第50項の規定の適用を受ける非上場株式等については、措置法令第40条の8の2第2項の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(特例非上場株式等の譲渡等の判定)</p> <p>70の7の2-18 措置法第70条の7の2第3項第5号若しくは第6号、同条第4項第1号又は同条第5項の表の第1号若しくは第2号の特例非上場株式等の全部又は一部の同条第3項第5号に規定する譲渡等(以下70の7の2-43までにおいて「譲渡等」という。)があったかどうかの判定は、措置法令第40条の8の2第54項及び第55項の規定により行うことに留意する。</p> <p>(注) なお、特例非上場株式等を措置法第70条の7の2第16項第2号の規定による贈与をしたかどうかの判定についても上記により行うことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(既に非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等)</p> <p>70の7の2-35 認定承継会社の非上場株式等について、措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとする者以外の者が当該認定承継会社の非上場株式等について次に掲げるいずれかの規定の適用を現に受けているときは、同項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の7第1項</p> <p>(2) 措置法第70条の7の2第1項</p> <p>(3) 措置法第70条の7の4第1項</p> <p>(注) 1 措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けようとする者が当該認定承継会社の非上場株式等について上記(1)から(3)までのいずれかの規定の適用を受けている場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>2 上記(1)の措置法第70条の7第1項の規定の適用を現に受けている者からは、同条第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした経営承継受贈者を除くことに留意する。</p> <p>3 上記の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることができるかどうかの判定は、認定承継会社ごとに行うことに留意する。</p> <p>(措置法第70条の7の2第30項各号の価額の意義)</p> <p>70の7の2-54 措置法第70条の7の2第30項各号の価額の意義については、70の7-50((措置法第70条の7第29項各号の価額の意義))を準用する。</p> <p>この場合において、70の7-50中「措置法第70条の7第29項」とあるのは「措置法第70条の7の2第30項」と、「認定贈与承継会社」とあるのは「認定承継会社」と、「特例対象贈与」とあるのは「相続の開始」となることに留意する。</p> <p>(「特定期間」の意義)</p> <p>70の7の2-55 措置法第70条の7の2第31項の規定の適用に当たり、同項に規定する「特定期間」(以下70の7の2-66までにおいて「特定期間」という。)とは、次の(1)及び(2)の区分に応じて、それぞれに掲げる期間をいうことに留意する。</p> <p>(1) 災害が同項第1号に規定する経営承継期間(以下70の7の2-66までにおいて「経営承継期間」という。)の末日までに発生した場合</p> <p>経営承継期間の末日の翌日から、当該災害が発生した日の直前の経営報告基準日(同号に規定</p>	<p>(既に非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等)</p> <p>70の7の2-35 認定承継会社の非上場株式等について、措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとする者以外の者が当該認定承継会社の非上場株式等について次に掲げるいずれかの規定の適用を現に受けているときは、同項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の7第1項</p> <p>(2) 措置法第70条の7の2第1項</p> <p>(3) 措置法第70条の7の4第1項</p> <p>(注) 1 措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けようとする者が当該認定承継会社の非上場株式等について上記(1)から(3)までのいずれかの規定の適用を受けている場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>2 上記(1)の措置法第70条の7第1項の規定の適用を現に受けている者からは、同条第16項第3号の規定の適用に係る贈与をした経営承継受贈者を除くことに留意する。</p> <p>3 上記の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることができるかどうかの判定は、認定承継会社ごとに行うことに留意する。</p> <p>(措置法第70条の7の2第30項各号の価額の意義)</p> <p>70の7の2-54 措置法第70条の7の2第30項各号の価額の意義については、70の7-50((措置法第70条の7第30項各号の価額の意義))を準用する。</p> <p>この場合において、70の7-50中「措置法第70条の7第30項」とあるのは「措置法第70条の7の2第30項」と、「認定贈与承継会社」とあるのは「認定承継会社」と、「特例対象贈与」とあるのは「相続の開始」となることに留意する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>する経営報告基準日をいう。以下70の7の2-55において同じ。)の翌日以後10年を経過する日までの期間(最初の経営報告基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合には、当該経営報告基準日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間)</p> <p>(2) 災害が経営承継期間の末日の翌日以後に発生した場合 当該災害が発生した日の直前の特定基準日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間(最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合には、経営承継期間の末日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間)であって、当該災害が発生した日以後の期間</p> <p>(注) 上記の「特定基準日」とは、経営承継期間の末日から1年を経過するごとの日をいうことに留意する。</p> <p>(災害によって甚大な被害を受けた場合)</p> <p>70の7の2-56 措置法第70条の7の2第31項第1号に規定する「災害によって甚大な被害を受けた場合」とは、次の算式を満たす場合をいうことに留意する。</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{認定承継会社の災害により滅失をした資産(特定資産を除く。)の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額}}{\text{災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時ににおける認定承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額}} \geq \frac{30}{100}$ <p>(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊)</p> <p>70の7の2-57 措置法令第40条の8の2第54項に規定する「通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊」については、70の7-53((通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊))を準用する。</p> <p>(事業所が災害によって被害を受けたことにより認定承継会社における雇用の確保が困難となった場合)</p> <p>70の7の2-58 措置法第70条の7の2第31項第2号に規定する「事業所が災害によって被害を受けたことにより当該認定承継会社における雇用の確保が困難となった場合」とは、次の算式を満たす場合をいうことに留意する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(算式)</p> $\frac{\text{認定承継会社の被災常時使用従業員の数}}{\text{認定承継会社の災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数}} \geq \frac{20}{100}$ <p>(注) 上記算式における「被災常時使用従業員」とは、当該認定承継会社の事業所（常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもので、当該災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限る。）のうち当該災害が発生した日から同日以後6月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が当該認定承継会社の本来の業務に従事することができないと認められるものにおいて、当該災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員をいうことに留意する。</p> <p>(被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となったこと)</p> <p>70の7の2-59 措置法第70条の7の2第31項第2号イに規定する「当該被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となったこと」とは、各第一種基準日における被災事業所（同号イに規定する「被災事業所」をいう。以下70の7の2-59において同じ。）の常時使用従業員の数の合計を経営承継期間の末日において経営承継期間内にある第一種基準日の数で除して計算した数が、当該被災事業所の同条第1項の規定の適用に係る相続の開始の時における常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数を下回る数となったことをいうことに留意する。</p> <p>なお、当該認定承継会社の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあっては、各第一種基準日における当該事業所の常時使用従業員の数の合計を経営承継期間の末日において経営承継期間内にある第一種基準日の数で除して計算した数が、当該事業所の同項の規定の適用に係る相続の開始の時における常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数以上である場合に限られることに留意する。</p> <p>(注) 1 上記の「経営承継期間」は、災害が発生した日以後の期間に限られることに留意する。 2 同項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときにおける上記の「相続の開始の時における常時使用従業員の数」は、同条第39項に定める数となることに留意すること。 3 上記の「常時使用従業員の数に100分の80を乗じて計算した数」は、その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数となり、当該相続の開始の時における常時使用</p>	<p>(新設)</p>

改正後

従業員の数が1人のときは1人となることに留意する。

(措置法第70条の7の2第31項第3号に規定する「認定承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」)

70の7の2-60 措置法第70条の7の2第31項第3号に規定する「当該認定承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」とは、次の算式を満たす場合をいうことに留意する。

なお、次の算式を満たす場合であっても当該認定承継会社が中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号に該当することにつき措置法規則第23条の10第38項において準用する同規則第23条の9第40項に定めるところにより証明がされた場合に限られることに留意する。

(算式)

$$\frac{\text{特定日から特定日以後6月を経過する日までの間における売上金額}}{\text{特定日の1年前の日から同日以後6月を経過する日までの間における売上金額}} \leq \frac{70}{100}$$

- (注) 1 上記算式における「特定日」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日又は同項第2号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日をいうことに留意する。
- 2 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日又は同項第2号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日については、70の7の2-65参照。

(措置法第70条の7の2第31項第3号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」)

70の7の2-61 措置法第70条の7の2第31項第3号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」とは、売上割合の平均値の次表の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、雇用割合の平均値がそれぞれ(1)から(3)までに掲げる割合以上であるときをいうことに留意する。

	売上割合の平均値	雇用割合の平均値
(1)	100分の100以上の場合	100分の80
(2)	100分の70以上100分の100未満の場合	100分の40
(3)	100分の70未満の場合	零(0)

改正前

(新設)

改正後

改正前

(注) 1 上記表の「売上割合の平均値」とは、次の算式により計算した割合をいう。

なお、最初の売上判定事業年度終了の日が経営承継期間の末日の翌日以後である場合には、措置法令第40条の8の2第58項に規定する割合をいうことに留意する。

(算式)

各売上判定事業年度における売上割合の合計

経営承継期間（中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号の事由が生じた日以後の期間に限る。）内に終了する当該売上判定事業年度の数

イ 上記算式における「売上判定事業年度」とは、基準日（売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営報告基準日をいう。以下70の7の2-61において同じ。）の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に終了する事業年度（当該基準日が最初の経営報告基準日である場合には、措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間内に終了する事業年度とし、中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除く。）をいうことに留意する。

ロ 上記算式における「売上割合」とは、次の算式で計算した割合をいう。

(算式)

当該売上判定事業年度における売上金額

特定事業年度における売上金額

(注) 上記算式における「特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。

(算式)

特定事業年度における売上金額×当該売上判定事業年度の月数

特定事業年度の月数

(注) 1 上記算式における特定事業年度とは、認定承継会社の中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいうことに留意する。

2 措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第39項において準用する同規則第23条の9第42項

改正後	改正前
<p>で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定承継会社に係る当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。</p> <p>2 「雇用割合の平均値」とは、次の算式により計算した割合をいう。</p> <p>なお、最初の売上判定事業年度終了の日が経営承継期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定承継会社の措置法第70条の7の2第1項の適用に係る相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数に対する経営承継期間の末日における常時使用従業員の数の割合をいうことに留意する。</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{各雇用判定基準日における雇用割合の合計}}{\text{当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準日の数}}$ <p>(注) 1 上記算式における「雇用判定基準日」とは、売上判定事業年度に係る基準日が経営承継期間（中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号の事由が発生した日以後の期間に限る。）内にある場合における当該基準日をいうことに留意する。</p> <p>2 上記算式における「雇用割合」とは、次の算式で計算した割合をいうことに留意する。</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{雇用判定基準日における常時使用従業員の数}}{\text{認定承継会社の措置法第70条の7の2第1項の適用に係る相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数}}$ <p>(注) 上記算式における「相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数」については、措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第37項において準用する同規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときには、相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数に相当するものとして同条第39項で定める数となることに留意すること。</p> <p>(措置法第70条の7の2第31項第4号に規定する「認定承継会社の売上金額が大幅に減少した場合」)</p> <p>70の7の2-62 措置法第70条の7の2第31項第4号に規定する「当該認定承継会社の売上金額が</p>	<p>(新設)</p>

改正後

改正前

大幅に減少した場合」とは、次の算式を満たす場合をいうことに留意する。
 なお、次の算式を満たす場合であっても当該認定承継会社が中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号に該当することにつき措置法規則第23条の10第38項で準用する同規則第23条の9第41項に定めるところにより証明がされた場合に限られることに留意する。

(算式)

$$\frac{\text{特定日から特定日以後6月を経過する日までの間における売上金額}}{\text{特定日の1年前の日から同日以後6月を経過する日までの間における売上金額}} \leq \frac{70}{100}$$

- (注) 1 上記算式における「特定日」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいうことに留意する。
 2 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日については、70の7の2-65参照。

(措置法第70条の7の2第31項第4号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」)

70の7の2-63 措置法第70条の7の2第31項第4号に規定する「売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているとき」とは、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、(1)及び(2)に掲げるときをいうことに留意する。

(1) 経営承継期間内に措置法第70条の7の2第3項第2号に掲げる場合に該当することとなった場合

売上割合の平均値の次表の①から③までに掲げる区分に応じ、雇用割合の平均値がそれぞれ①から③までに掲げる割合以上であるとき。

	売上割合の平均値	雇用割合の平均値
①	100分の100以上の場合	100分の80
②	100分の70以上100分の100未満の場合	100分の40
③	100分の70未満の場合	零(0)

- (注) 1 上記表の「売上割合の平均値」とは、次の算式により計算した割合をいう。
 なお、最初の売上判定事業年度終了の日が経営承継期間の末日の翌日以後である場

(新設)

改正後

合には、措置法令第40条の8の2第60項に規定する割合をいうことに留意する。

(算式)

各売上判定事業年度における売上割合の合計

経営承継期間（中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が生じた日以後の期間に限る。）内に終了する当該売上判定事業年度の数

イ 上記算式における「売上判定事業年度」とは、基準日（売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営報告基準日をいう。以下70の7の2-63において同じ。）の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に終了する事業年度（当該基準日が最初の経営報告基準日である場合には、措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間内に終了する事業年度とし、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除く。）をいうことに留意する。

ロ 上記算式における「売上割合」とは、次の算式で計算した割合をいう。

(算式)

当該売上判定事業年度における売上金額

特定事業年度における売上金額

(注) 上記算式における「特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。

(算式)

特定事業年度における売上金額×当該売上判定事業年度の月数

特定事業年度の月数

(注) 1 上記算式における「特定事業年度」とは、認定承継会社の中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいうことに留意する。

2 措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第39項において準用する同規則第23条の9第42項で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定承継会社に

改正前

改正後

係る当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。

2 「雇用割合の平均値」とは、次の算式により計算した割合をいう。

なお、最初の売上判定事業年度終了の日が経営承継期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定承継会社の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に於ける常時使用従業員の数に対する経営承継期間の末日における常時使用従業員の数の割合をいうことに留意する。

(算式)

各雇用判定基準日における雇用割合の合計

当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準日の数

(注) 1 上記算式における「雇用判定基準日」とは、売上判定事業年度に係る基準日が経営承継期間（中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日以後の期間に限る。）内にある場合における当該基準日をいうことに留意する。

2 上記算式における「雇用割合」とは、次の算式で計算した割合をいうことに留意する。

(算式)

雇用判定基準日における常時使用従業員の数

認定承継会社の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に於ける常時使用従業員の数

(注) 上記算式における「相続の開始の時に於ける常時使用従業員の数」については、措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に於ける措置法規則第23条の10第37項において準用する同規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときには、相続の開始の時に於ける常時使用従業員の数に相当するものとして同条第39項で定める数となることに留意する。

(2) 経営承継期間内に措置法第70条の7の2第3項第9号に掲げる場合又は特定期間内に同条第5項の表の第1号の上欄（同条第3項第9号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなった場合

売上判定事業年度（同条第31項第4号ロに掲げる場合には、同号ロに定める期間内に終了す

改正前

改正後

る事業年度)における売上割合の次表の①から③までに掲げる区分に応じ、当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準日(当該売上判定事業年度に係る基準日が特定期間内にある場合には、特定基準日)における雇用割合がそれぞれ①から③までに掲げる割合以上であるとき。

	売上割合	雇用割合
①	100分の100以上の場合	100分の80
②	100分の70以上100分の100未満の場合	100分の40
③	100分の70未満の場合	零(0)

(注) 1 上記の「雇用判定基準日」とは、当該売上判定事業年度に係る基準日が経営承継期間(中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日以後の期間に限る。)内にある場合における当該基準日をいうことに留意する。

2 上記の「特定基準日」とは、経営承継期間の末日から1年を経過するごとの日をいうことに留意する。

3 上記表の「売上割合」とは、次の算式により計算した割合をいう。

(算式)

当該売上判定事業年度における売上金額

特定事業年度における売上金額

(注) 上記算式における「特定事業年度における売上金額」とは、次の算式で計算した金額をいう。

(算式)

特定事業年度における売上金額×当該売上判定事業年度の月数

特定事業年度の月数

(注) 1 上記算式における「特定事業年度」とは、認定承継社の中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいうことに留意する。

2 措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第39項において準用する同規則第23条の9第42項で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定承継会社に係る当該割合として、同項で定めるものをいうことに留意する。

改正前

改正後	改正前
<p>4 <u>上記算式における「雇用割合」とは、次の算式で計算した割合をいうことに留意する。</u> <u>(算式)</u> $\frac{\text{雇用判定基準日における常時使用従業員の数}}{\text{認定承継会社の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数}}$</p> <p><u>(注) 上記算式における「相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数」については、措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に措置法規則第23条の10第37項において準用する同規則第23条の9第16項各号に掲げる事由が生じたときには、相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数に相当するものとして同条第39項で定める数となることに留意する。</u></p> <p><u>(非上場株式等の取得時期)</u> <u>70の7の2-64 措置法第70条の7の2第31項の規定は、同条第32項に規定する災害等の発生した日から1年を経過する日の前日までに同条第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により非上場株式等の取得をしていた者に適用があることから、当該災害等の発生した日前に同項の規定の適用に係る相続又は遺贈により非上場株式等の取得をしていた者にも適用があることに留意する。</u></p> <p><u>(中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号の事由の発生した日)</u> <u>70の7の2-65 措置法第70条の7の2第32項の災害等が発生した日のうち中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までの事由の発生した日とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる日となることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>同項第1号の事由</u> <u>同号の規定に基づき経済産業大臣が指定した事業者に係る市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間の初日</u></p> <p>(2) <u>同項第2号の事由</u> <u>同号の規定に基づき経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の初日</u></p> <p>(3) <u>同項第3号又は第4号の事由</u> <u>同項第3号又は第4号の規定に基づき経済産業大臣が指定した災害その他の突発的に生じた事由に係る指定の期間の初日</u></p> <p><u>(注) 措置法令第40条の8の2第58項第1号に規定する「中小企業信用保険法第2条第5項第1</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前						
<p>号の事由が発生した日又は同項第2号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日」及び同条第60項第1号に規定する「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日」についても同様であることに留意する。</p> <p>(措置法令第40条8の2第64項に規定する届出書の提出期間等)</p> <p>70の7の2-66 措置法令第40条の8の2第64項に規定する届出書は、基準日が経営承継期間内にある場合には当該基準日の翌日から5月を経過するごとの日、基準日が経営承継期間の末日の翌日以後にある場合には当該基準日の翌日から3月を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、それぞれ、当該基準日の翌日から5月を経過する日ごとの日までの期間及び当該基準日の翌日から3月を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>なお、当該届出書は、特定期間終了後に初めて到来する同項に規定する届出期限が、当該届出書の最終の提出期限となり、その後は当該届出書の提出は要しないことに留意する。</p> <p>(措置法第70条の7の2第17項に関する通達の準用)</p> <p>70の7の2-67 70の7の2-42から70の7の2-47までについては、措置法第70条の7の2第33項の規定により、同条第17項第1号又は第2号に掲げる場合に該当するものとみなし、この条の規定を適用する場合について準用する。</p> <p>(措置法第70条の7の2第35項各号に掲げる場合)</p> <p>70の7の2-68 措置法第70条の7の2第35項各号に掲げる場合とは、次の(1)から(3)までの区分に応じ、それぞれに掲げる算式を満たす場合（(3)にあつては、当該算式を満たし、かつ、措置法規則第23条の10第46項に定めるところにより証明がされた場合）をいうことに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の7の2第35項第1号に規定する「資産が災害によって甚大な被害を受けた場合」</p> <p>(算式)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; border-bottom: 1px solid black;"> 会社の災害により滅失をした資産（特定資産を除く。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;"> \geq </td> <td style="width: 25%; text-align: center; border-bottom: 1px solid black;"> $\frac{30}{100}$ </td> </tr> <tr> <td> 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額 </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	会社の災害により滅失をした資産（特定資産を除く。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額	\geq	$\frac{30}{100}$	災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額			<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
会社の災害により滅失をした資産（特定資産を除く。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額	\geq	$\frac{30}{100}$					
災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額							

改正後	改正前
<p>(2) <u>同項第2号に規定する「当該会社における雇用の確保が困難となった場合」</u></p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{会社の被災常時使用従業員の数}}{\text{会社の災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数}} \geq \frac{20}{100}$ <p>(注) <u>上記算式における「被災常時使用従業員」とは、事業所（常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもので、当該災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限る。）のうち当該災害が発生した日から同日以後6月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が当該会社の業務に従事することができないと認められるものにおいて、当該災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員をいうことに留意する。</u></p> <p>(3) <u>同項第3号に規定する「当該会社の売上金額が大幅に減少した場合」</u></p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{特定日から特定日以後6月を経過する日までの間における売上金額}}{\text{特定日の1年前の日から同日以後6月を経過する日までの間における売上金額}} \leq \frac{70}{100}$ <p>(注) 1 <u>上記算式における「特定日」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいうことに留意する。</u></p> <p>2 <u>中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日については、70の7の2-65参照。</u></p> <p>〔措置法第70条の7の3（（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係）</p> <p>（措置法第70条の7の3第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等の価額の計算）</p> <p>70の7の3-1の2 措置法第70条の7の3第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等の価</p>	<p>〔措置法第70条の7の3（（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係）</p> <p>（措置法第70条の7の3第2項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等の価額の計算）</p> <p>70の7の3-1の2 措置法第70条の7の3第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等の価</p>

改正後	改正前
<p>額の計算は、次の算式により算定して差し支えない。</p> <p>(算式省略)</p> <p>(注) 1 上記算式中の符号は次のとおり。</p> <p>A = 経営承継受贈者に係る前の贈与者（当該経営承継受贈者に係る贈与者又は当該経営承継受贈者の措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与前に同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等につき同条第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者をいう。以下70の7の3-1の2及び70の7の4-2の2において同じ。）から同項の規定の適用に係る前の贈与（当該経営承継受贈者に係る贈与者又は当該経営承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与前に同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等につき同条第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に対する当該特例受贈非上場株式等の贈与をいう。）により当該贈与者又は当該他の経営承継受贈者が取得した特例受贈非上場株式等の当該前の贈与の時ににおける価額（同条第2項第5号の特例受贈非上場株式等の価額をいう。）</p> <p>B = 当該前の贈与者の死亡直前の当該経営承継受贈者の当該相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例受贈非上場株式等に係る猶予中贈与税額</p> <p>C = 当該相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額（措置法第70条の7第2項第5号に規定する納税猶予分の贈与税額をいう。）</p> <p>2 当該死亡した前の贈与者から複数の認定贈与承継会社の非上場株式等を贈与により取得をした場合には、それぞれの認定贈与承継会社ごとに算定することに留意する。</p> <p>3 上記により計算した価額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てて差し支えない。</p> <p><u>(贈与者の死亡の日前に納税猶予の期限が確定した特例非上場株式等)</u></p> <p>70の7の3-2 措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与者が死亡した場合（70の7の3-2の2に掲げる場合を除く。）の当該死亡に係る相続税の課税関係は、次に掲げるところによることに留意する。</p> <p>(1) 贈与者の死亡の時に同条第1項の規定の適用を受けている特定受贈非上場株式等</p>	<p>額の計算は、次の算式により算定して差し支えない。</p> <p>(同左)</p> <p>(注) 1 上記算式中の符号は次のとおり。</p> <p>A = 経営承継受贈者に係る前の贈与者（当該経営承継受贈者に係る贈与者又は当該経営承継受贈者の措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与前に同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等につき同条第16項第3号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者をいう。以下70の7の3-1の2及び70の7の4-2の2において同じ。）から同項の規定の適用に係る前の贈与（当該経営承継受贈者に係る贈与者又は当該経営承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与前に同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等につき同条第16項第3号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に対する当該特例受贈非上場株式等の贈与をいう。）により当該贈与者又は当該他の経営承継受贈者が取得した特例受贈非上場株式等の当該前の贈与の時ににおける価額（同条第2項第5号の特例受贈非上場株式等の価額をいう。）</p> <p>B = 当該前の贈与者の死亡直前の当該経営承継受贈者の当該相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例受贈非上場株式等に係る猶予中贈与税額</p> <p>C = 当該相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額（措置法第70条の7第2項第5号に規定する納税猶予分の贈与税額をいう。）</p> <p>2 当該死亡した前の贈与者から複数の認定贈与承継会社の非上場株式等を贈与により取得をした場合には、それぞれの認定贈与承継会社ごとに算定することに留意する。</p> <p>3 上記により計算した価額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てて差し支えない。</p> <p><u>(贈与者の死亡の日前3年以内に贈与を受けた非上場株式等)</u></p> <p>70の7の3-2 措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与者が死亡（当該適用に係る特例対象贈与後3年以内の死亡に限る。）した場合（70の7の3-2の2に掲げる場合を除く。）の当該死亡に係る相続税の課税関係は、次に掲げるところによることに留意する。</p> <p>(1) 当該贈与者の死亡の時に同項の規定の適用を受けている特例受贈非上場株式等</p>

改正後

当該贈与者の死亡の時ににおいて、現に同項の規定の適用を受けている特例受贈非上場株式等（措置法第70条の7の3第1項に規定する特例受贈非上場株式等をいう。以下(1)において同じ。）は、同項の規定により経営承継受贈者が当該贈与者から相続（当該経営承継受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には遺贈）により取得をしたものとみなされ、特例対象贈与の時の価額を基礎として計算した価額で相続税が課税されることに留意する。

なお、当該特例受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の4第1項の適用に係る要件を満たせば、同項の規定の適用対象となることに留意する。

(注) 当該特例受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の2第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。

(2) 贈与者の死亡の日前に納税猶予に係る贈与税の全部又は一部について納税猶予の期限が確定している特例受贈非上場株式等

イ 納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の7第2項第5号イ（暦年課税）の規定により計算している場合

当該贈与者の死亡（当該適用に係る特例対象贈与後3年以内の死亡に限る。）の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、経営承継受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得している場合における当該期限の確定に係る特例受贈非上場株式等は、相続税法第19条の規定により、特例対象贈与の時の価額で相続税が課税されることに留意する。

なお、当該特例受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の2第1項及び第70条の7の4第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。

ロ 納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の7第2項第5号ロ（相続時精算課税）の規定により計算している場合

当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定している場合における当該期限の確定に係る特例受贈非上場株式等は、相続税法第21条の15又は第21条の16の規定により、特例対象贈与の時の価額で相続税が課税されることに留意する。

なお、当該特例受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の2第1項及び第70条の7の4第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。

改正前

式等（措置法第70条の7の3第1項に規定する特例受贈非上場株式等をいう。以下(1)において同じ。）は、同項の規定により経営承継受贈者が当該贈与者から相続（当該経営承継受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には遺贈）により取得をしたものとみなされ、特例対象贈与の時の価額を基礎として計算した価額で相続税が課税されることに留意する。

なお、当該特例受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の4第1項の適用に係る要件を満たせば、同項の規定の適用対象となることに留意する。

(注) 当該特例受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の2第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。

(2) 当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、経営承継受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得している場合における当該期限の確定に係る特例受贈非上場株式等は、相続税法第19条の規定により、特例対象贈与の時の価額で相続税が課税されることに留意する。

なお、当該特例受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の2第1項及び第70条の7の4第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。

改正後	改正前
<p>(納税猶予の期限が確定している非上場株式等に係る相続税法第19条の適用)</p> <p>70の7の3-2の2 措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与者(同項の規定の適用を受けている経営承継受贈者に限る。)が死亡した場合において、当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しているときの当該死亡に係る相続税の課税関係は、次の区分に応じ、それぞれに掲げるところによることに留意する。</p> <p>(1) 当該納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の7第2項第5号イの規定(暦年課税)により計算している場合</p> <p>当該贈与者の死亡(当該適用に係る特例対象贈与後3年以内の死亡に限る。)の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、経営承継受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得している場合における当該期限の確定に係る特例受贈非上場株式等は、相続税法第19条の規定により、特例対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>なお、当該特例受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の2第1項及び第70条の7の4第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。</p> <p>(2) 当該納税猶予に係る納税猶予分の贈与税額について措置法第70条の7第2項第5号ロの規定(相続時精算課税)により計算している場合</p> <p>当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定している場合における当該期限の確定に係る特例受贈非上場株式等は、相続税法第21条の15又は第21条の16の規定により、特例対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>なお、当該特例受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の2第1項及び第70条の7の4第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。</p> <p>[措置法第70条の7の4((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除))関係]</p> <p>(特例相続非上場株式等の意義)</p> <p>70の7の4-1 措置法第70条の7の4第1項に規定する特例相続非上場株式等(以下70の7の4-6までにおいて「特例相続非上場株式等」という。)とは、同条第2項第3号に規定</p>	<p>(納税猶予の期限が確定している非上場株式等に係る相続税法第19条の適用)</p> <p>70の7の3-2の2 措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与者(同項の規定の適用を受けている経営承継受贈者に限る。)が死亡(当該適用に係る特例対象贈与後3年以内の死亡に限る。)した場合において、当該贈与者の死亡の日前に、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、当該贈与者に係る経営承継受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しているときは、当該期限の確定に係る特例受贈非上場株式等は、相続税法第19条の規定により、特例対象贈与の時ににおける価額で相続税が課税されることに留意する。</p> <p>なお、当該特例受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の2第1項及び第70条の7の4第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。</p> <p>[措置法第70条の7の4((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除))関係]</p> <p>(特例相続非上場株式等の意義)</p> <p>70の7の4-1 措置法第70条の7の4第1項に規定する特例相続非上場株式等(以下70の7の4-6までにおいて「特例相続非上場株式等」という。)とは、同条第2項第3号に規定</p>

改正後	改正前
<p>する経営相続承継受贈者（以下70の7の4-12までにおいて「経営相続承継受贈者」という。）が同条第1項に係る相続の開始の時に有していた措置法第70条の7第3項に規定する特例受贈非上場株式等（措置法第70条の7の3第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下70の7の4-2までにおいて同じ。）の規定の適用がある部分に限る。（70の7の3-1参照。))のうち、次に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる算式により算出した株式の数又は出資の金額に達するまでの部分をいうことに留意する。</p> <p>(1) 当該特例受贈非上場株式等の特例対象贈与の直前において、当該経営相続承継受贈者が有していた措置法第70条の7の4第2項第1号に規定する認定相続承継会社（以下70の7の4-9までにおいて「認定相続承継会社」という。）の非上場株式等（議決権に制限のないものに限る。以下70の7の4-1において同じ。）がある場合 （算式省略）</p> <p>(2) 当該特例受贈非上場株式等の特例対象贈与の直前において、当該経営相続承継受贈者が有していた認定相続承継会社の非上場株式等がない場合 （算式省略）</p> <p>(注) 1 上記算式中の符号は次のとおり。 Aは、当該相続の開始の時ににおける当該認定相続承継会社の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。）の総数又は総額 Bは、当該経営相続承継受贈者が当該特例対象贈与の直前において有していた当該認定相続承継会社の非上場株式等の数又は金額（当該特例対象贈与があった時から当該相続の開始の直前までの間に当該特例受贈非上場株式等に係る会社の株式等の併合があったことその他の措置法規則第23条の12第1項（（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除））に定める事由により特例受贈非上場株式等の数又は金額が増加又は減少をしている場合には、<u>当該増加又は減少</u>をした後の数又は金額に換算した数又は金額）</p> <p>2 複数の認定相続承継会社に係る特例受贈非上場株式等を措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた場合の特例相続非上場株式等に該当するかどうかの判定は、それぞれの認定相続承継会社ごとに行うことに留意する。</p> <p>3 上記(1)又は(2)により計算された株式の数又は出資の金額のうち、措置法第70条の7の2第1項に規定する相続税の申告書に措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける旨の記載がある部分が特例相続非上場株式等に該当することに留意する。</p>	<p>する経営相続承継受贈者（以下70の7の4-12までにおいて「経営相続承継受贈者」という。）が同条第1項に係る相続の開始の時に有していた措置法第70条の7第4項に規定する特例受贈非上場株式等（措置法第70条の7の3第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下70の7の4-2までにおいて同じ。）の規定の適用がある部分に限る。（70の7の3-1参照。))のうち、次に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる算式により算出した株式の数又は出資の金額に達するまでの部分をいうことに留意する。</p> <p>(1) 当該特例受贈非上場株式等の特例対象贈与の直前において、当該経営相続承継受贈者が有していた措置法第70条の7の4第2項第1号に規定する認定相続承継会社（以下70の7の4-9までにおいて「認定相続承継会社」という。）の非上場株式等（議決権に制限のないものに限る。以下70の7の4-1において同じ。）がある場合 （同左）</p> <p>(2) 当該特例受贈非上場株式等の特例対象贈与の直前において、当該経営相続承継受贈者が有していた認定相続承継会社の非上場株式等がない場合 （同左）</p> <p>(注) 1 上記算式中の符号は次のとおり。 Aは、当該相続の開始の時ににおける当該認定相続承継会社の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。）の総数又は総額 Bは、当該経営相続承継受贈者が当該特例対象贈与の直前において有していた当該認定相続承継会社の非上場株式等の数又は金額（当該特例対象贈与があった時から当該相続の開始の直前までの間に当該特例受贈非上場株式等に係る会社の株式等の併合があったことその他の措置法規則第23条の12第1項（（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予））に定める事由により特例受贈非上場株式等の数又は金額が増加又は減少をしている場合には、<u>当該贈与又は減少</u>をした後の数又は金額に換算した数又は金額）</p> <p>2 複数の認定相続承継会社に係る特例受贈非上場株式等を措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた場合の特例相続非上場株式等に該当するかどうかの判定は、それぞれの認定相続承継会社ごとに行うことに留意する。</p> <p>3 上記(1)又は(2)により計算された株式の数又は出資の金額のうち、措置法第70条の7の2第1項に規定する相続税の申告書に措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける旨の記載がある部分が特例相続非上場株式等に該当することに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>4 上記の(1)又は(2)により計算された$A \times \frac{2}{3}$の数又は金額に1株又は1円未満の端数がある場合には、措置法令第40条の8の3第1項((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除))の規定により、その端数は切り上げることに留意する。</p> <p>(特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7の4-2 特例対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等の受贈者が、70の7-3((特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合))の(1)のイ(ロ)又は(2)に該当し措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等は措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、措置法第70条の7の4第1項の適用に係る要件を満たすときには、当該受贈者は当該贈与者の死亡に係る相続税について同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>この場合において、当該贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出期限が、当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限より後であるため、当該贈与税の申告書の提出があったことにより当該相続税について期限後申告書又は修正申告書(以下70の7の4-2の2までにおいて「期限後申告書等」という。)の提出を要する場合において、当該期限後申告書等の提出があったときにおける相続税の取扱いについては、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 当該贈与者の死亡に係る相続についての相続人又は受遺者の提出した当該期限後申告書等は、相続税法第30条又は第31条第1項に規定する期限後申告書又は修正申告書に該当するものとし、当該期限後申告書等の提出により納付すべき相続税については、同法第51条第2項第1号ハの規定に該当するものとして同項の規定を適用する。</p> <p>(2) 当該受贈者から措置法第70条の7の4第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の当該期限後申告書等の提出があった場合における同項の規定の適用については、当該期限後申告書等が当該特例受贈非上場株式等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに提出された場合に限り、当該期限後申告書等は、相続税の申告書の提出期限内に提出されたものとする。</p> <p>(注) 上記の場合、受贈者による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出前において、当該特例受贈非上場株式等について措置法第70条の7の4第1項の規定の適用があるものとする相続税の申告書の提出及び担保の提供があった場合には、当該</p>	<p>4 上記の(1)又は(2)により計算された$A \times \frac{2}{3}$の数又は金額に1株又は1円未満の端数がある場合には、措置法令第40条の8の3第1項((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予))の規定により、その端数は切り上げることに留意する。</p> <p>(特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7の4-2 特例対象贈与により取得をした認定贈与承継会社の非上場株式等の受贈者が、70の7-3((特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合))の(1)のロ(なお書を除く。)又は(2)に該当し措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等は措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされることから、措置法第70条の7の4第1項の適用に係る要件を満たすときには、当該受贈者は当該贈与者の死亡に係る相続税について同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>この場合において、当該贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出期限が、当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限より後であるため、当該贈与税の申告書の提出があったことにより当該相続税について期限後申告書又は修正申告書(以下70の7の4-2の2までにおいて「期限後申告書等」という。)の提出を要する場合において、当該期限後申告書等の提出があったときにおける相続税の取扱いについては、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 当該贈与者の死亡に係る相続についての相続人又は受遺者の提出した当該期限後申告書等は、相続税法第30条又は第31条第1項に規定する期限後申告書又は修正申告書に該当するものとし、当該期限後申告書等の提出により納付すべき相続税については、同法第51条第2項第1号ハの規定に該当するものとして同項の規定を適用する。</p> <p>(2) 当該受贈者から措置法第70条の7の4第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の当該期限後申告書等の提出があった場合における同項の規定の適用については、当該期限後申告書等が当該特例受贈非上場株式等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに提出された場合に限り、当該期限後申告書等は、相続税の申告書の提出期限内に提出されたものとする。</p> <p>(注) 上記の場合、受贈者による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出前において、当該特例受贈非上場株式等について措置法第70条の7の4第1項の規定の適用があるものとする相続税の申告書の提出及び担保の提供があった場合には、当該</p>

改正後	改正前
<p>相続税の申告書は、これらの規定の適用のある相続税の申告書として取り扱い、当該贈与税の申告書の提出期限までに当該贈与税の申告書の提出がなされないときは、これらの規定の適用を受けない相続税の申告書として取り扱うことに留意する。</p> <p>(経営相続承継期間の意義)</p> <p>70の7の4-7 措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける場合における同条第2項第5号に規定する経営相続承継期間（以下「経営相続承継期間」という。）は、次に掲げる場合の区分に応じ次に定めるとおりとなることに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの間に特例対象贈与に係る贈与者（経営相続承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が同条第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、当該贈与者又は当該贈与前に措置法第70条の7の4第1項の特例受贈非上場株式等につき措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者。以下70の7の4-7において同じ。）が死亡した場合 当該死亡に係る相続の開始の日から当該5年を経過する日又は当該特例対象贈与に係る経営相続承継受贈者の死亡の日の前日のいずれか早い日までが経営相続承継期間となる。</p> <p>(2) 措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間に特例対象贈与に係る贈与者が死亡した場合 経営相続承継期間は存在しない。</p> <p>(既に株式等についての贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等)</p> <p>70の7の4-9 認定相続承継会社の株式等について、措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとする者以外の者が当該認定相続承継会社の株式等について次に掲げるいずれかの規定の適用を現に受けているときは、同項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の7第1項</p>	<p>相続税の申告書は、これらの規定の適用のある相続税の申告書として取り扱い、当該贈与税の申告書の提出期限までに当該贈与税の申告書の提出がなされないときは、これらの規定の適用を受けない相続税の申告書として取り扱うことに留意する。</p> <p>(経営相続承継期間の意義)</p> <p>70の7の4-7 措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける場合における同条第2項第5号に規定する経営相続承継期間（以下「経営相続承継期間」という。）は、次に掲げる場合の区分に応じ次に定めるとおりとなることに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの間に特例対象贈与に係る贈与者（経営相続承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が同条第16項第3号の規定の適用に係るものである場合には、当該贈与者又は当該贈与前に措置法第70条の7の4第1項の特例受贈非上場株式等につき措置法第70条の7第16項第3号の規定の適用に係る贈与をした経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者。以下70の7の4-7において同じ。）が死亡した場合 当該死亡に係る相続の開始の日から当該5年を経過する日又は当該特例対象贈与に係る経営相続承継受贈者の死亡の日の前日のいずれか早い日までが経営相続承継期間となる。</p> <p>(2) 措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間に特例対象贈与に係る贈与者が死亡した場合 経営相続承継期間は存在しない。</p> <p>(既に非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等)</p> <p>70の7の4-9 認定相続承継会社の非上場株式等について、措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとする者以外の者が当該認定相続承継会社の非上場株式等について次に掲げるいずれかの規定の適用を現に受けているときは、同項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の7第1項</p>

改正後

- (2) 措置法第70条の7の2第1項
 (3) 措置法第70条の7の4第1項
 (注)1 措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受けようとする者が当該認定相続承継会社の株式等について上記(1)から(3)までのいずれかの規定の適用を受けている場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。
 2 上記の措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受けることができるかどうかの判定は、認定相続承継会社ごとに行うことに留意する。

(措置法第70条の7の4第18項各号に掲げる場合)

70の7の4-10の2 措置法第70条の7の4第18項各号に掲げる場合とは、次の(1)から(3)までの区分に応じ、それぞれに掲げる算式を満たす場合（(3)にあつては、当該算式を満たし、かつ、措置法規則第23条の12第9項において準用する同規則第23条の10第46項に定めるところにより証明がされた場合）をいうことに留意する。

(1) 措置法第70条の7の4第18項第1号に規定する「資産が災害によって甚大な被害を受けた場合」

(算式)

$$\frac{\text{会社の災害により滅失をした資産（特定資産を除く。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額}}{\text{災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時ににおける会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額}} \geq \frac{30}{100}$$

(2) 同項第2号に規定する「当該会社における雇用の確保が困難となった場合」

(算式)

$$\frac{\text{会社の被災常時使用従業員の数}}{\text{会社の災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数}} \geq \frac{20}{100}$$

(注) 上記算式における「被災常時使用従業員」とは、会社の事業所（常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもので、当該災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限る。）のうち当該災害が発生した日から同日以後6月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が当該会社の本来の業務に従事することができないと認められるものにおいて、当該災害が発生した日の前日に使用して

改正前

- (2) 措置法第70条の7の2第1項
 (3) 措置法第70条の7の4第1項
 (注)1 措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受けようとする者が当該認定相続承継会社の非上場株式等について上記(1)から(3)までのいずれかの規定の適用を受けている場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。
 2 上記の措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受けることができるかどうかの判定は、認定相続承継会社ごとに行うことに留意する。

(新設)

改正後	改正前
<p>いた常時使用従業員をいうことに留意する。</p> <p>(3) <u>同項第3号に規定する「当該会社の売上金額が大幅に減少した場合」</u></p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{特定日から特定日以後6月を経過する日までの間における売上金額}}{\text{特定日の1年前の日から同日以後6月を経過する日までの間における売上金額}} \leq \frac{70}{100}$ <p>(注) 1 <u>上記算式における「特定日」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいうことに留意する。</u></p> <p>2 <u>中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日については、70の7の2-65参照。</u></p> <p>(70の7の2関係通達の準用)</p> <p>70の7の4-12 70の7の2-7((申告期限前に全部確定事由が生じた場合))、70の7の2-8((相次相続控除の算式))、70の7の2-10((担保の提供等))~13((常時使用従業員の意義))、70の7の2-14の3((特定特別関係会社の意義等))、70の7の2-17((代表権を有しないこととなった場合の意義))~20((解散等をした場合等の意義))、70の7の2-22((資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義))~34((特定事由))及び70の7の2-37((増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ))~67((措置法第70条の7の2第17項に関する通達の準用))については、経営相続承継受贈者が措置法第70条の7の4の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p>[措置法第70条の7の5((医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除))関係]</p> <p>(贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7の5-3 経済的利益に係る贈与者が、当該経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限(相続税法第28条第1項又は第2項に規定する期限をいう。以下70の7の7-2までにおいて同じ。)前に、かつ、受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合における措置法第70条の7の5第1項の規定の適用については、次に掲げることに留意する。</p> <p>(1) 贈与者が認定医療法人の持分の放棄をした日の属する年に死亡した場合</p>	<p>(70の7の2関係通達の準用)</p> <p>70の7の4-12 70の7の2-7((申告期限前に全部確定事由が生じた場合))、70の7の2-8((相次相続控除の算式))、70の7の2-10((担保の提供等))~13((常時使用従業員の意義))、70の7の2-14の3((特定特別関係会社の意義等))、70の7の2-17((代表権を有しないこととなった場合の意義))~20((解散等をした場合等の意義))、70の7の2-22((資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義))~34((特定事由))及び70の7の2-37((増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ))~53((納税猶予期限の繰上げに該当することとなった日))については、経営相続承継受贈者が措置法第70条の7の4の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p>[措置法第70条の7の5((医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除))関係]</p> <p>(贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の7の5-3 経済的利益に係る贈与者が、当該経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限(相続税法第28条第1項又は第2項に規定する期限をいう。以下70の7の7-2までにおいて同じ。)前に、かつ、受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合における措置法第70条の7の5第1項の規定の適用については、次に掲げることに留意する。</p> <p>(1) 贈与者が認定医療法人の持分の放棄をした日の属する年に死亡した場合</p>

改正後	改正前
<p>受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得した場合であっても、当該受贈者が当該贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益について同項の規定の適用を受けるときには、当該経済的利益については措置法令第40条の8の4 <u>第15項</u>の規定により相続税法第19条第1項の規定の適用がないことから、同法第21条の2第4項の規定の適用もないことに留意する。</p> <p>(2) 贈与者が認定医療法人の持分の放棄をした日の属する年の翌年に死亡した場合</p> <p>受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得した場合であっても、当該受贈者が当該贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益について措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けるときには、当該経済的利益については措置法令第40条の8の4 <u>第15項</u>の規定により相続税法第19条第1項の規定の適用がないことから、当該経済的利益の価額は相続税の課税価格に加算されないことに留意する。</p> <p>(注) 受贈者が、贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益について措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受ける場合には、当該贈与者の死亡に係る相続税法第27条の規定による相続税の申告書の提出期限において、当該経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限が到来していないときであっても、当該経済的利益の価額は当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されないことに留意する。</p>	<p>受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得した場合であっても、当該受贈者が当該贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益について同項の規定の適用を受けるときには、当該経済的利益については措置法令第40条の8の4 <u>第14項</u>の規定により相続税法第19条第1項の規定の適用がないことから、同法第21条の2第4項の規定の適用もないことに留意する。</p> <p>(2) 贈与者が認定医療法人の持分の放棄をした日の属する年の翌年に死亡した場合</p> <p>受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得した場合であっても、当該受贈者が当該贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益について措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けるときには、当該経済的利益については措置法令第40条の8の4 <u>第14項</u>の規定により相続税法第19条第1項の規定の適用がないことから、当該経済的利益の価額は相続税の課税価格に加算されないことに留意する。</p> <p>(注) 受贈者が、贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益について措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受ける場合には、当該贈与者の死亡に係る相続税法第27条の規定による相続税の申告書の提出期限において、当該経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限が到来していないときであっても、当該経済的利益の価額は当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されないことに留意する。</p>